

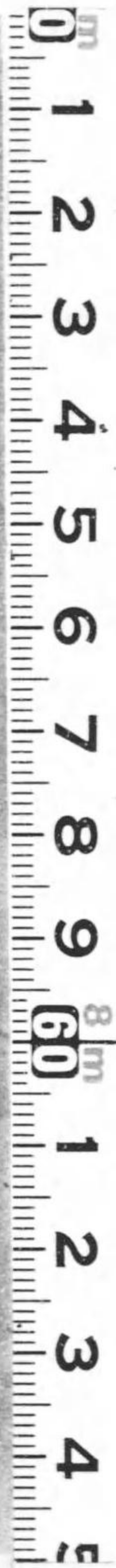
理髮美容師試驗問題及答案集

RIHATSU BIYOSHI
EXAMINATION QUESTION
AND
ANSWER FOR
AICHI.
SHIZUOKA
GIFU.
MIYE.

三	岐	靜	愛
重	阜	岡	知
縣	縣	縣	縣

版社弘展

356
159



始



特207
657

醫學士 岩倉勝雄先生校閱

帝國美容學院編



理髮美容師

試驗問題及答案集



晟弘社藏版

大正八年大阪府に大正九年福井縣に漸次各府縣で理髮營業者に試験を行ふ事と成た結果之が必然の歸趨として色々の参考書が出版せらるゝに至つた加も各府縣衛生當局者に依てもせられたものが多數であつた從て該府縣に於て受験せらるゝ人々に向ては必須的教科書の觀を呈した事も勿論である然しながら理髮衛生の根本から考へ府縣に依て甲乙のあるべき理由がなきのみならず各府縣は殆んど悉くが試験制度を施行する様になつた結果年々歳々提出せらるゝ問題の數も甚だ多數となり其問題丈けを蒐集しても宛然教科書的のものが出來得る事と相成た次第である此頃知友梅村清光氏の紹介に依り渡邊綱慶君が來られた理髮試験問答集を著したいから序文を書いて呉れとの事である之を一讀する簡にして要を得て居るものと思ふ前顯の主趣に依り大方各位の参考書と成らば幸である

愛知縣衛生課長

福田常太郎

序

「若返りは美髪から」と言ふ金言があるが之は一般衛生思想の普及涵養と衛生施設の完備と相俟つて初めて意味あるものとなるのである従つて理髪師の衛生的識見の必要なる事は論を俟たないところで近來理髪試験の難しくなつて來た事が頷れる。

友人渡邊君は彼の受験準備中依頼を受けて元愛知醫科大學解剖標本室で彼に解剖標本示説をした事からなかくの努力家である事に感心した譯で此度彼が其の經驗から後進の爲に盡力したいといふ念願を起し遂に此の答案集の校閲をたのまれ心よく引受けた次第である。

自分の勤務の暇をさいて校閲に掛つたのであつて未だ初版の事とて不備

な點もある事と思ふが現今では受験準備中の諸君の良い参考書と推奨する次第である。たゞ終りに解剖、生理を充分了解せんが爲には標本乃至實物示説を受くべきである事を諸君に一言して擱筆する。

昭和病院外科室にて

岩

倉生

はしがき

A 従來各府縣の理髮試験に際し受験者は極めて多數あるに拘らず是が試験に合格するもの甚だ寡きを見るのは誠に遺憾である。

B 之れには種々な原因はあらうけれど大体は左の諸因に因るものと思ふ。

- 一、一般業者には過ぎたる學術に亘る爲め
 - 二、正式の教育を受けてゐる者少なき爲め
 - 三、試験問題に對し解答の要点を掴み得ぬ爲め
 - 四、理髮試験を軽く見過てゐる爲め
- 此等が不合格の大なる原因であらう。

C この状態に鑑み淺學菲才を不願、受験者の好伴となり、試験合格の指針に資せんことし以て本集を編纂したのである。

D 本集は愛知縣始め各地に於ける試験問題を主に蒐集し之が解答を正確懇切に掲載したものであつて○印は特に力を入れ會得せられたし。

E 受験者諸賢は是が全集を自讀自習し勉學中は暇さへあれば本集に向つて怠りなくその課題、その解答を深く腦中に收め終業後は必らず一定の時間本集を一騎打し、本全集を投げ棄んまでに奮闘努力せられ、只一回にて見事試験に合格されん事を切望するものである。

F 終りに臨んで福田愛知縣衛生課長から序文を賜り又岩倉醫學士が勤務多忙の身を以て親切丁寧に全文を校閲なし被下しことを茲に記して深く感謝する次第である

著者 渡邊綱慶

参考書目

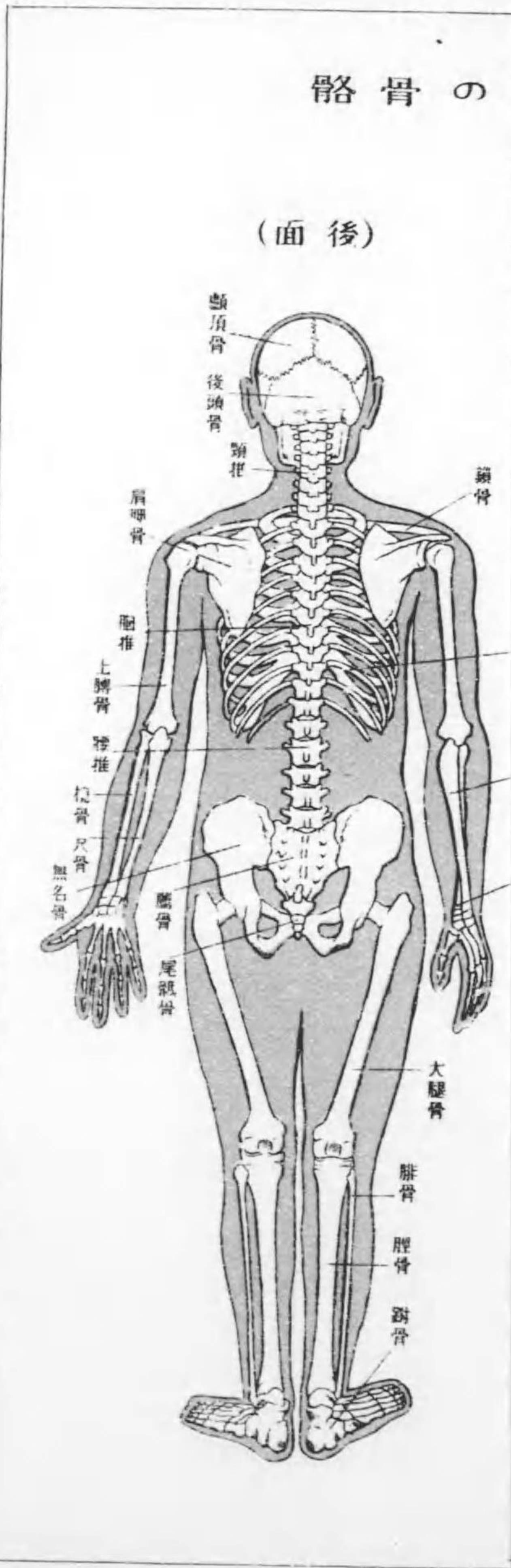
- 一、醫學博士 碓居龍太監修 新撰看護學全書 上、下卷
- 二、醫學士 鋤柄直也 共著 通俗家庭醫學大典
赤十字病院醫員 左近允尙彦
- 三、醫學博士 竹内松次郎著 近世細菌學及免疫學、總論、各論
- 四、醫學博士 土肥慶藏著 皮膚科學 中、下卷
- 五、醫學博士 佐久間兼信著 產婆學教科書 第一卷
- 六、醫學博士 佐久間兼信著 產婆學獨習書 第一卷
- 七、主婦之友 新年號第一附錄 家庭療法全集
- 八、醫學博士 石川日出鶴丸著 石川生理衛生教科書
- 九、醫學博士 岡本京太郎著 家庭醫學
- 勝田源次郎
菱倉龜藏
小川浩
坂下貢
犬飼三太郎
- 十、愛知縣衛生課 共著 愛知縣理髮衛生教科書 全

十一、Sobotta; Atlas der deskriptiven Anatomie des menschen.
 十二、Wullstein Küttner; Lehrbuch d. Chirurgie.

第二圖

人體

(二) 骨體幹		(三) 骨頭
(五) 骨幹軀		(三) 骨頭
肋骨 (二四)	胸骨 (一)	頭蓋骨 (八)
眞肋骨 (七對) 假肋骨 (五對) [中に浮肋骨 (二對)]		前頭骨 (一) 顱頂骨 (一對) 後頭骨 (一) 顱額骨 (一對) 蝴蝶骨 (一) 篩骨 (一)
	椎骨 (三三)	顏面骨 (二四)
	頸椎 (七) 胸椎 (一二) 腰椎 (五) 薦椎 (五) [癒合して薦骨 (一) をなす] 尾椎 (四) [同上尾骶骨 (一) をなす] 全部で脊柱をなす。	鼻骨 (一對) 淚骨 (一對) 鋤骨 (一) 下鼻甲介 (一對) 額骨 (一對) 上顎骨 (一對) 口蓋骨 (一對) 下顎骨 (一)
	舌骨 (一)	
	胸椎と共に胸廓をなす。	

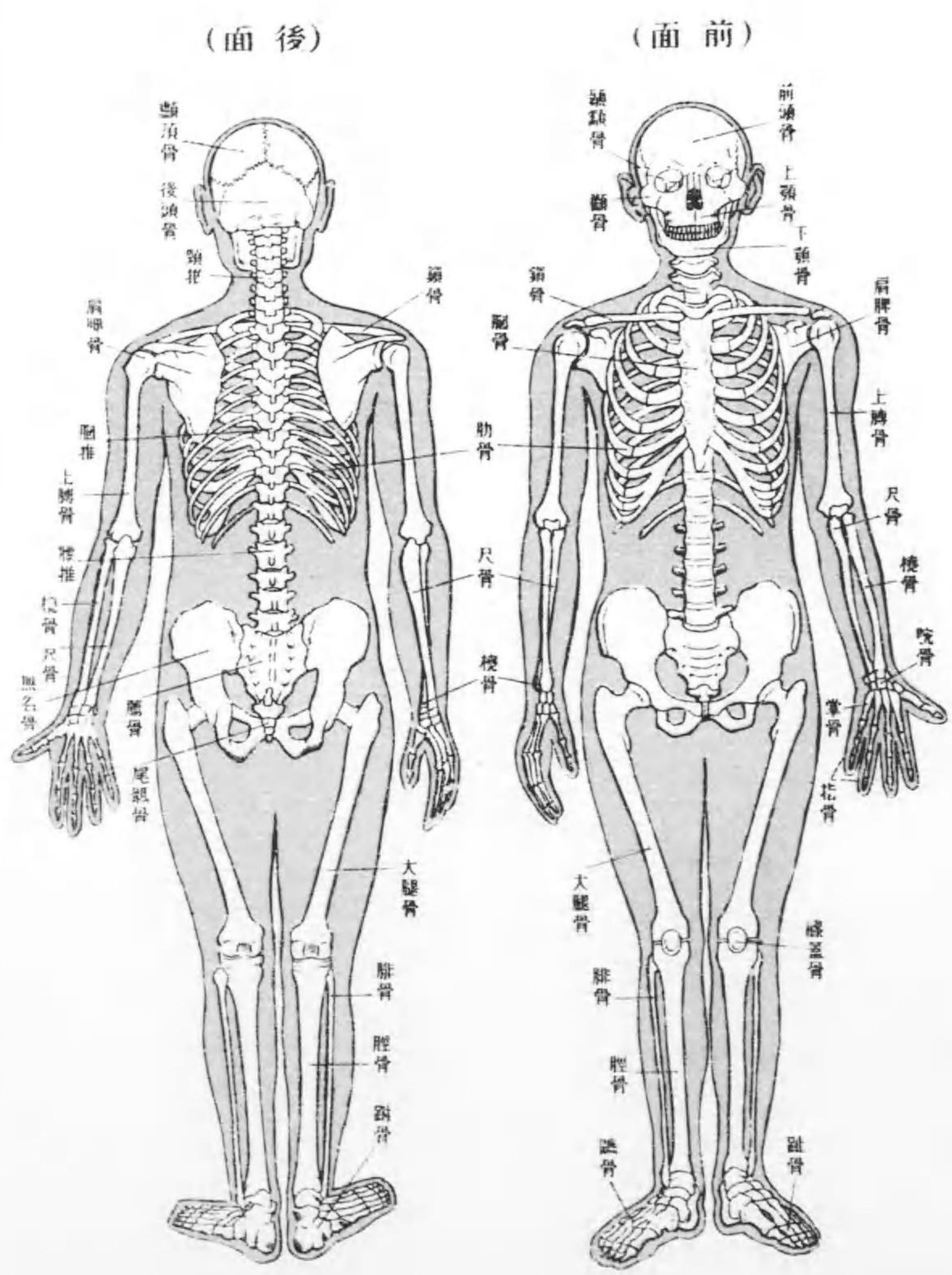


骨の
(面後)

人體骨骼

第一二圖

男子全身の骨格



(三) 骨 肢 四				(二) 骨 體 幹								
(六) 骨 肢 下		(四) 骨 肢 上		(五) 骨 幹 軀	(三) 骨 頭							
足 (五二)	下 腿 (四)	上 腿 (四)	腰 帶 (六)	手 (五四)	前 膊 (四)	上 膊 (二)	肩 帶 (四)	肋 骨 (二四)	胸 骨 (一)	椎 骨 (三三)	舌 骨 (一)	頭 蓋 骨 (八)
跗骨(七對) 蹠骨(五對) 趾骨(一四對)	脛骨(二對) 腓骨(二對)	大腿骨(一對) 膝蓋骨(一對)	腸骨(一對) 耻骨(一對) 坐骨(一對) [三者は合して無名骨(一對)をつくり、無名骨は薦骨尾骶骨と共に骨盤をなす。]	腕骨(八對) 掌骨(五對) 指骨(一四對)	橈骨(一對) 尺骨(一對)	上膊骨(一對)	肩胛骨(一對) 鎖骨(一對)	眞肋骨(七對) 假肋骨(五對) [中に浮肋骨(二對)]	胸椎(七) 胸椎(一二) 全部で脊柱をなす。 腰椎(五) 薦椎(五) [癒合して薦骨(一)をなす] 尾椎(四) [同上尾骶]	頸椎(七) 全部で脊柱をなす。	前頭骨(一) 顱頂骨(一對) 後頭骨(一) 顱額骨(一對) 蝴蝶骨(一) 篩骨(一)	顏面骨(一四) 下顎骨(一)
				胸椎と共に胸廓をなす。								

筋の身全子男

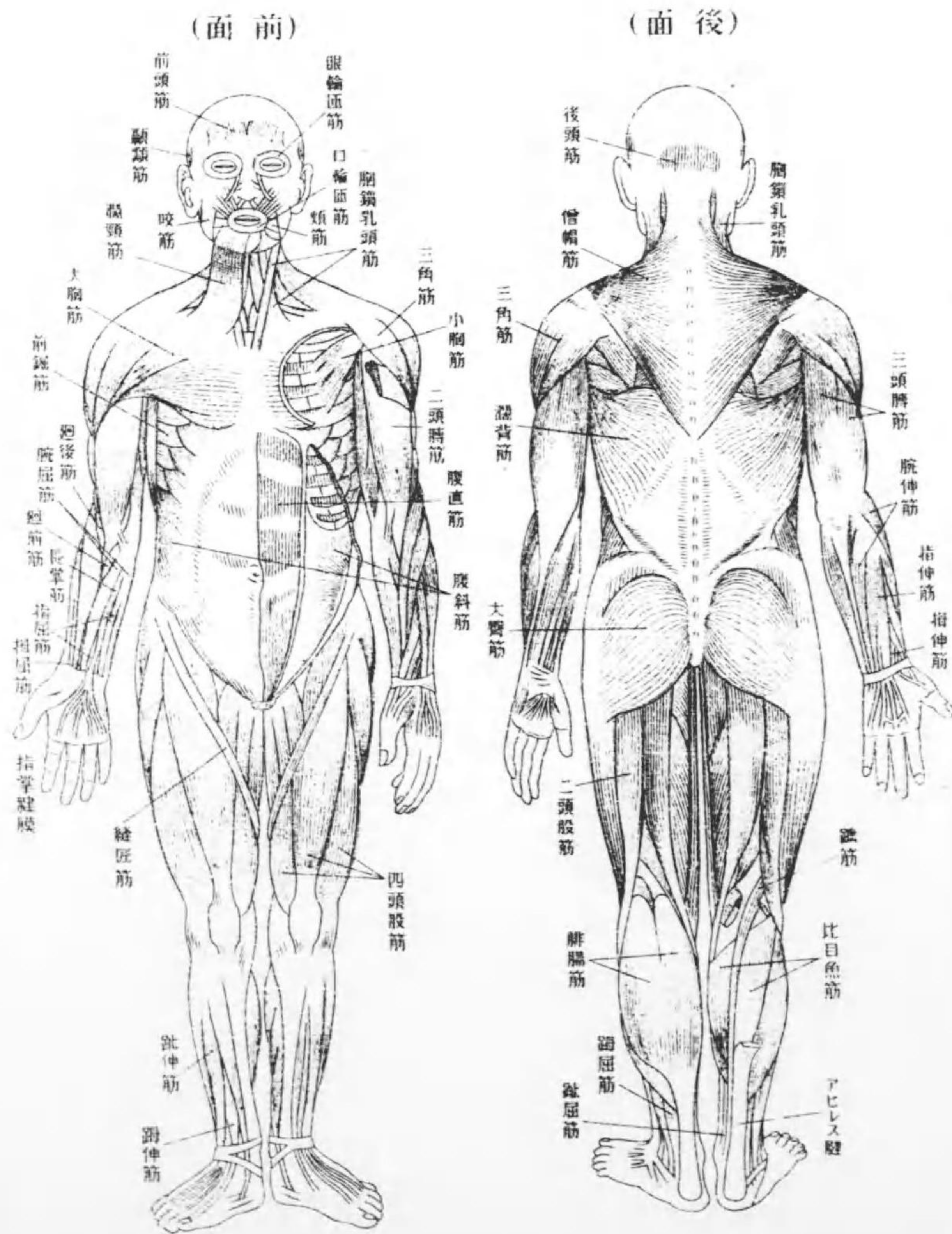
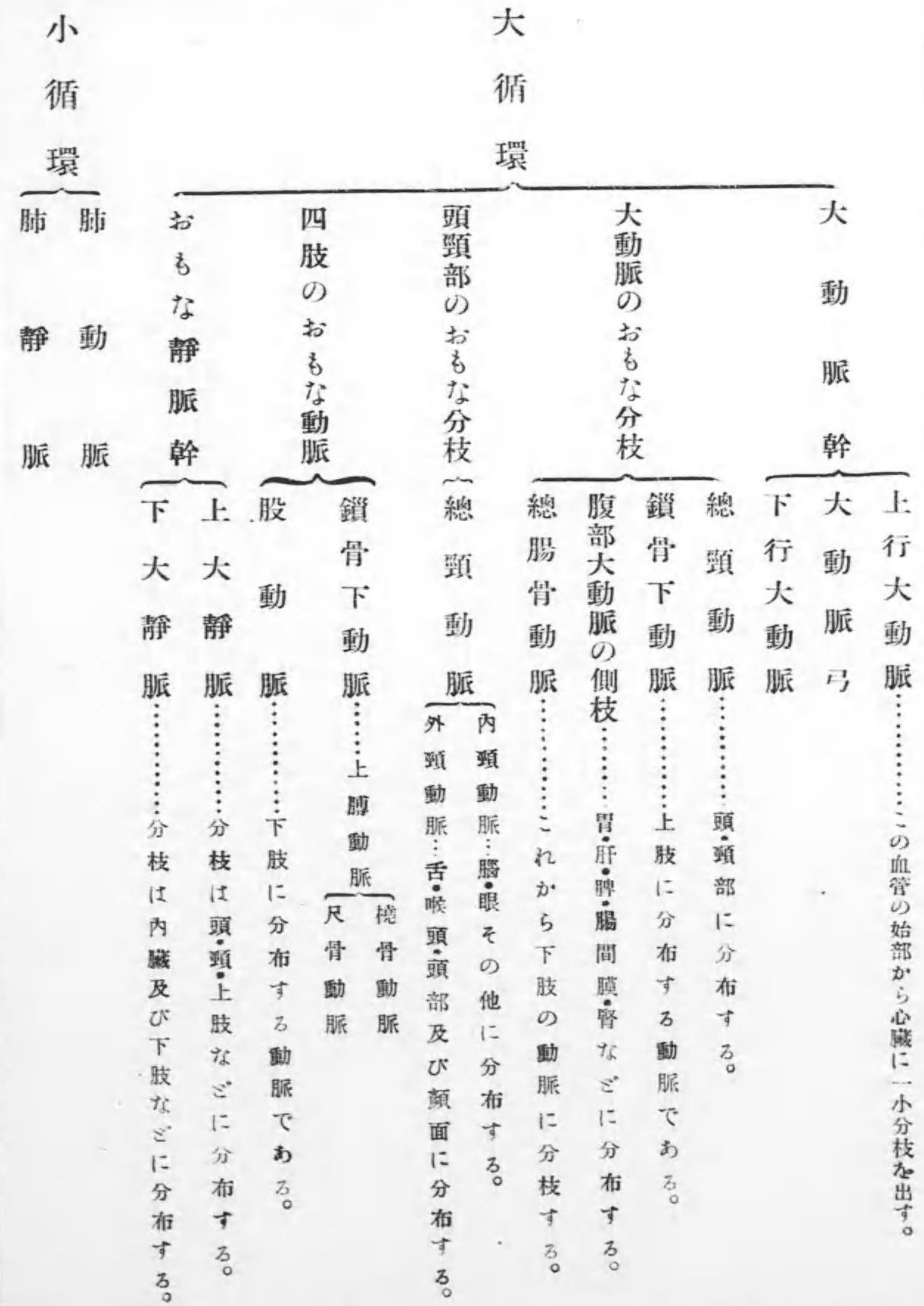


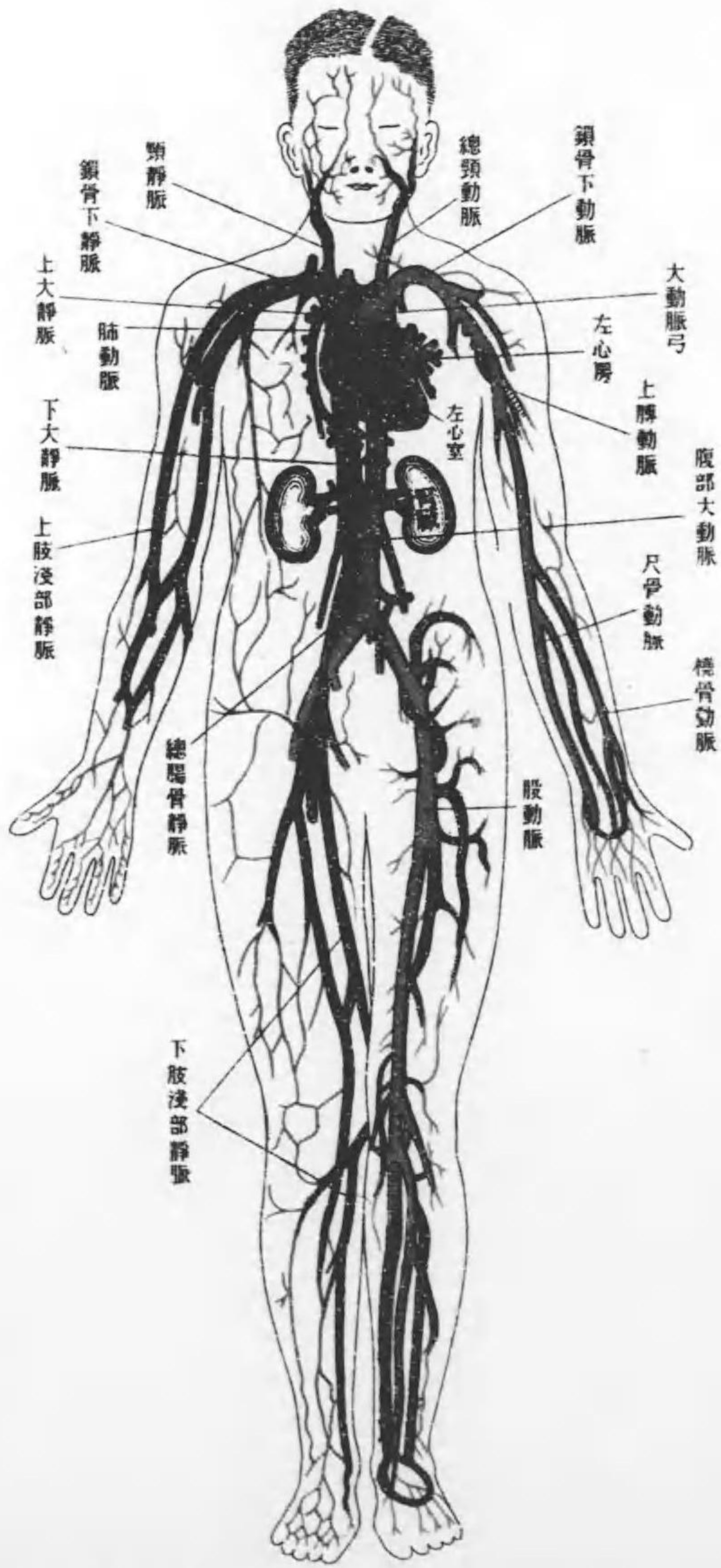
表 肉 筋

用 作 な も お	名 筋 要 主	頭 筋
。るす係關に動運嚙咀 。るげ舉引を顎下	筋 咬 頰	頭 筋
。いなし着附に骨 。るち閉を裂口	筋 匝 輪 口	筋
。いなし着附に骨 。るち閉を裂眼	筋 匝 輪 眼	筋
のるち落に外列齒の物食てけつし壓に列齒を膜粘頰 。く防を	筋 頭 乳 鎖 胸	軀 幹 筋
。く引へ方内前を肢上	筋 胸 大	筋
。く引へ方前を肩	筋 鋸 前	筋
。るす係關に吸呼式腹てし起を壓腹せさ屈前を柱脊ま營てつよに筋諸層深は旋廻・屈後・屈側の柱脊 (。るれ)	筋 直 腹	筋
。るす定固なれこたま 。く引へ方上はたま方内を肩	筋 斜 腹	筋
。く引へ方内後を肢上	筋 帽 僧 潤 三	筋
。るげ舉に平水てつか向へ方側を膊上	筋 背 角	筋
。るげ屈を膊前	筋 膊 頭 二	上 肢 筋
。す伸を膊前	筋 膊 頭 三	筋
計時を指拇、さふいで手右)。るす旋廻に後前を膊前向方の對反、ひいさ後廻をのす廻へ向方同じ同さ針の (ふいさ前廻をのす廻へ)	筋 前 後 廻 廻	筋
。るす伸屈を手	筋 屈 伸 腕 腕	筋
。るす伸屈を指	筋 屈 伸 指 指	筋
。るす伸屈を指拇	筋 屈 伸 拇 拇	筋
固が腿大 。るせさ旋廻へ方外、やげ舉へ方後を腿大。す伸を幹軀に時るす定	筋 臀 大	下 肢 筋
。るせさ旋内を腿下げ屈を膝び及腰	筋 匠 縫	筋
。るせさ旋内を腿大し伸を節關膝	筋 股 頭 四	筋
。るげ助を旋外の腿大引へ方内を腿大	筋 股 轉 内	筋
。るせさ旋外を腿下たまは筋股頭二。るげ屈を節關膝	筋 股 頭 二 半 半	筋
。るす屈上を足	筋 骨 脛 前	筋
。るげ舉を踵し屈下を足	筋 腸 目 腓 比	筋
。るす伸屈を趾	筋 屈 伸 趾 趾	筋
。るす伸屈を趾躡	筋 屈 伸 躡 躡	筋

血 管 系 表

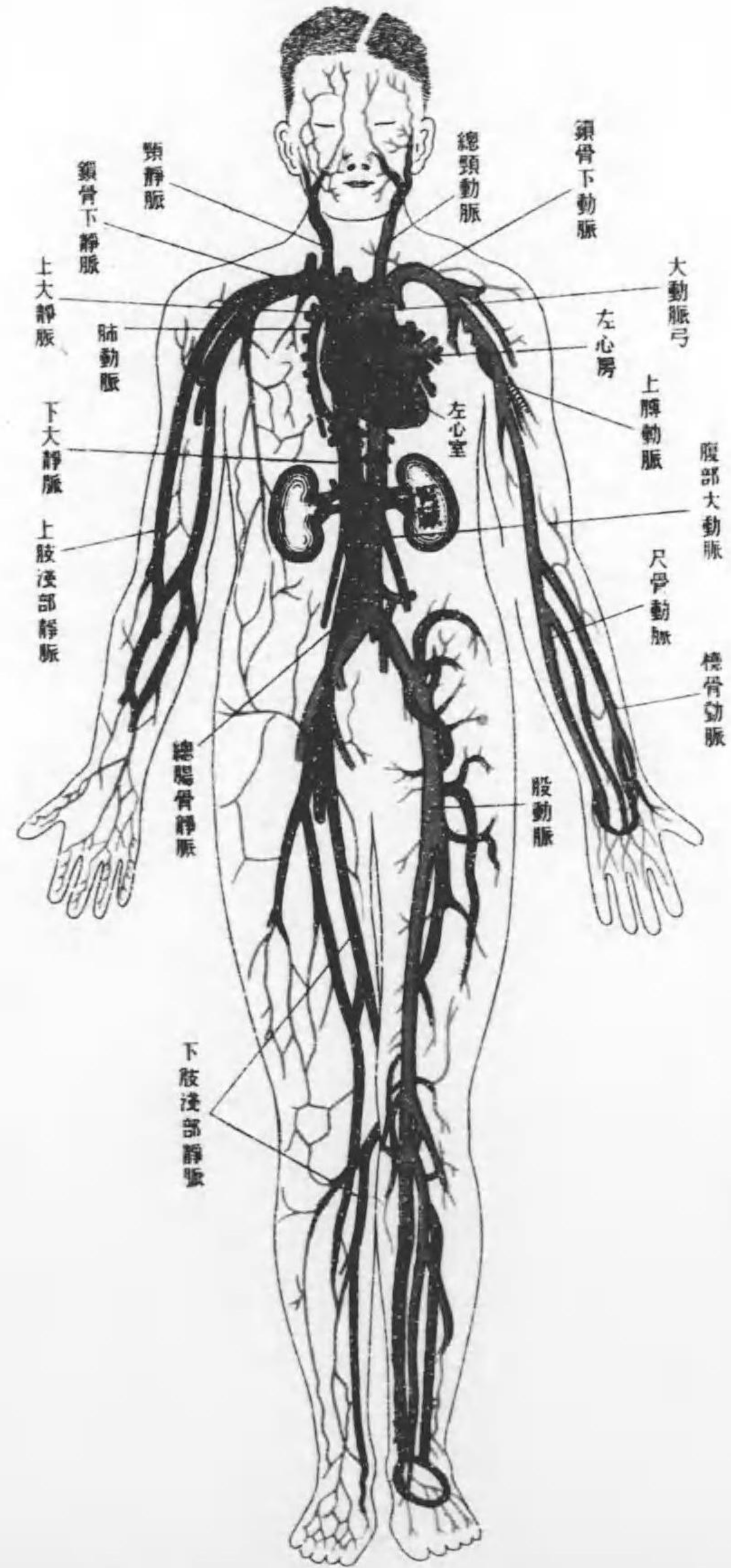


全 身 の 循 環 系



右側の四肢には表層の靜脈を示し左側には深部の動脈だけを示した但し深部の靜脈は動脈に伴なうて存するから圖にはこれを除いた肺動脈及び腹部器官の動脈も腎臓血管のほかにこれを省略した。

系環循の身全



右側の四肢には皮膚の静脈を示し左側には深部の静脈だけを示した。但し深部の静脈は動脈に伴なうて存するから圖にはこれを除いた。肺動脈及び胎盤の静脈も同様に示すのはこれを省略した。

目次

- 一、試験問題及答案集..... 一
- 一、愛知縣理髮營業取締規則..... 九
- 一、静岡縣理髮營業取締規則..... 一〇
- 一、岐阜縣理髮營業取締規則..... 一一
- 一、三重縣理髮營業取締規則..... 一九
- 一、「既出」愛知縣理髮試驗問題..... 二二
- 一、「既出」静岡縣理髮試驗問題..... 二四
- 一、「既出」岐阜縣理髮試驗問題..... 二五
- 一、「既出」三重縣理髮試驗問題..... 二五

理髮美容師 試験問題 及 答案集



問 衛生學とは如何に。

答 衛生學とは吾人の健康を害する事柄を排除して健康保持と増進とを計る事を學ぶ學問を言ふ。

問 解剖學とは如何に。

答 解剖學とは身體各部の形狀及び構造位置又は各器官の相互の關係を研究する學問を云ふ。

問 生理學とは如何に。

答 生理學とは生物體の一般生活現象及び各部器官の作用を説くものをいふ。

問 細胞とは如何なるものか。

答 生活體はすべて細胞から組立られ細胞は原形質と核とを有し元來球形であるが、種々な働きをする爲めにその形態も構造も種々に異なり核の中心には中心小体があり、又、細胞の原形質の外部には細胞膜を有するものがある。

問 人体の九系統を擧よ。

答 骨系統、筋系統、消化器系統、循環系統、呼吸器系統、泌尿器系統、生殖器系統、神経系統、感覺器系統

問 人體組織の主要を列記せよ。

答 人體組織を大別すれば左の三つより成る。

- 一、硬組織——骨、軟骨、歯牙、爪、毛髮
- 二、軟組織——皮膚、粘膜、漿膜、結締織、脂肪組織、筋肉、血管、淋巴管、神經、内臓
- 三、液體組織——血液、淋巴液、腦脊髓液、分泌液（粘液、漿液、涙液、乳汁、消化液（内分泌液）排泄液（尿、汗））

問 骨とは如何に。

答 骨はその質、硬く、二百餘個を以つて相連り骨格をなし身體の形態を造り、諸器官の保護、又は運動を司るものである。

問 骨を形狀によつて區別せよ。

答 長骨、短骨、扁平骨。

問 骨の形狀を問ふ。

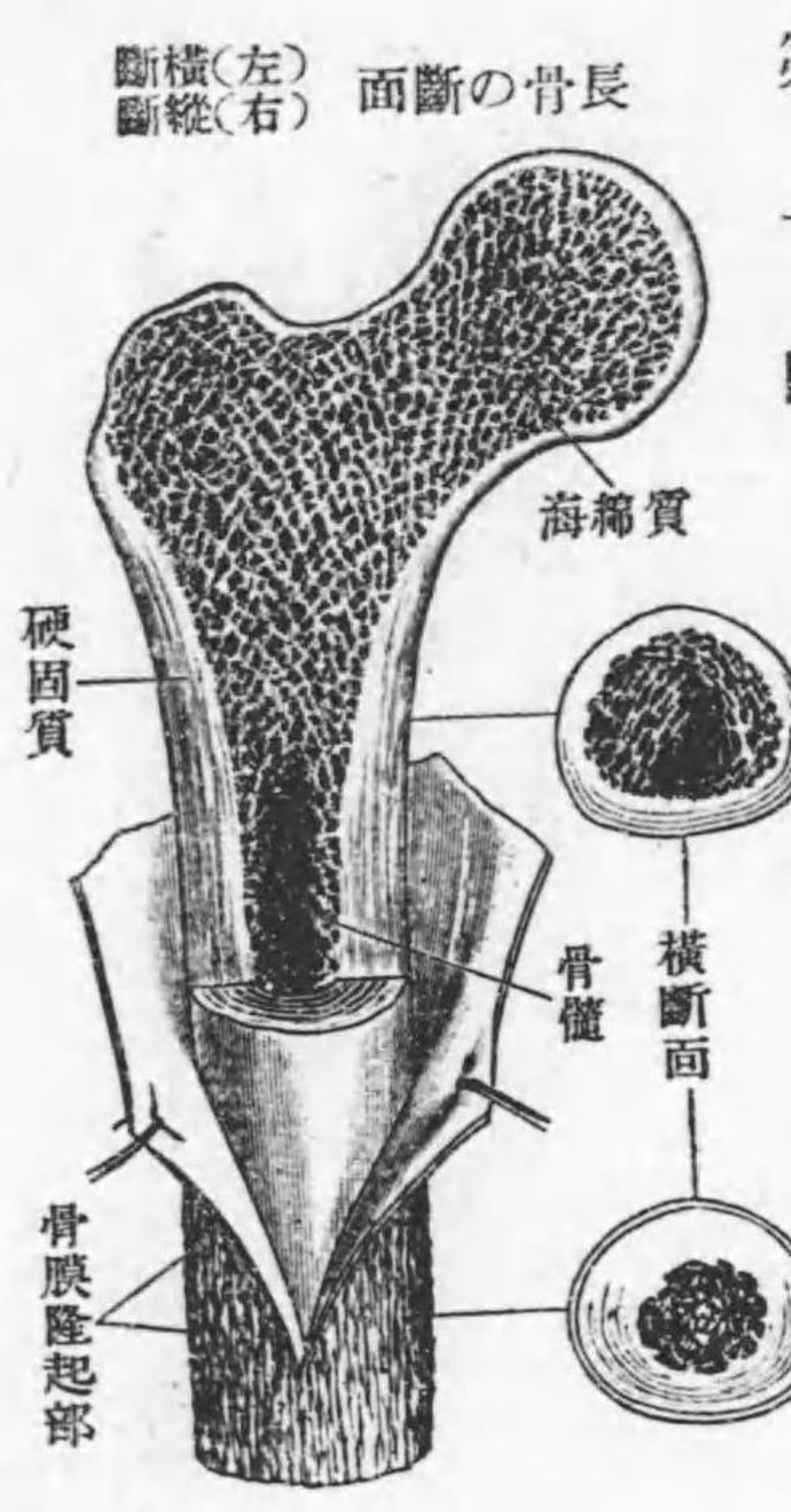
答 骨の形狀は長骨、短骨、扁平骨とに別れ、

- 一、長骨は上膊骨、大腿骨等の如き管狀で長い骨を云ふ。
- 二、短骨は手足の骨の如く比較的短かい骨を云ふ。
- 三、扁平骨は板、或は皿狀で頭蓋骨の如き扁平なる骨を云ふ。

問 骨の構造に就て記せ。

答 關節以外の骨の表面は、皆、骨膜で蔽はれ、其下にある層は緻密であるから緻密質と稱し、長骨では之を亦皮質とも云ふ。骨端部及び緻密質の内部は無数の小孔を有し、海綿狀を呈するから海綿様質と云ふ。骨端部の海綿様質の間には髓腔があつて骨髓を藏してゐる、骨髓は其色によつて黄色骨髓と赤色骨髓とに分てゐる、其他、骨には栄養孔があつて栄養血管が骨膜から骨の中に入つてゐる。

第一圖



問 軟骨とは如何なるものか。

答 軟骨の多くは黄白色で稍々透明である。

石灰質少なく膠様質多く弾力性を持つてゐる、其の形状は所在によつて異なり、關節間にあるのは扁平であるが氣管にあるのは環状をして耳輪、鼻翼、を作つてゐるのは各々特有の形をなしてゐる、

問 骨髄を大別せよ。

答 骨髄を大別すれば、

- 一、頭骨 二、頭蓋骨、顔面骨、
- 二、軀幹骨 三、脊椎骨、胸廓、骨盤、
- 三、四肢骨 四、上肢骨、下肢骨、

問 骨髄を部位によつて細別せよ。

答 骨髄を部位によつて別けると頭骨、軀幹骨、四肢骨との三部に分つ之を細別すると次の様である。

第一、頭骨

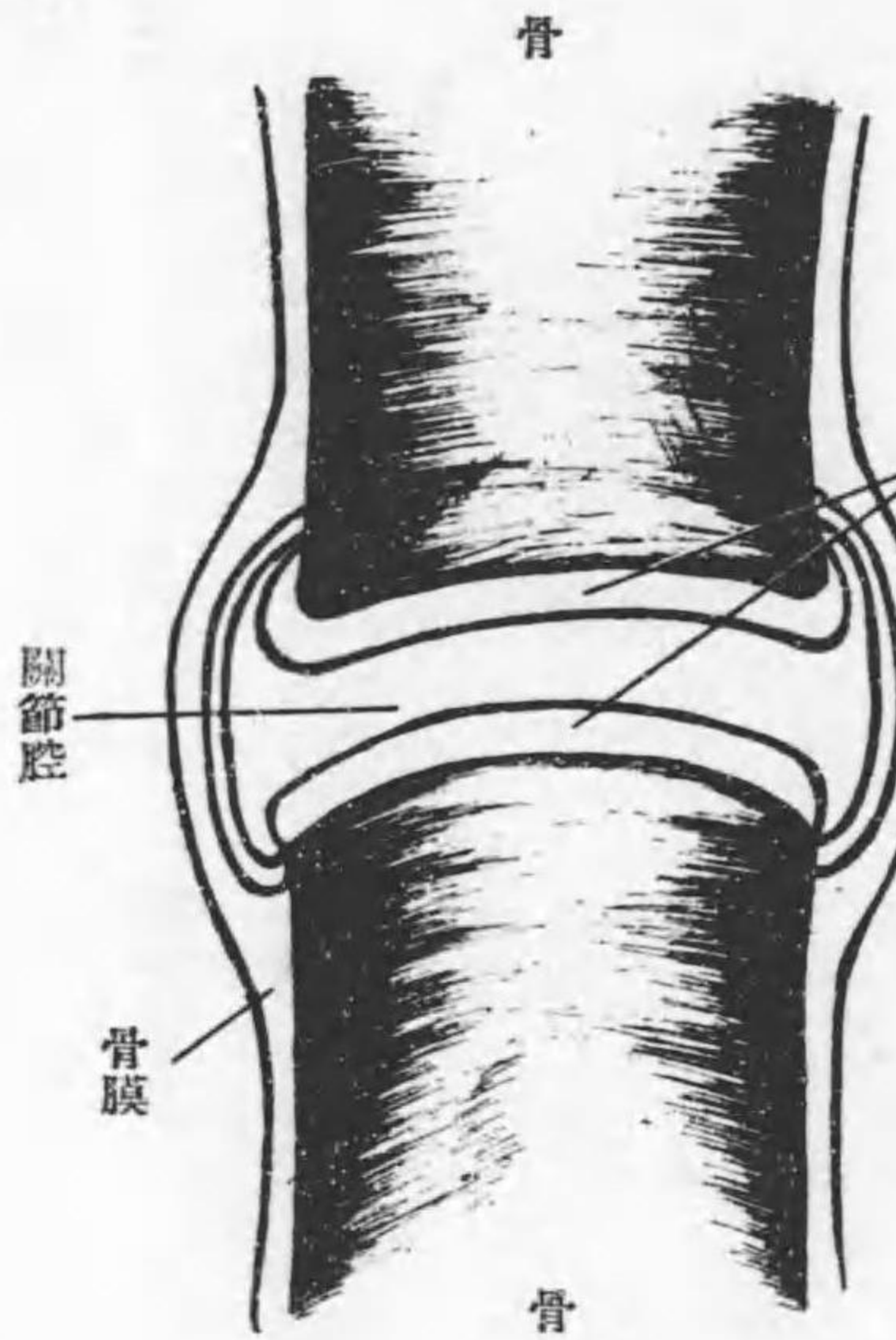
- 甲、頭蓋骨 一、前頭骨、二、顛頂骨、三、後頭骨、四、顛顛骨、五、篩骨、六、胡蝶骨、
- 乙、顔面骨 一、額骨、二、上顎骨、三、下顎骨、四、鼻骨、五、淚骨、六、甲介骨、七、口蓋骨、八、鋤骨
- 第二、軀幹骨
- 甲、脊椎骨 一、頸椎、二、胸椎、三、腰椎、四、薦椎骨、五、尾骶骨、

- 乙、胸廓 一、胸椎、二、胸骨、三、肋骨
- 丙、骨盤 一、薦骨、二、尾骶骨、三、髌骨（無名骨）
- 第三、四肢骨
- 甲、上肢骨 一、鎖骨、二、肩胛骨、三、上膊骨、四、前膊骨、五、手骨

第三 圖

關節軟骨

關節囊



問 關節とは如何。

答 關節とは骨と骨とが聯接し蝶番の様に回轉する所て關節面は軟骨で被はれ、關節の周圍は關節囊と靱帯とで被はれ、關節囊の内面には滑液膜があり、これから關節腔に滑液を分泌して關節の運動を、なめらかにしてゐる。

問 頭蓋骨の名稱及個數を擧よ。

答 前頭骨一個、後頭骨一個、顛頂骨二個、顛顛

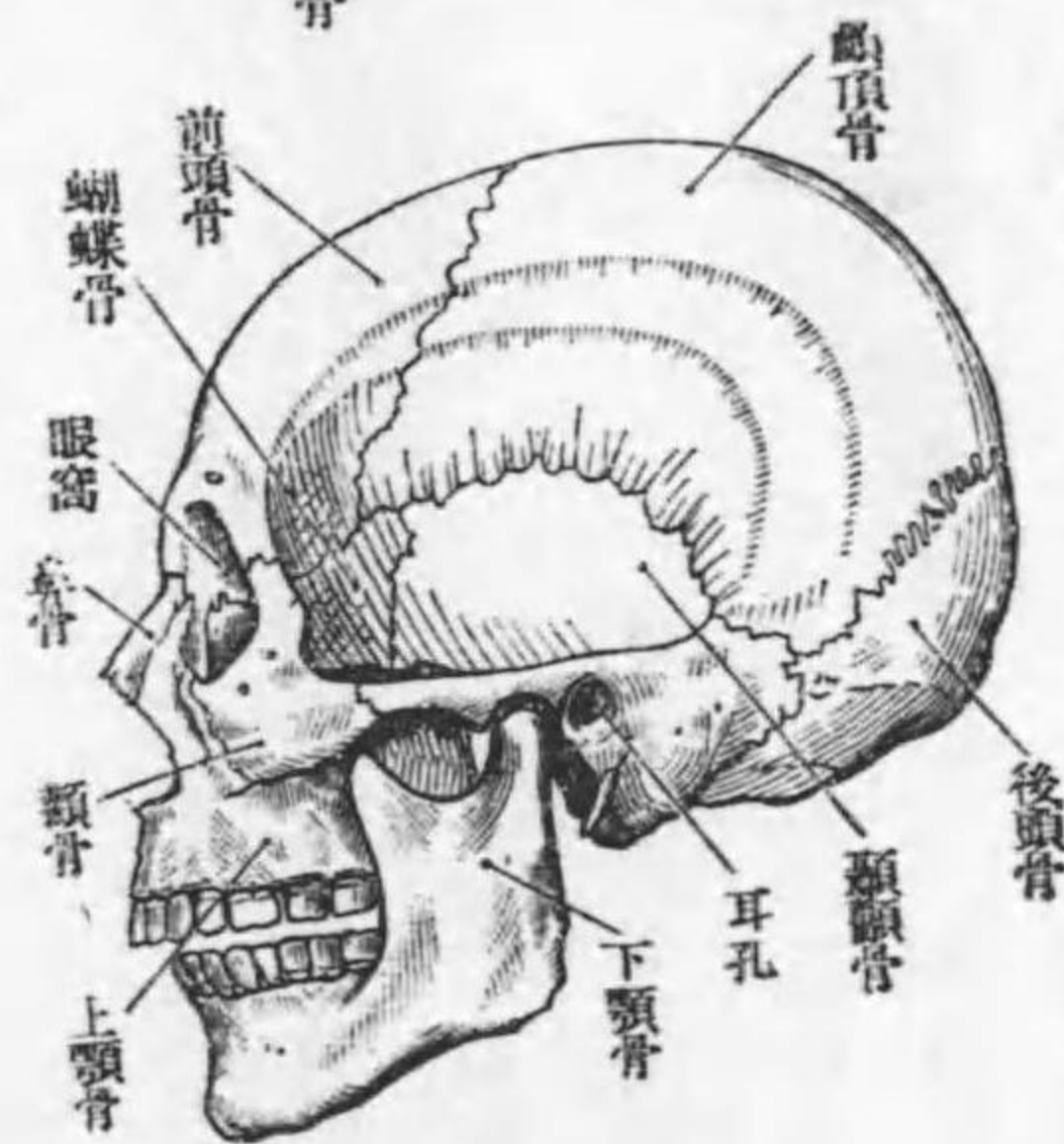
骨二個、胡蝶骨一個、篩骨一個の八個より成つてゐる。

第四圖

頭骨正面



頭骨側面



問○頭蓋骨の生理的作用を問ふ。

答 頭蓋骨は脳頭蓋と顔面頭蓋とより成り頭蓋腔を圍んで中に高等感覺器である脳髓を容れ、保護をしてゐる。

問 前頭骨の位置及び之に連接せる骨名

答 前頭骨は頭蓋骨の前方に位つて額の大部分をなし、關係骨は額頂骨、額骨、胡蝶骨、篩骨とに連接してゐる。

問 額頂骨の位置及關係骨の名稱を舉よ

答 額頂骨は頭蓋の頂に在り、前頭骨と後頭骨及び額頂骨に連接してゐる。

問 後頭骨の位置及び連接せる骨名を記せ。

答 後頭骨は頭部の後方に位り、連接せる骨は額頂骨、額頂骨、胡蝶骨等である。

問 顔面骨の名稱及び各骨数を細別せよ。

答 顔面骨は十五個より成る。額骨二個、鼻骨二個、涙骨二個、上顎骨二個、下顎骨一個、口蓋骨二個、下鼻甲介骨二個、鋤骨一個、舌骨一個、

問○軀幹骨を大別せよ。

答 軀幹骨を大別すれば脊柱骨、胸骨、肋骨とより成る。

問○頭部の名稱を述よ。

答 一、前頭部、二、額頂部、三、額部、四、後頭部、

問 脊柱骨の名稱及び個數を記せ。

答 頸椎骨七個、胸椎骨十二個、腰椎骨五個、薦椎骨五個、尾椎骨四個の三十三椎骨である。

問 筋に付いて知る處を記せ。

答 筋は赤色の柔軟で收縮性の運動を司る要器であつて体重のほぼ半ばを占め、意識によつて收縮し得る隨意筋と、自分の意志によらず自動的に運動する不隨意筋との二種に分ることが出来る。

問 隨意筋と不隨意筋とを別けよ。

答 隨意筋は意のままに收縮運動し得るもので四肢、又、軀幹にある筋肉の如きものである。不隨意筋

はひとりでに動いて意志に従はないもの、例へば心筋、胃、腸などの筋肉である。

問 筋肉の種類を表示せよ。

答 横紋筋（通常骨と骨との間に附着し其収縮により骨の運動を起す）随意筋

筋肉の種類 滑平筋（子宮、膈、胃、腸、血管等の壁を構成し其運動を営む）不随意筋

心筋（心臓の壁を構成し、其の運動を営む）

問 筋の構造を問ふ。

答 筋は筋繊維から成つてゐる、そのうち横紋のあるのを横紋筋、ないのを平滑筋と言ふ。横紋筋繊維

は結締織により次第に束ね集められ、終りに筋束を形づくり、平滑筋繊維は細胞間質によつて結合さ

れ筋肉の板を造る。筋肉には神経、血管が廣く分布してゐる。（第五圖参照）

問 骨格筋を區別せよ。

答 頭筋、頸筋、胸筋、背筋、腹筋、上肢筋、下肢筋に區別する。

問 顔面筋の名稱を略記せよ。

答 眼瞼筋、鼻筋、口輪匝筋、頤筋、笑筋、三角頤筋、顴骨筋、上唇方形筋、下唇方形筋、咬筋

問 筋肉の成分は如何。

答 筋肉は約七五%は水で、残りの主なる成分は蛋白質である。

問 頭部に於ける筋の名稱を述よ。

答 帽状腱膜、耳前筋、耳上筋、耳後筋

後頭筋、頭顱筋、前頭筋、

問 顔面各部の名稱を略記せよ。

答 (一)前額部、(二)眉間、(三)顴部、(四)頰部

(五)頸部、(六)頤部、(七)耳部、(八)眼部、(九)

鼻部、(十)口部

問 顔面各部の名稱を細別せよ。

答 (一)前額部、(二)眉間、(三)眉毛、(四)鼻丘

(五)鼻梁、(六)鼻尖、(七)鼻翼、(八)鼻中隔、

(九)鼻唇溝、(一〇)鼻背、(一一)鼻腔、(一二)鼻毛、

(一三)上睫毛、(一四)下睫毛、(一五)人中、(一六)上唇、

(一七)下唇、(一八)口輪匝筋、(一九)大顴骨筋、(二〇)鼻筋、

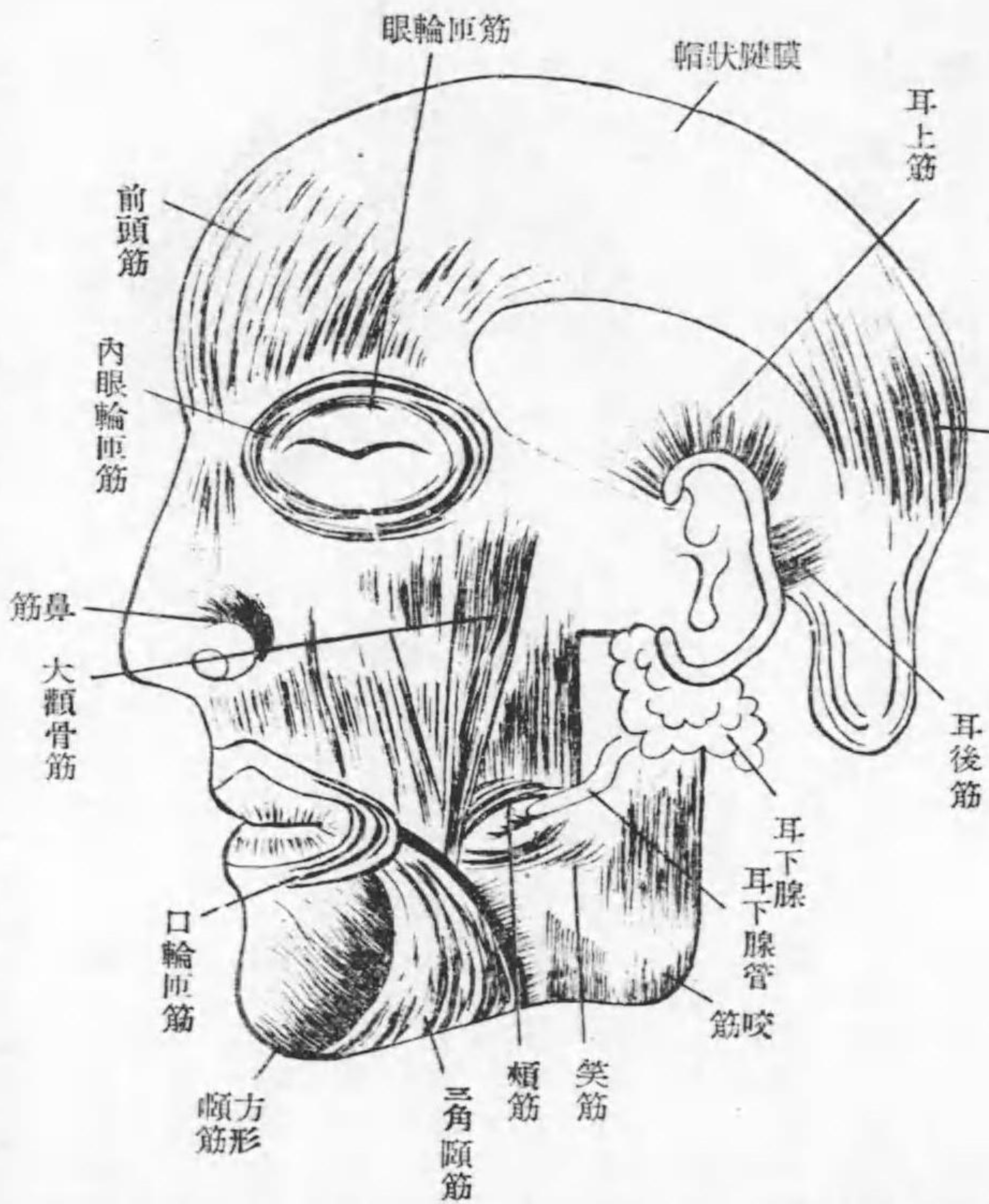
(二一)三角頤筋、(二二)頰筋、(二三)笑筋、(二四)口輪匝筋、

(二五)耳下腺管、(二六)耳下腺、(二七)耳後筋、(二八)耳上筋、

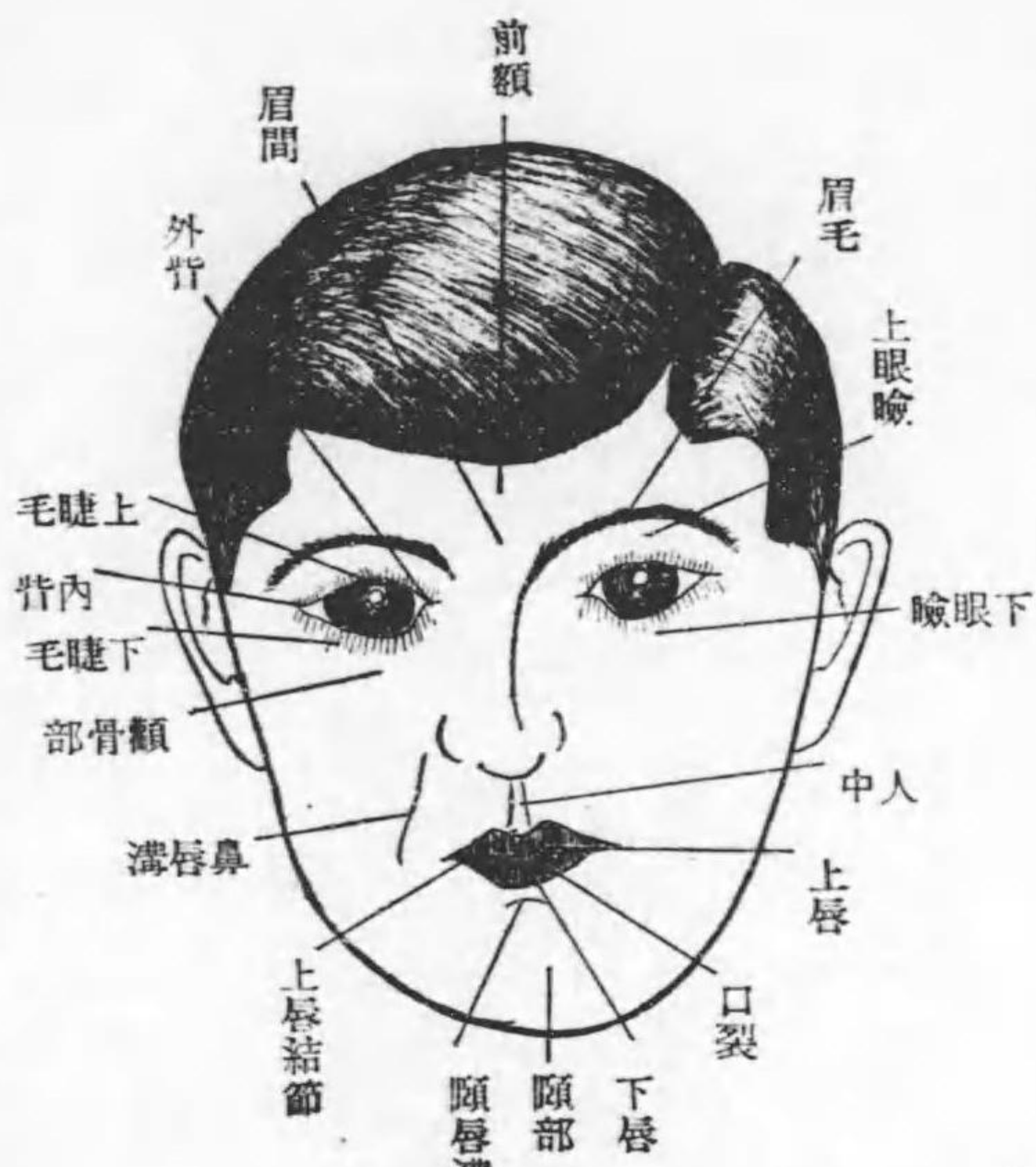
(二九)帽状腱膜、(三〇)眼輪匝筋、(三一)内眼輪匝筋、(三二)前頭筋、

(三三)上眼瞼、(三四)下眼瞼、(三五)眼裂、(三六)眼瞼縁、(三七)内眦、(三八)外眦、(三九)上睫毛、(四〇)下睫毛、(四一)人中、(四二)上唇、

第六圖 頭顔面筋（略圖）



第七圖



(三)下唇、(四)口角、(五)口裂、(六)頤部、(七)頤唇溝、(八)頤部、(九)頤部、(十)頤部、(十一)頤部、(十二)頤部、(十三)頤部、(十四)頤部、(十五)頤部、(十六)頤部、(十七)頤部、(十八)頤部、(十九)頤部、(二十)頤部、(二十一)頤部、(二十二)頤部、(二十三)頤部、(二十四)頤部、(二十五)頤部、(二十六)頤部、(二十七)頤部、(二十八)頤部、(二十九)頤部、(三十)頤部、(三十一)頤部、(三十二)頤部、(三十三)頤部、(三十四)頤部、(三十五)頤部、(三十六)頤部、(三十七)頤部、(三十八)頤部、(三十九)頤部、(四十)頤部、(四十一)頤部、(四十二)頤部、(四十三)頤部、(四十四)頤部、(四十五)頤部、(四十六)頤部、(四十七)頤部、(四十八)頤部、(四十九)頤部、(五十)頤部、(五十一)頤部、(五十二)頤部、(五十三)頤部、(五十四)頤部、(五十五)頤部、(五十六)頤部、(五十七)頤部、(五十八)頤部、(五十九)頤部、(六十)頤部、(六十一)頤部、(六十二)頤部、(六十三)頤部、(六十四)頤部、(六十五)頤部、(六十六)頤部、(六十七)頤部、(六十八)頤部、(六十九)頤部、(七十)頤部、(七十一)頤部、(七十二)頤部、(七十三)頤部、(七十四)頤部、(七十五)頤部、(七十六)頤部、(七十七)頤部、(七十八)頤部、(七十九)頤部、(八十)頤部、(八十一)頤部、(八十二)頤部、(八十三)頤部、(八十四)頤部、(八十五)頤部、(八十六)頤部、(八十七)頤部、(八十八)頤部、(八十九)頤部、(九十)頤部、(九十一)頤部、(九十二)頤部、(九十三)頤部、(九十四)頤部、(九十五)頤部、(九十六)頤部、(九十七)頤部、(九十八)頤部、(九十九)頤部、(一百)頤部。

問 耳の外表部の名稱を記せ。

答 (一)耳輪、(二)耳朶、(三)耳珠、(四)外聽道、(五)迎珠、

問 五官器の名稱を記せ。

答 外皮、聽器、味器、嗅器、視器

問 五官器の作用を略記せよ。

答 五官器は主に感覺を司る器官で、外界の現象を神經終末の感覺器に受け、其刺激を神經の中樞である腦髓に傳へるから觀念、感覺を起すものである。

問 觸器(外皮)とは如何なるものか。

答 觸器は皮膚で、皮膚は身體の外表を包み之を保護すると同時に觸感を司るものである。

答

觸器は皮膚で、皮膚は身體の外表を包み之を保護すると同時に觸感を司るものである。

問 聽器とは如何なるものか。

答 聽器は外耳、中耳、内耳の三部に區別され、外耳と中耳との間に鼓膜があり、之等の特有な作用に

第八圖



よつて外界から來た音響を腦神經に傳達し、初めて音を感じるものである。

問 嗅器とは何んなものか。

答 嗅器は鼻腔上部、即ち、嗅部の粘膜に嗅細胞があつて嗅神經がこれから生ずる。臭、香氣がこの神經細胞を刺激すると嗅神經は、之を大脳に傳へ嗅覺を起させる。

問 視器とは如何なるものか。

答 視器は外界の情況及び物体の形狀を視神經によつて感知する器官である。

問 味器とは如何なるものか。

答 味器は舌であつて舌の粘膜は諸種の乳頭を具へ其うち輪廓乳頭は最も大きく舌根に位し、山形に並んでゐる、乳頭の中に味蕾があり其中の味細胞から味覺神經を生ずる。水或は唾液に溶けた物質が味覺神經を刺激すると味神經は之を大脳に傳へ甘、酸、鹹、苦の感覺を起さしむ。

第九圖



問○鼓膜の位置及び其の作用を問ふ。

答 鼓膜は外聴道と鼓室との境に有る薄い膜であつて其の作用は外界より来た音響はまづ耳殻に當りこゝで音響は集められ、外聴道を経て鼓膜を振動し、鼓膜に受た響は、鼓膜に接着してゐる、三つの聽小骨の作用によつて内耳に傳へ、内耳の聽神經は之を大脳に傳へて聽覺を生ずるのである。

問 外聴道に於ける聽器の保護装置を記せ。

答 外聴道は迂り曲つてゐて外界から侵入する異物が直接鼓膜に突き當るのを防ぎ、外聴道口にある耳毛は異物の侵入を感知すると同時にその侵入を防ぎ、外聴道皮膚の耑聾腺から分泌する耑聾油は黄色の苦味のある脂肪で此の香りは蟲類が非常に嫌ふものである。

問○皮膚の構造を大別せよ。

答 皮膚の構造を大別すると、表皮、真皮、皮下結締織の三層から出来てゐる。

問 皮膚の衛生に付て述よ。

第十圖



答 皮膚の衛生は一に清潔を守ること、絶ず皮膚から分泌される汗の中の鹽分、尿素、皮脂及び表皮の剝片並に塵埃等が混つて垢となる、垢が積る時は汗腺、皮脂腺の管孔を塞ぎ其の機能を妨げて血行不良にする、そのみならず、垢の留積は各種病菌の寄生繁殖を助けるものであるから、平素よく入浴を行ひ、理髪をなし被服を洗濯して清潔にする事は皮膚の衛生のみならず全身の保健上大切である。

問 皮膚の附屬物は何々か。

答 皮膚の附屬物は、(一)毛髮、(二)爪、(三)皮脂腺、(四)汗腺、(五)乳腺などである。(三)(四)を合して單に皮膚といふ。

問○皮脂腺に就て知る處を記せ。

答 皮脂腺は毛囊の内に開口する葡萄狀腺で皮脂を分泌するもので、頭部、顔面に最も多い。作用としては絶えず脂肪を分泌して毛髮を潤し光澤を與へると共に、皮膚面を滑かにする。

問○汗腺に付て記せ。

答 汗腺は管状の腺で深く真皮内に達し、其の下部はうねつて塊状をして之から細管が上行して表皮に至り螺旋状にうねつて皮膚面に開口してゐる。

作用としては、汗として多量の水分、鹽類又少量の尿素有排泄し、腎臓の作用を助ける又は發汗の多少によりて體温の調節を司る。

問 ○皮膚の構造を問ふ。

答 皮膚は表皮、真皮、皮下結締織の三部よりなる。

(一) 表皮は角層、マルピギー氏網状層に分れ、底部に色素細胞を含む。

(二) 真皮は弾力性を有し、其表面に數多の乳頭と溝とを有し、血管及び神經に富んでゐる。

(三) 皮下結締織は、皮膚を筋膜又は骨膜に固着せしむるの用をなし、此の層は結締織纖維が相互に網の目を造り其中に脂肪を收めてゐる。

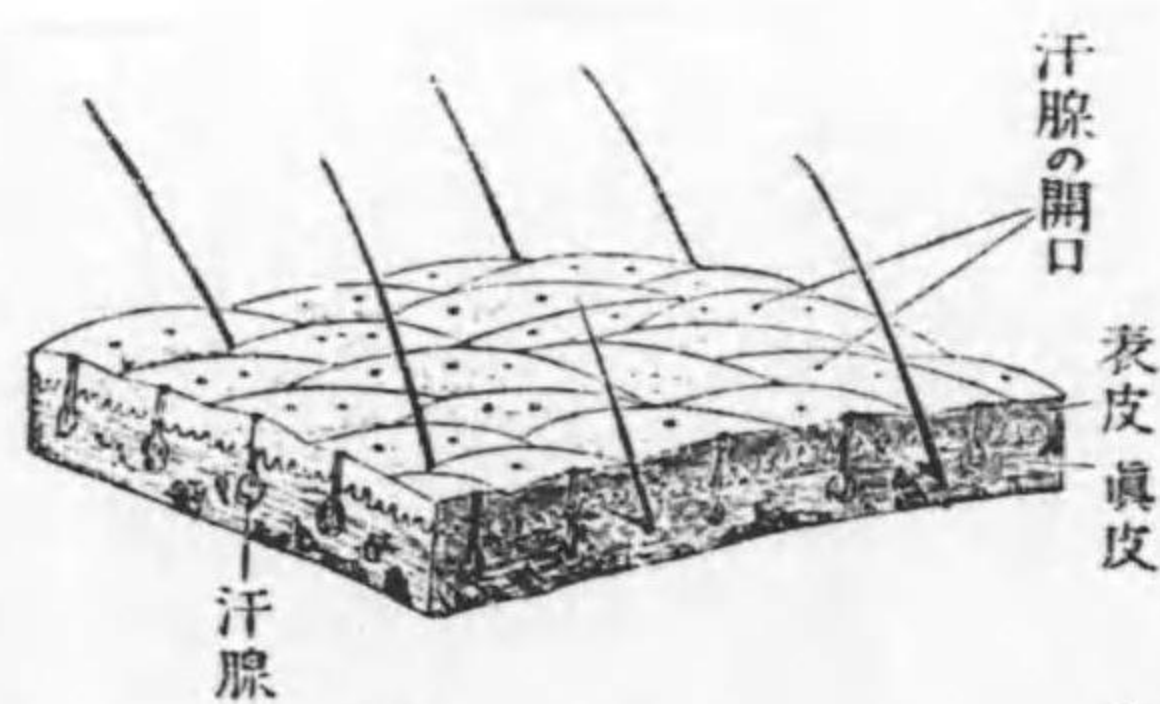
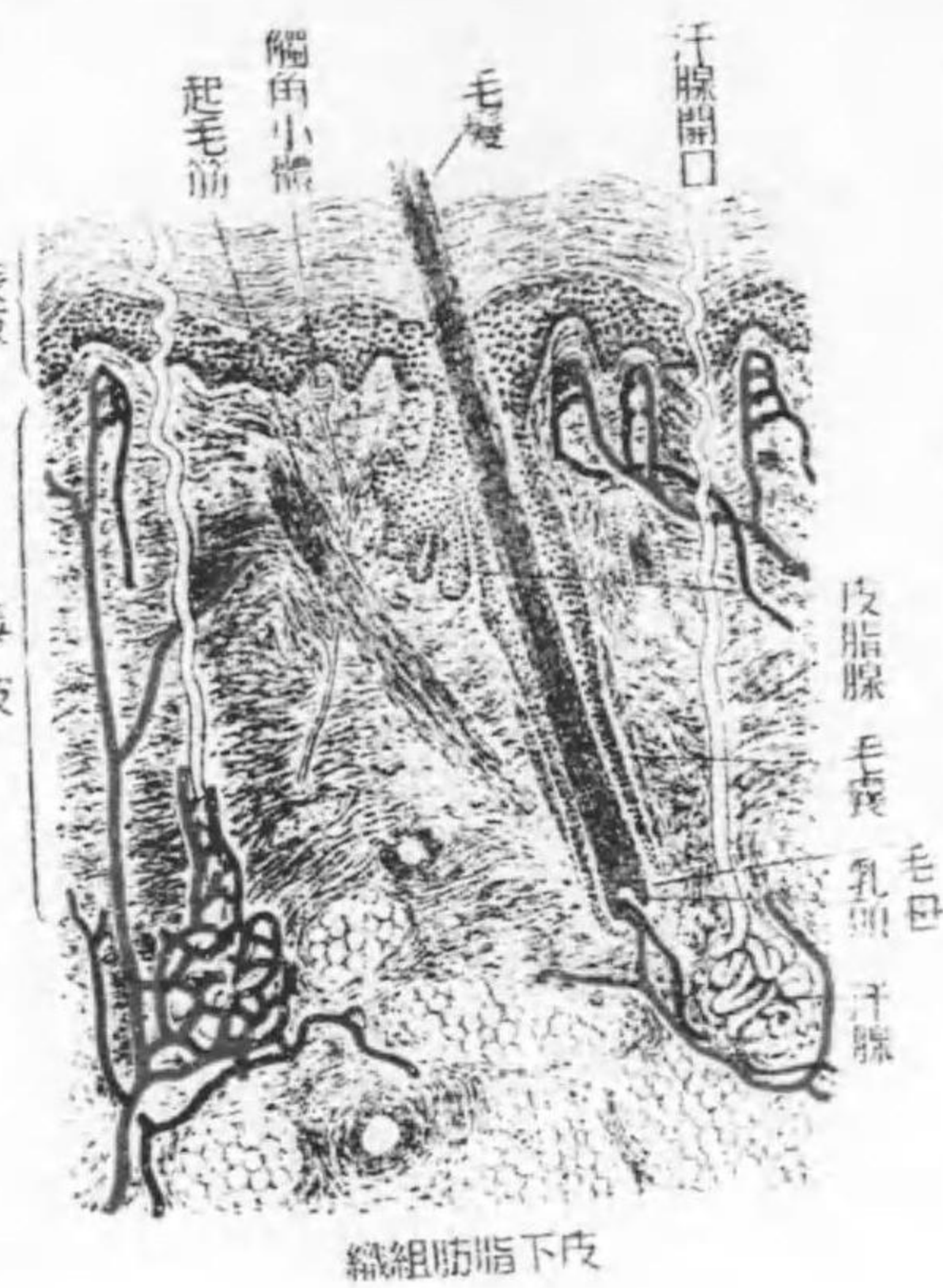
問 ○皮膚の生理的作用を記せ。

問 皮膚は如何なる作用をなすか。

答 (一) 保護作用をしてゐる。

皮膚は身體を被ひ内部の臓器である筋肉、骨及び内臓等に直接の衝動を防ぎ保護をなし、又細菌及

第十一圖



(二) 感覺を司る。
皮膚に知覺神經終末器があつて、此の者が刺戟されると、この刺戟は大脳に傳はつて觸感、痒感、温冷の感覺を起さしむ。

(三) 體温の調節を司る。

體温が体内に過分に蓄積する時は皮膚の表面に絶へず發汗して温を消散せしめる、又外氣の寒冷なる時は立毛筋が收縮して皮膚の表面を收縮し、體温の發散を防いでゐる。

(四) 分泌の作用を營む。

汗腺は人体の不要物を汗として排出し、又、皮脂腺よりは脂肪を分泌して毛髮及び皮膚の表面を潤し、なめらかにしてゐる。

(五)呼吸作用をする。
 皮膚は皮膚呼吸によつて僅なれども、酸素を吸入し、又、身体の老廢物である炭酸を排出してゐる。

問 全身中毛髮の無い所を擧げよ。

答 手掌、足趾、指、口唇、龜頭、趾末節の背面、陰核、

問 長毛、短毛、毳毛に屬するものを部位によつて別けよ。

答(一)長毛：頭髮、鬚髯、腋毛、陰毛、胸毛、

(二)短毛：眉毛、睫毛、鼻毛、耳毛、

(三)毳毛：顔面、軀幹、四肢等にある細毛、

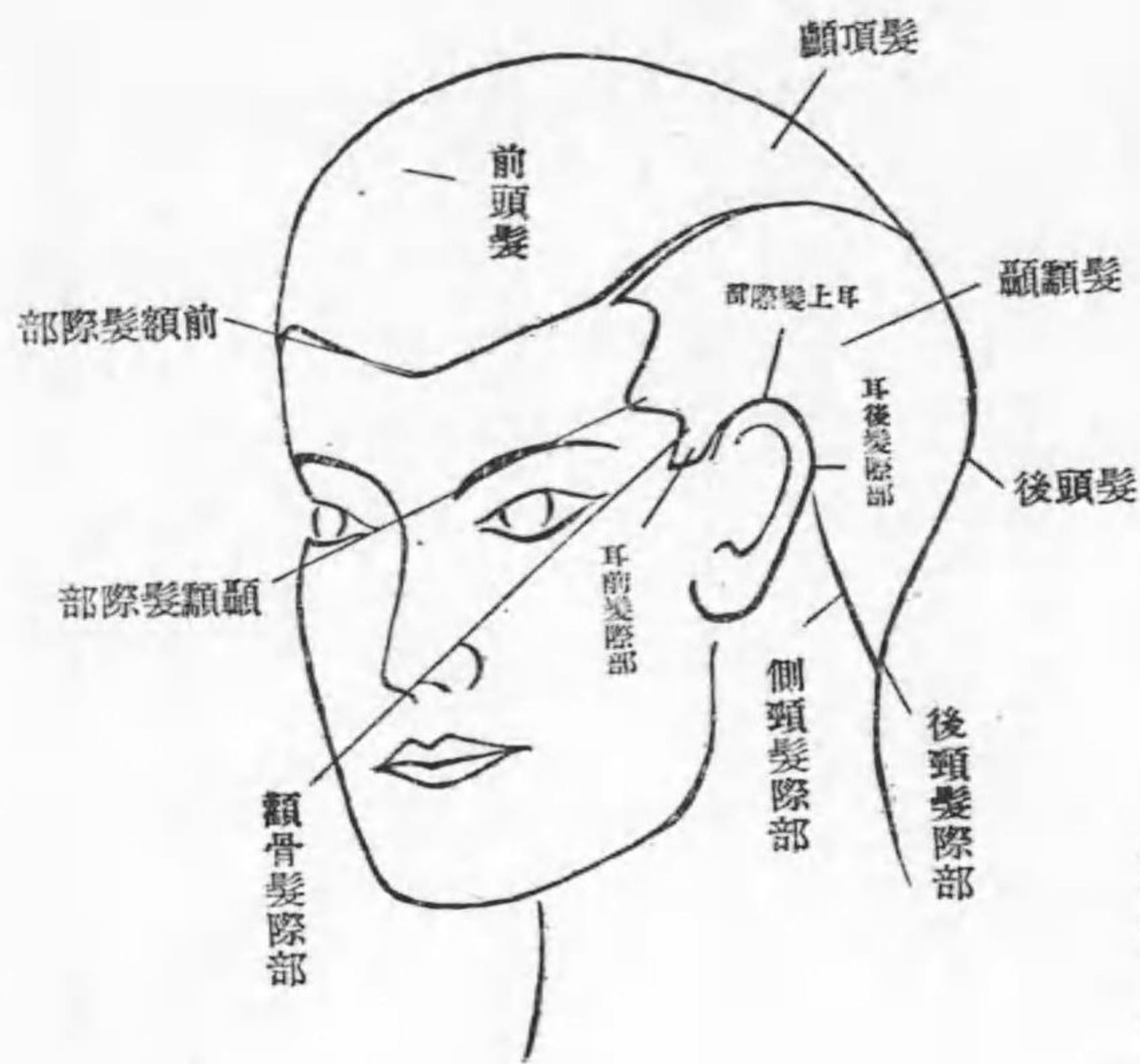
問 頭髮の各部名稱を記せ。

答 一、前頭髮、二、後頭髮、三、顛頂髮、四、顛額髮、五、耳前截髮、六、旋曲毛、

問 ○頭部各髮際部に就て記せ。

答 前額髮際部(額の生へ際)

顛額髮際部(耳の上の生際)



第十二圖

顛額髮際部(額の上の生際)

耳前髮際部(耳前の生へ際)

耳後髮際部(耳後の生へ際)

側頭髮際部(襟の生へ際)

後頭髮際部(後の頭の生へ際)

毛髮を細別し其の名稱を述よ。

毛根、毛幹、毛球、毛乳頭、毛尖、

毛髮の構造に就き知る所を記せ。

毛髮は表皮の變形物で毛囊、毛幹に分れ、

毛髮は髓質、皮質、毛髮上皮から成つてゐる

(一)髓質は毛髮の最中心部に位り立方形又は、

稍扁平なる髓細胞から成り、其の細胞内に

は氣胞を含んでゐる但し細き毛管に於ては

髓質を持つてゐない、

(二) 皮膚は髓質を圍んでゐる部分で、毛髮組織の大部分をなし、此處にある細胞は毛根に於ては圓形であるが上に行くにつれて長く成り、毛幹に至ると角質に變じ毛髮の軸について縦走してゐる。纖維状をしてゐる此處の細胞には多くの色素を含み、毛髮に着色を施す又氣泡を有し殊に白髮に於ては多數の氣泡を有してゐる。

(三) 毛髮上皮は皮膚の外表を被ひ、下から上方に向ひ屋瓦狀に重なる、無核の角化細胞から成つてゐる。

問○毛髮の生理的作用を記せ。

答(一) 皮膚の保護作用をなす。

毛髮は皮膚に對し外來物の直接の衝突、及び打撲・傷創等に對し、或る程度に防ぎ殊に頭髮の如きは身体の重要感觸器である腦髓を防禦してゐる。

(二) 感覺を司る。

眉毛、睫毛、顔面、軀幹の大部分の毳毛は外來物が毛に接觸した場合、毛は挺手の様な作用を以て知覺神經終末器に之を傳へる。

(三) 裝飾をする。

頭髮及び眉毛、鬚髯の如きは顔面美容の上に於て重要な裝飾をしてゐる。

(四) 摩擦を防ぐ。

腋毛・陰毛の如きもの。

(五) 異物の侵入を防ぐ。

眉毛・睫毛等は汗及び塵埃の侵入を防ぎ鼻毛、耳毛の如きも同じく異物又は細菌の侵入を防ぎ、殊に鼻毛は吸氣の際空氣中に混入してゐる、有害物を濾過する作用がある。

(六) 體温の調節を司どる。

夏の如き氣温、高き時は汗によつて體温を發散し又、冬の如きは毛髮の收縮によつて體温の放散を防ぐ。

問 異狀毛髮の種類。

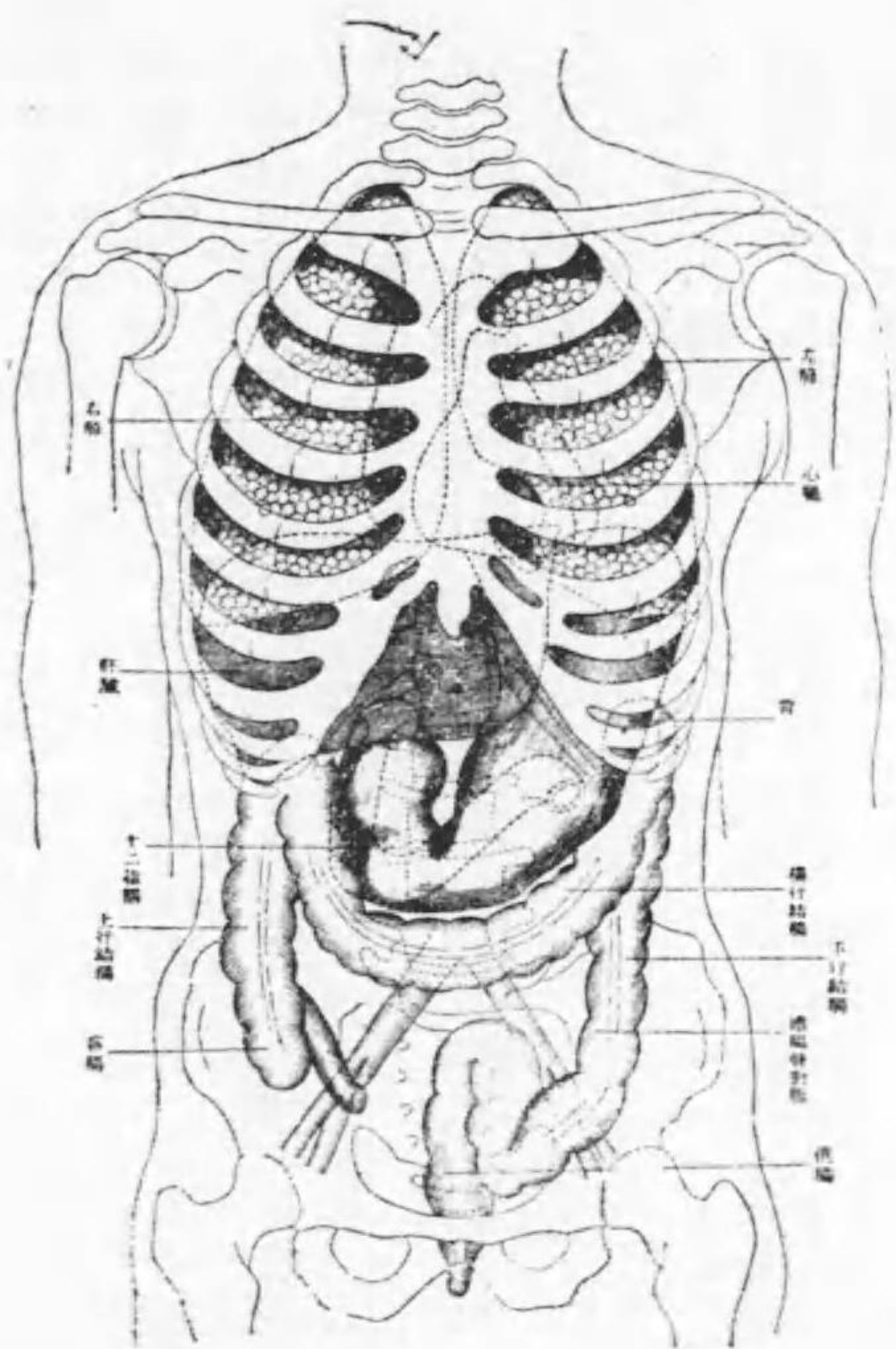
答 異狀毛髮には双生毛、三生毛、多毛、無毛等がある。

問○内臓とは如何。

答 内臓は人体の胸腔内にある臟器で、横隔膜によつて隔壁されてゐる。即ち上部を胸腔、下部を腹腔といふのであるが其等の腔内にある人間の生活上必要である、消化器、呼吸器、泌尿生殖器、循環

器其他の機能ある諸臓器の事である。

第十三圖



問○胸腔内には如何なる臓器ありや
答 胸腔内には主に肺臓、心臓、食道及び大動脈、大静脈、気管、気管枝等である。

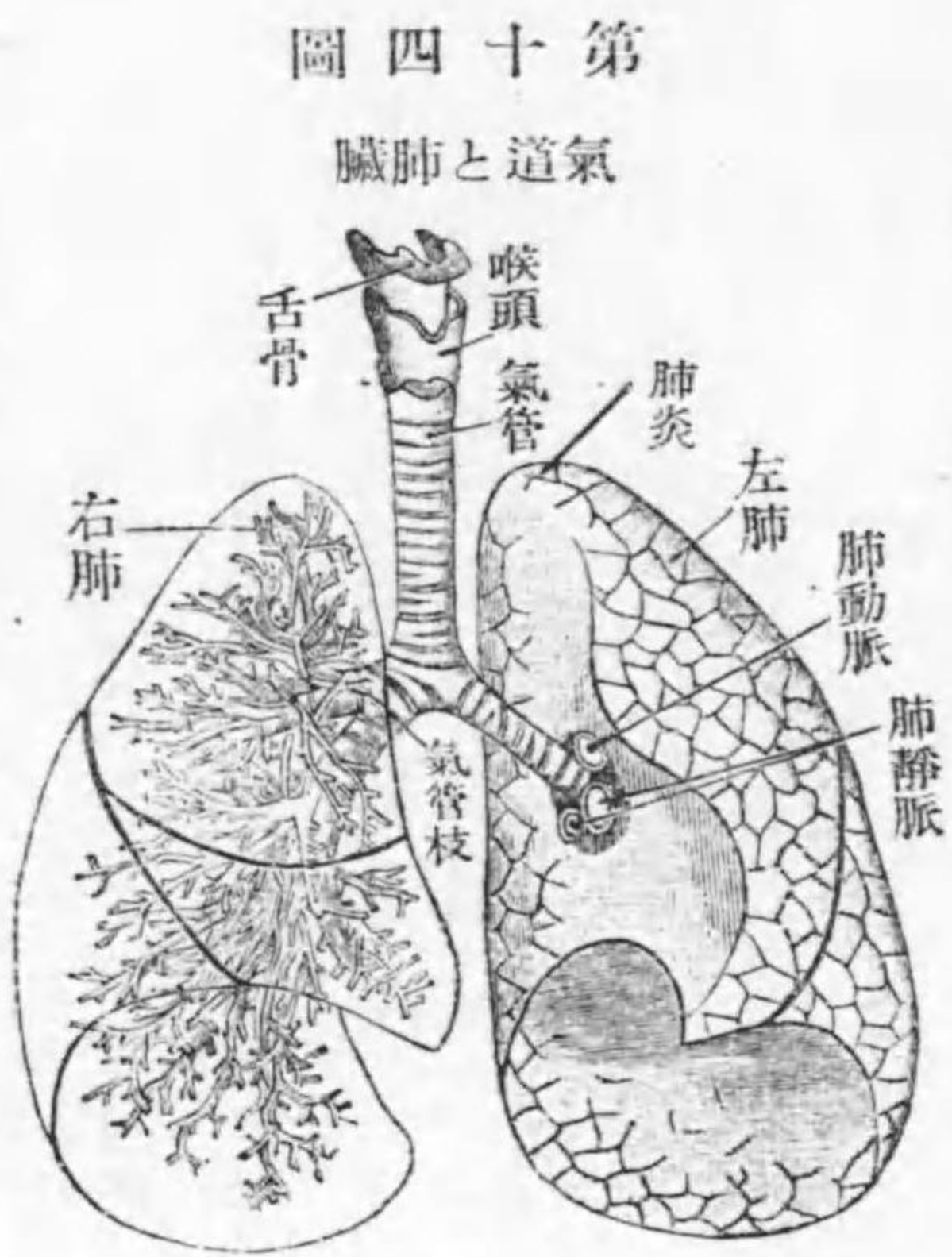
問○腹腔内には如何なる臓器ありや
答 腹腔内には、胃、肝臓、脾臓、腎臓、脾臓及び腹腔内の大部分をなす腸管等がある。

問○呼吸器系統を擧よ。

答 呼吸器系統は鼻腔、咽頭、喉頭、気管及び気管枝等である。

問○肺臓とは如何。

答 肺臓は兩胸腔内を充たし、心臓をはさんで、左右一對あり、左肺は二葉、右肺は三葉から成り圓錐形であつて漿液膜によつて被はれ、内面中央には氣管枝及び血管の出入する肺門がある。



第四十圖

形であつて漿液膜によつて被はれ、内面中央には氣管枝及び血管の出入する肺門がある。

問○肺の作用を記せ。

答 肺は呼吸運動によつて、空氣中の酸素を取り、血液中に與へ、血液中の炭酸瓦斯は水蒸氣と共に呼吸によつて排出され酸素、炭酸等の瓦斯交換によつて靜脈血を清潔にするの作用がある。

問○呼吸作用に就て記せ。

答 呼吸器が空氣を吸入し、其の中の酸素を取りて、血液に與へると共に血液中の不要分である炭酸瓦斯を呼

氣と共に体外に排出する事を呼吸作用と言ふ。

問○變態呼吸とは如何なるものを言ふか。

答 くしゃみ、あくび、いびき、せき、しやつくり、笑、歎息等、皆呼吸の變態物である。

問○腹式呼吸と胸式呼吸とを區別せよ。

答(一)腹式呼吸は男子の行ふ處で主に横隔膜と下胸部の肋骨とを動かして行はれる。

(二)胸式呼吸は女子の行ふ處で、主に上胸部の肋骨を動かして行われるものである。

問 呼吸運動に付て記せ。

答 呼吸運動は交互に空気を吸入し（これを吸息と言ふ）又、炭酸瓦斯を吐き出す（これを呼息と言ふ）この運動を呼吸運動と言ひ主として肋間筋と横隔膜との伸縮によつて行われる。

問 心臓の位置及び其の機能を問ふ。

答 心臓の位置は左右兩肺の中間に位置し、少しく左方に片位り、心嚢によつて被われ、吾人の手拳大に相當し、形は桃の實状をしてゐる。内部は左右の心房と左右の心室に分れて瓣膜を以て境界を成す、右房は大静脈に通じ、左房は肺静脈に通じ、右室は肺動脈に通じ、左室は大動脈に通じてゐる、心臓の瓣膜は血液の逆流を防いでゐる。

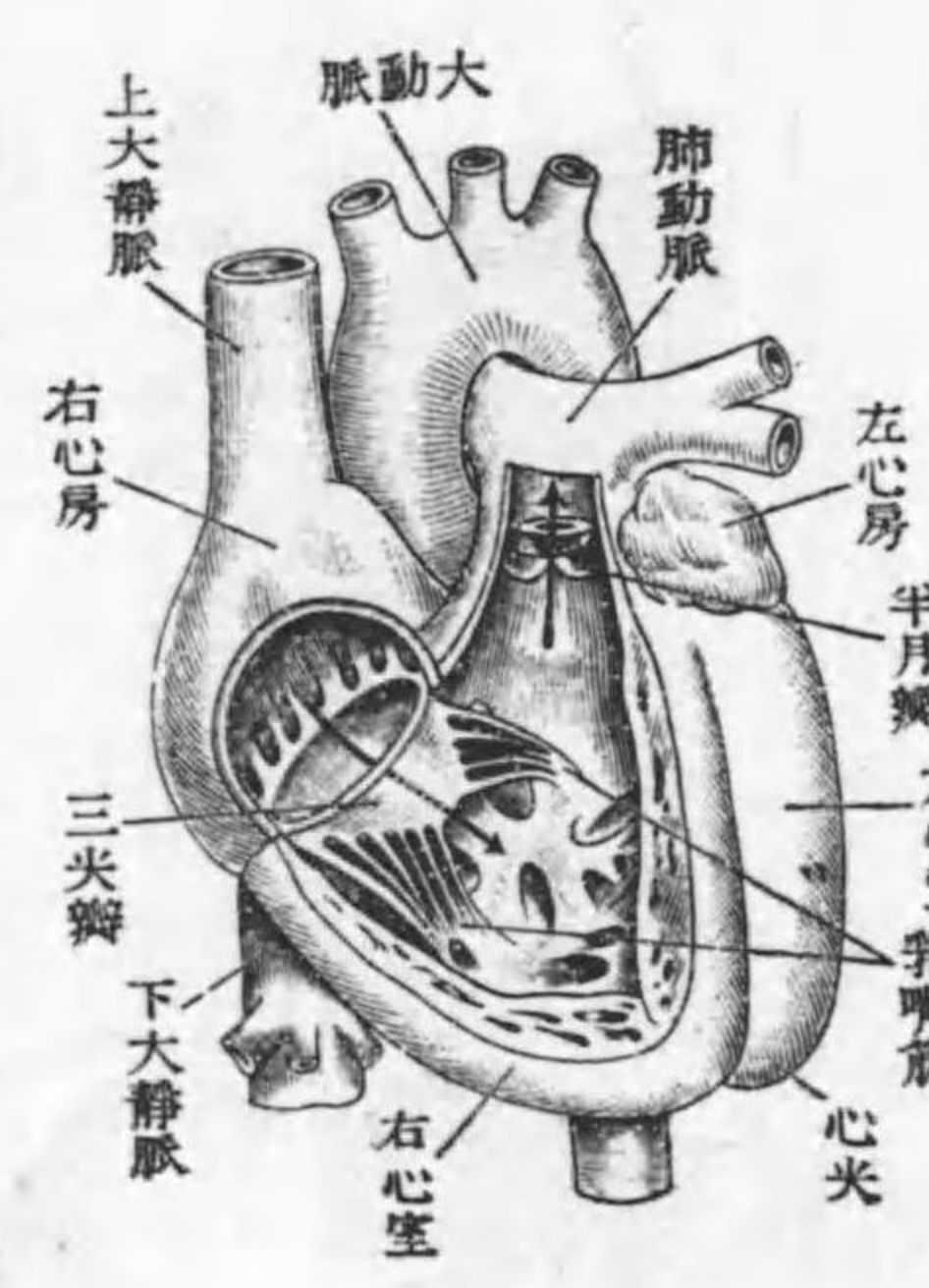
其の作用は丁度、壓搾ポンプ様の働きをなし斷へず收縮運動をなして、血液を全身に循環さしてゐる。

問 心臓搏動とは如何。

答 心臓は身体各部から血液を受け、又身体各部へ血液を送るために、絶えず運動する此運動を心臓搏動と言ふ。

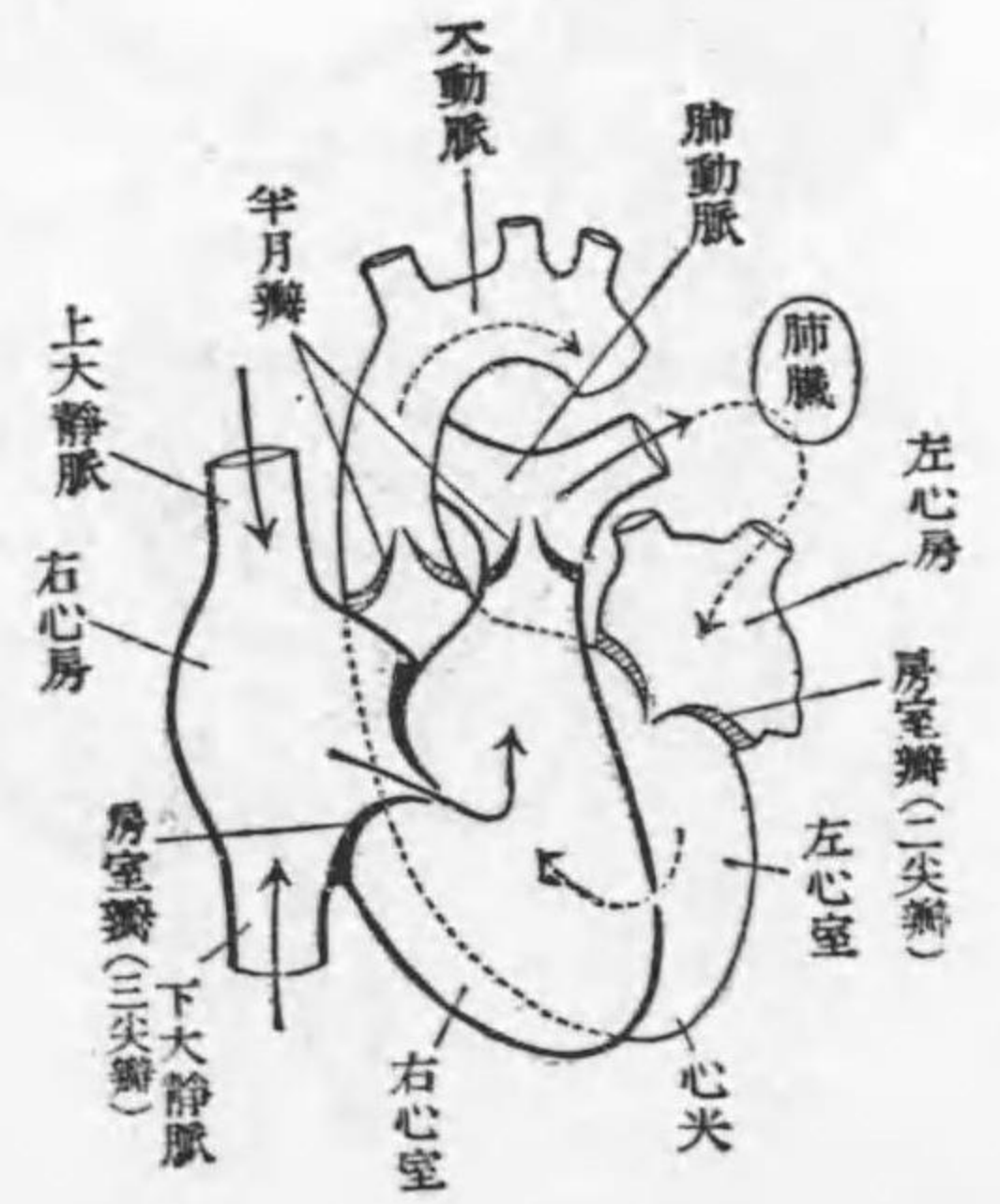
問 脈搏とは如何。

肺動脈 左心房 左心室 大動脈



第十五圖

心臓 (右) 全形 (左) 内形 (下) 模型



答 脈搏とは心臓搏動毎に傳はる動脈管の波動を言ふ。

問 消化に關係する器官を述よ。

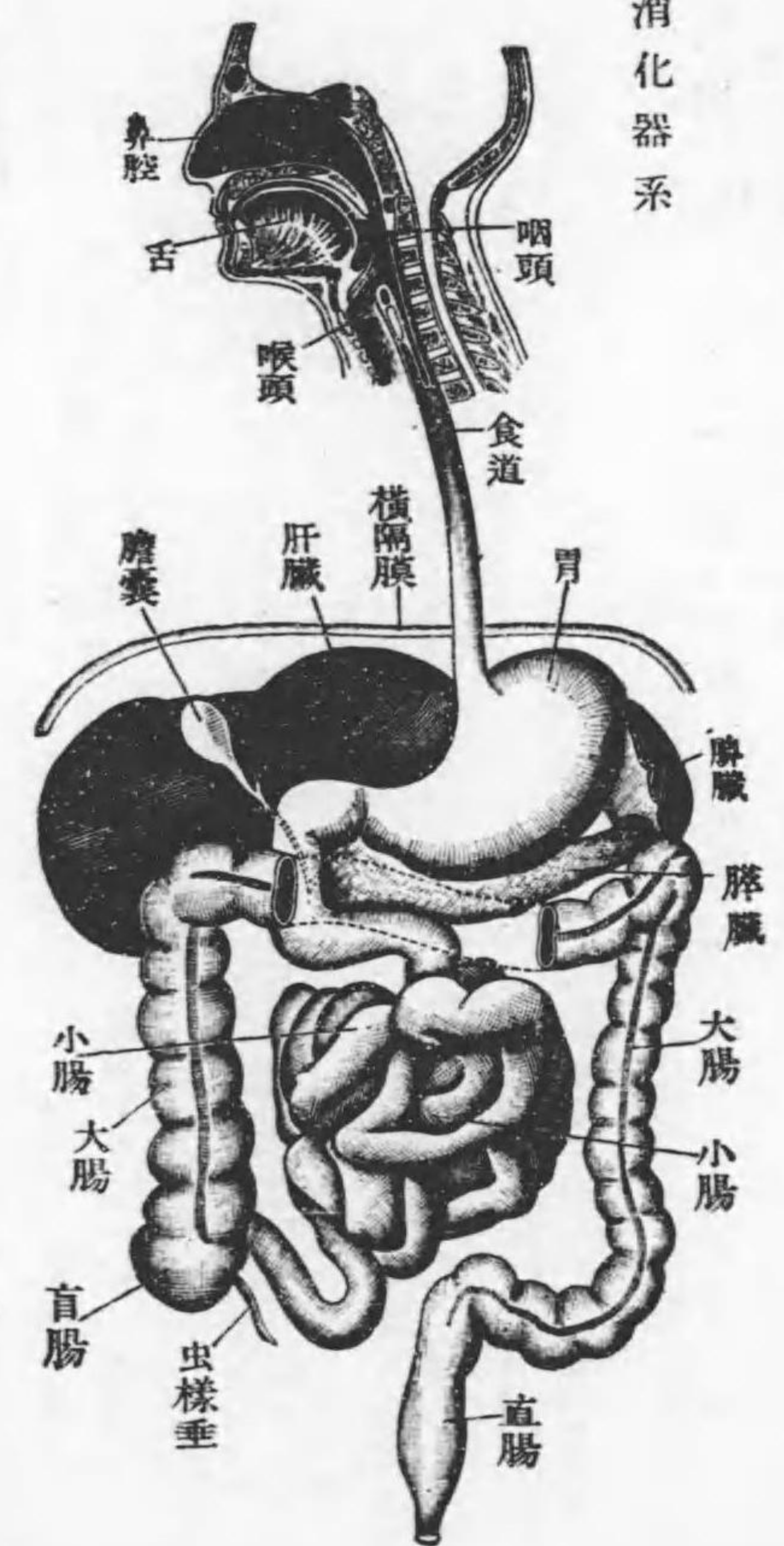
答 口腔、咽頭、食道、胃、肝臓、脾臓、小腸、大腸、肛門等である。

問 消化管及び其の附屬腺に付て述よ

答 口腔、咽頭、食道、胃、腸、唾液腺、脾臓、肝臓とより成る。

問 胃の位置、形狀區別及び構造に付き知る處を記せ。

道、胃、腸、唾液腺、脾臓、肝臓とより成る。



答(一)胃の位置、腹腔

の上部、横隔膜の直下に横たはり、少しく左方に偏在する。

(二)形状、左方に膨れ右方に細き形状をしてゐる筋質の大きい囊で

ある。

(三)區別、上方食道に連る部を噴門と呼び、右方腸に連る部を幽門と名づけ、小なる上縁を小彎と稱し、

大なる下縁を大彎と、となへ左方に膨れたる部を胃底といふ。

(四)構造、漿膜、筋層、粘膜の三層から成る、粘膜には無數の腺があり之を胃腺といふ、この胃腺から透明の胃液を分泌する。

問 消化器の消化作用を記せ。

答 消化器は食物を攝取して消化液と混和して之を消化し、身体に必要な養分を腸管壁から吸収し血液中に與へ身体の組織を養ひ不要なる残渣は体外に排泄する。消化作用は先づ口腔に入つた食物は上下の歯牙によつて咀嚼され、同時に分泌される唾液と共に咽頭に送られ、食道は嚥下運動によつて胃に送られる。

胃は消化液である胃液を分泌して食塊を良く混和せしめ粥状となし、十二指腸に運ばれる。

此處に於て膵臓から分泌する膵液及び肝臓から出す胆汁、其他腸粘膜から分泌される腸液によつて食物を完全に消化する、栄養分はこの小腸間に於て吸収されるものである、大腸は主に水分のみを取り他の不要分は肛門から排泄される。

問 肝臓の位置並に其の生理的作用を問ふ。

答 肝臓は人體中最も大きい腺体で腹腔内の横隔膜の下にあつて消化作用に重要な胆汁を作つてゐる

問 膵臓の位置及び作用を記せ。

答 膵臓は扁平なる木の葉狀の長い腺体で胃の後下部に位り、作用は膵液を分泌して腸管に送り消化作用に與つてゐる。

問○腸管を大別して其の作用を記せ。

答 腸は腹腔内に有り管状をしてゐる、

之を大別すると、十二指腸、空腸、回腸、盲腸、大腸、直腸とより成り肛門にて終る、其の長さは約八メートルあつて迂曲廻轉してゐる。

作用は食物を腸に於て充分に消化し、身体の榮養となる部分は腸壁から吸収し、身体全部に分布される、其他の不要分は腸の蠕動運動によつて肛門から体内へ排出される。

問 大腸を部位によつて區別せよ。

答 大腸は盲腸から始まり、上行結腸、横行結腸、下行結腸、S状結腸、直腸等である。

問 消化液は何々や。

答 消化液の主なるものは、(一)唾液、(二)胃液、(三)胆汁、(四)胆汁、(五)腸液等である。

問 榮養分の吸収作用は何所か。

答一、胃の吸収：胃壁の血管中に吸収せられる。

二、小腸の吸収：十二指腸及空腸に於ける吸収は最も多い。

三大腸の吸収：大腸に於ても亦比較的盛な吸収作用がある。

(口腔、咽頭、食道に於ては吸収作用がない)

問○唾液腺に就き知る處を記せ。

答 唾液腺は口腔内に位り唾液を分泌する腺で即ち耳下腺、顎下腺、舌下腺に分たれ都合左右三對がある、耳下腺は最も大きくて輸送管は頰部の粘膜に開き顎下腺、舌下腺の輸送管は終端が相合して舌下口底に開口してゐる。

唾液は消化液であつて、口内で咀嚼せられた食物は唾液と混じられ、食物中の澱粉を分解し、砂糖に變化し又、嚥下運動を便ならしめてゐる。

問○心臓の構造に就て記せ。

答 心臓の實質は一種の横紋筋纖維(但し不隨意)の厚い層から成り、外面は心嚢と言ふ薄い膜に包まれ、内面も又心臓内膜と言ふ、甚だ薄い膜で被はれてゐる。

問 歯牙の構造を記せ。

答 歯牙は齒冠と齒根とから成り、齒の主部は象牙質で内部に齒腔があり、中には血管及び神經に富む齒髓がある。齒冠は珪瑯質で被はれ、齒根は顎骨内に埋もれて白堊質で被はれてゐる。

問 歯牙の作用及び數を擧よ。

第十七圖 齒の構造



答 齒牙は口腔内の上下に位り食物を咀嚼して消化作用の一助をしてゐる。

齒牙の数は、門齒四個、犬齒四個、小臼齒八個、大白齒十二個、智齒四個の三十二個である。

問 爪に就て記せ。

答 爪は表皮の變成物で角質の細胞から成り根部は真皮の鬚で

被はれてゐる、附根の白い所は新生部である。

問 爪の名稱を記せ。

答 爪體、爪端、爪縁、爪根、爪半月、爪床、爪母。

問 爪の作用を問ふ。

答 爪は指又は趾末節の背面を被ひ防禦器となり又指頭の支柱をなしてゐる。

問 爪は如何にするや。

答 爪の間には垢が溜り易く之が爲に種々な病原菌を持つてゐる事があつて時々病氣を傳染させることあり、又技術中に誤つて客の顔面皮膚を傷付ける等の虞があるから爪は常に短く切つて其の先を滑か

にして置くこと。

問 聽器を構造を記せ。

答 聽器には内耳、中耳、外耳の三部に區別し、外耳と中耳との間に鼓膜がある。

(一) 外耳は外方において耳殻と外聽道とに區別される、耳殻の支柱は軟骨から出來てゐて、外聽道は顚骨を穿つて通じてゐる管狀部で内方には耳聾を分泌する耳聾腺がある。

(二) 中耳は大部分骨壁に圍まれた、室で槌骨、砧骨、鐙骨の三つの聽小骨があつて、之は關節によつて連結し、一方は鼓膜に一方は内耳に接し、鼓膜の振動を内耳に傳へる役目をするものである。そうして、此の部を鼓室と稱しオイスタヒー氏管を以て咽喉に交通してゐる。

(三) 内耳は蝸牛殻、前庭、三半規管から成り複雑な囊管で顚顚骨内の同形の管腔の内にある。囊管の内外には淋巴液がはいつてゐる。蝸牛殻は丁度ガラス管にゴム管を通じて兩管に水を充たし螺旋狀に二卷半餘り卷あげた様な形をなしてゐる、此のゴム管即ち、膜様蝸牛殻の基底を基底膜と言ひこゝに聽神經が分布してゐる。

(四) 鼓膜は外聽道と鼓室との境にある彈性笠狀の菲膜で、自在容易に振動するものであつて皮膚、固有層、及び粘膜層の三層よりなつてゐる。

第十八圖



あり、其の外方に感光性の鋭敏なる、小陥凹があつて之を黄斑と言ふ。

問 視器に就て知る處を記せ。
答 眼球、視神経、及び附屬物としては眼筋、眉毛、眼瞼、涙器からなつてゐる。

一、眼球は眼窩内に位る球状物で三層から成つてゐる、外層は鞏膜と稱し前方は透明の角膜となる。中層は脈絡膜と稱し、黒色素を有し、光線を遮つて、其の反射を防ぎ血管に富んでゐる、其の角膜に接する、前縁はやゝ肥厚して毛様体と成り内部に毛様筋があり、この毛様体に連つて虹が彩あり中央に一つの孔があり之を瞳孔と言ふ。虹彩が収縮すると瞳孔が開大する。内層は網膜で感光作用のある視神経細胞と、纖維とから成り、視神経が眼球壁を貫通する處に視神経乳頭部即ち、盲斑があり、

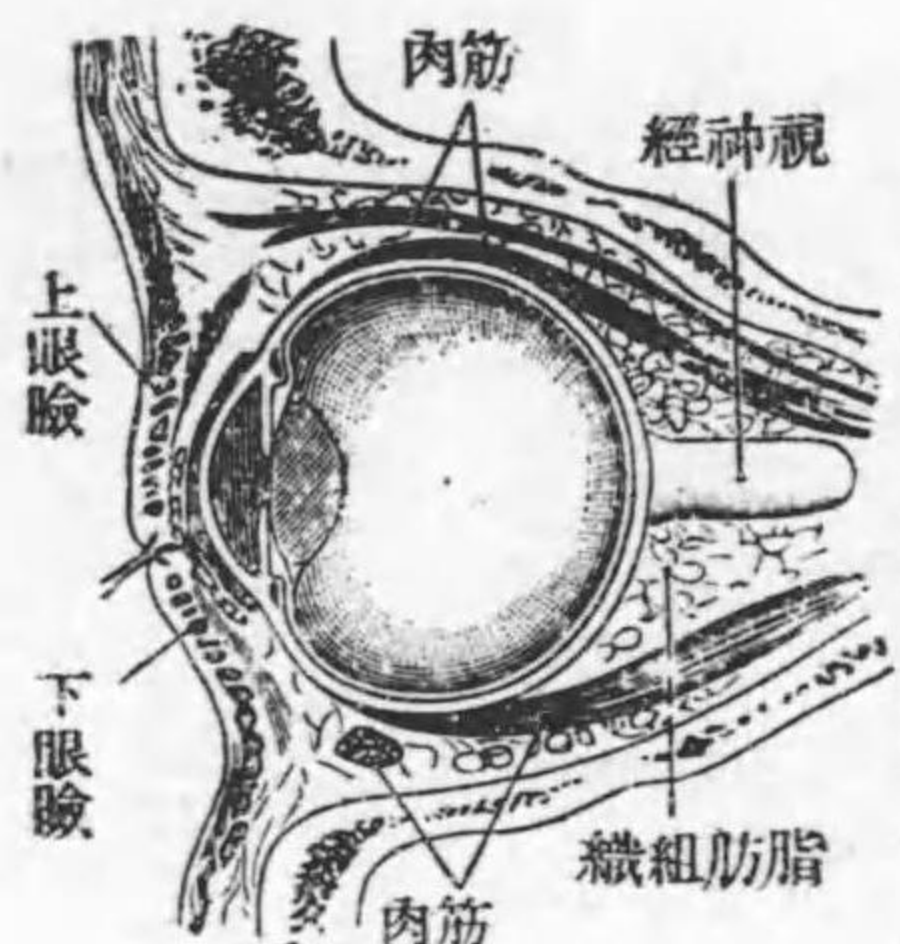
虹彩の後方に接して水晶体があり、其の後方は硝子体を容てゐる、水晶体と角膜との間を前房と稱し、前房水を容てゐる。

二、視神経は網膜から來てゐる纖維を集めて眼球の後方から出て腦に導くものである。

三、眼瞼は上下から蓋と成つて自在に開閉して眼球の保護をなし、又眼瞼は開閉速で外物の眼球に觸れるのを防いでゐる。

四、涙腺は上眼瞼の外上方に位り涙液を分泌して眼球を濕して摩擦を防ぎ、又異物が侵入した時は涙液と共に外部に流し出す用をなす。

第十九圖



眼窩・眼球の断面

五、マイボーム氏腺は上下眼瞼内に脂肪を分泌して眼瞼縁の密着を防いでゐる。

六、睫毛及び眉毛は汗、塵埃等の入るを防いでゐる。

問 泌尿器とは如何、
答 泌尿器は新陳代謝によつて体内に生じた不要分、即ち、尿を排泄する器官であつて腎臓、輸尿管、膀胱、及尿道と區別してゐる。血液循環によつて身体の諸組織から得た老廢物は血流と共に腎臓に達

し腎細胞の作用によつて血液中の不要分を採取して尿として輸尿管を経て膀胱内に至り、尿が一定量に、たまつた時は括約筋を弛めて尿道口を開き同時に膀胱が収縮し腹壁の緊張によつて体外に排尿せしめる。

問 腎臓とは如何に。

答 腎臓は横隔膜のやゝ下方で腰椎の兩側に位置する。腎臓の構造を記せ。

問 腎臓の構造を記せ。

答 腎臓は皮質と髓質とから出来。

一、皮質は腎臓の外層であつて腎小體と血管とを含む。

二、髓質は腎臓の内層であつて腎小體から来る、細尿管の有る所である。

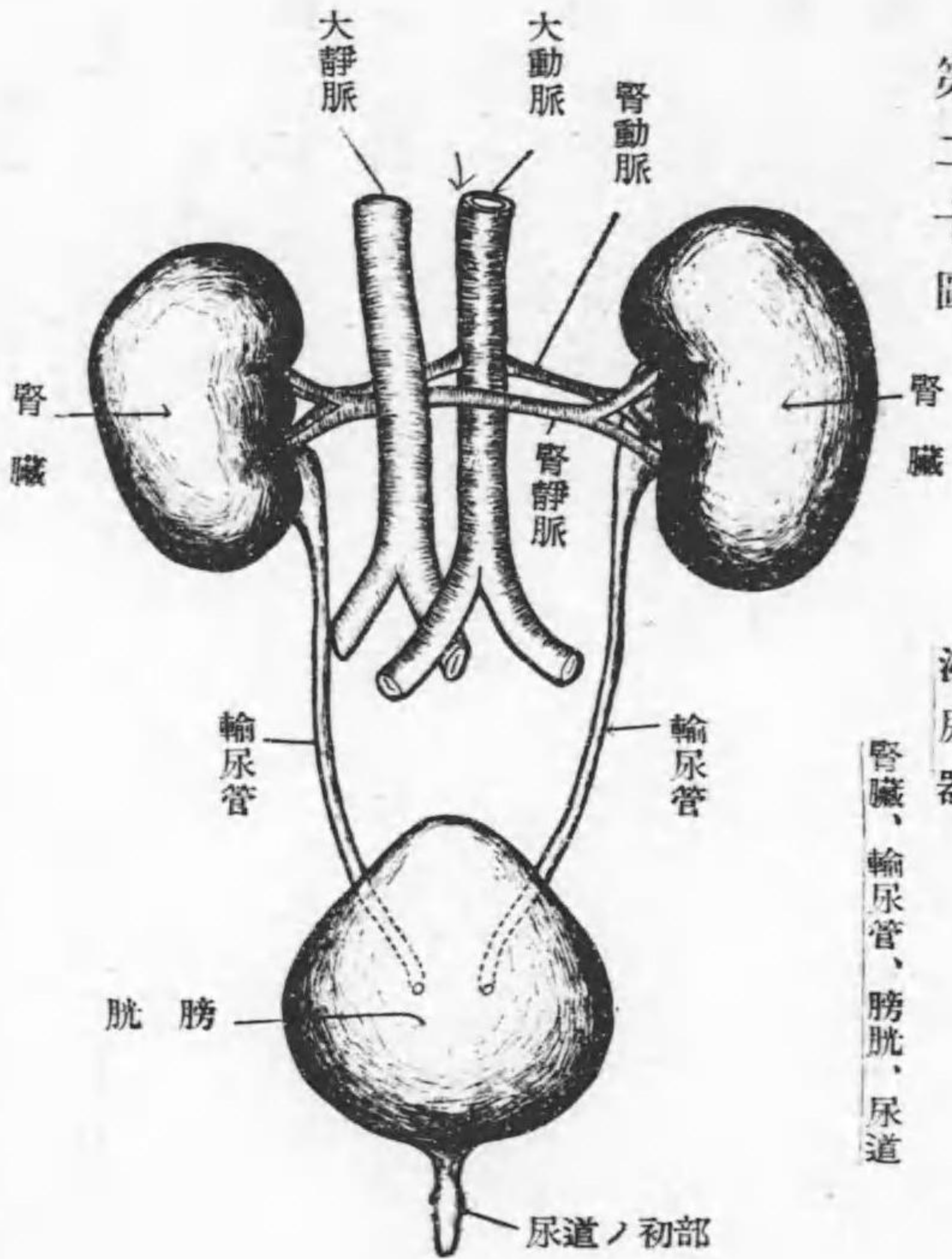
問 輸尿管とは如何なるものか。

答 輸尿管は尿を膀胱に導く管で上端の漏斗状の部を腎盂といふ。此の管は脊椎の兩側に沿うて下り骨盤内にはいつて斜に膀胱の後壁を穿つて開口する。

問 膀胱に就きて知る所を述べよ。

第二十圖

泌尿器



答 膀胱は腎臓で造られた尿を一定量まで貯溜する囊であつて形は球形で梨子状を呈してゐる。

其の位置は小骨盤内に在る。

問 神経系統に就き略述せよ。

答 神経系統は二つに分たれ、一は脳脊髄神経系で、一は交感神経系である。

脳脊髄神経系は更に分れて中樞部及び末梢部の二となる。

中樞部は脳及び脊髄から成り、凡て神経作用の根元となるものである。

末梢部はこれ等の中樞部から出る神経即ち脳神経及び脊髄神経である。

腺等の器官に傳へ、又五官器其他に起つた外來の刺激を中樞部に傳へる用をしてゐる。

例へば手を舉げて物を採らうとする時この刺激即ち命令を發するものは中樞の脳にあつて、この命令を筋に傳達する

る。末梢部はこれ等の中樞部から出る神経即ち脳神経及び脊髄神経である。腺等の器官に傳へ、又五官器其他に起つた外來の刺激を中樞部に傳へる用をしてゐる。例へば手を舉げて物を採らうとする時この刺激即ち命令を發するものは中樞の脳にあつて、この命令を筋に傳達する

ものは末梢神経である。これ等の神経作業を了解しようと思へば神経系統の組織を知る必要がある。即ち神経組織は神経細胞と神経繊維とから出来てゐて神経細胞は自ら神経作用を發し、又は外來の刺激を感じする作用を持つてゐて、神経繊維はこの細胞から出る長い纖維で専ら傳導の用をなし、外來の刺激を神経細胞に傳へ、又は細胞から發する命令を末梢の器官に傳へる用をしてゐる。其他神経細胞からは尙ほ數條の突起が出て、これ等は他の神経細胞の突起に連接し、各神経細胞間の連絡を司どつてゐる。

問 ○ 脳髓とは如何か。

答 脳髓は頭蓋骨内に在つて下端は脊髓に連る、延髄、小腦及び大腦を區別する。表面は多數の溝があり球の塊であつて神経機能を司どるものである。

問 脳髓の作用を記せ。

答 脳は感覺、知覺、記憶、意志、運動、言語等總ての運動の原體である、精神機能を司るものである。神經に就て知る所を記せ。

問 普通單に神經と言へば末梢神經の事の言ふのであるが、其の末梢神經は白色の纖維であつて腦神經と脊髓神經とに別れる。

一、腦神經十二對は（腦底から出て、頭蓋底の裂孔を通じ、
二、脊髓神經卅一對は（脊髓から出て脊柱の椎間孔を通る。

普く全身（毛髮、表皮、爪を除く）に分布す。其の分布の仕方は丁度樹の枝の様である。
知覺神經（求心性）は、知覺（痛痒、寒熱、硬軟、粗密）等を感じ、即ち外來の刺激による感

覺を腦に傳へる。
運動神經（遠心性）は、腦から意志を傳へて、筋肉の運動を起す。

腦神經、脊髓神經の大部分は其中に上記の知覺神經と運動神經とを持つてゐる。

問 ○ 腦神經の各名稱を記せ。

答 腦神經は腦髓から出たものであつて、十二對から成り左の通りである。

- 一、嗅神經：一對
- 二、視神經：一對
- 三、動眼神經：一對
- 四、滑車神經：一對
- 五、三叉神經：一對
- 六、外旋神經：一對
- 七、顏面神經：一對
- 八、聽神經：一對
- 九、舌咽神經：一對
- 十、迷走神經：一對
- 十一、副行神經：一對
- 十二、舌下神經：一對

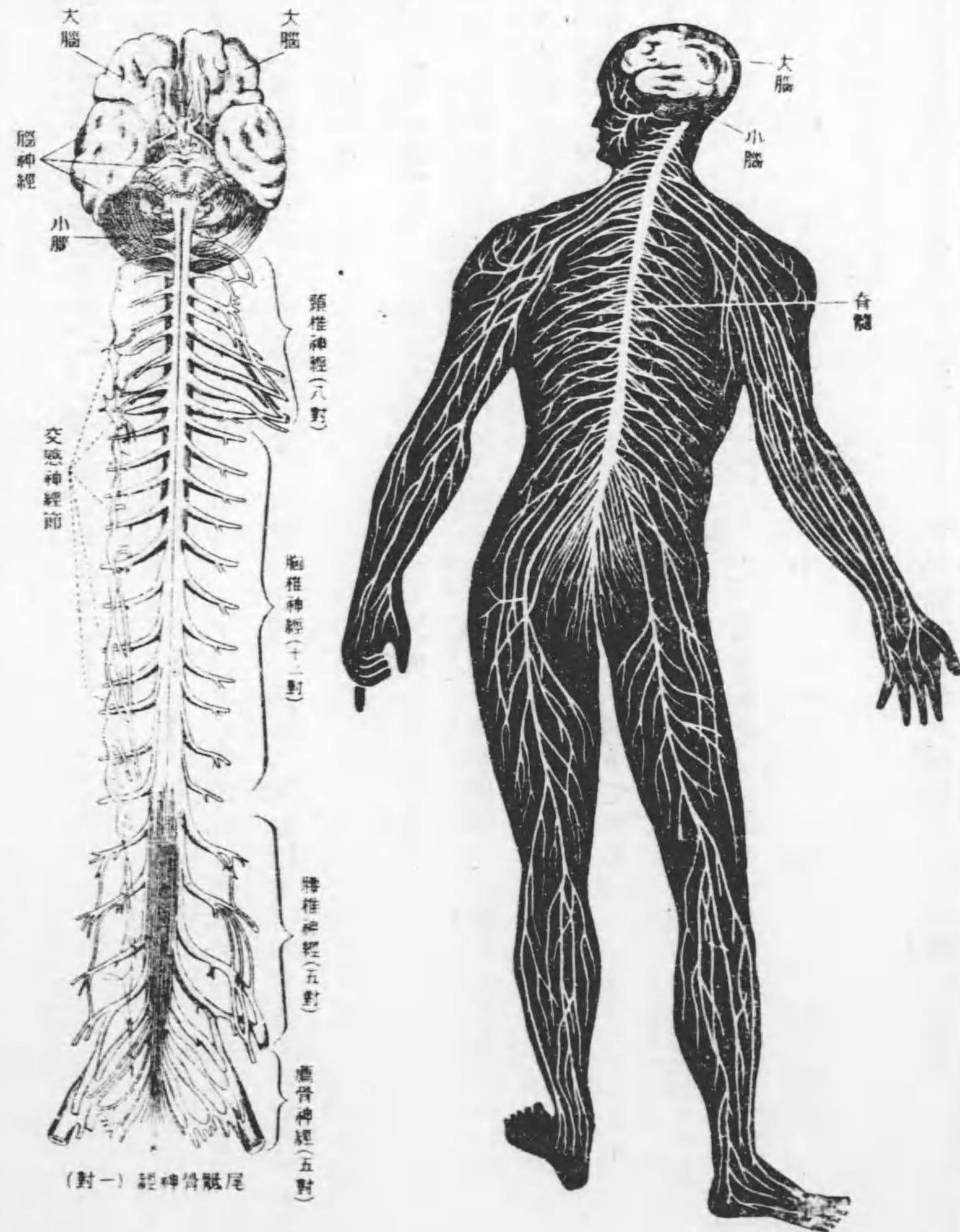
問 脊髄神經は何對なりや又名稱を記せ。

答 脊髄神經は脊椎骨の各一骨の四方から發し、其の前根後根の神經は三十一對である。

圖 一 十 二 第

根經神の髓脊び及腦

布分經神の身全



- 一、頸神經：八對
 - 二、胸神經：十二對
 - 三、腰神經：五對
 - 四、薦骨神經：五對
 - 五、尾骶骨神經：一對
- 問 交感神經とは何か。

答 交感神經は一方腦及び脊髄神經と連絡し以て循環、消化、分泌等の作用を司るものである。
 交感神經は脊柱の兩側に沿うて連鎖状に並んでゐる二十四對の神經節と、これから出る神經とから出來てゐる、其の神經纖維には血管を收縮擴張せしめるもの、汗腺の分泌を司る等の外、頸部では瞳孔を擴張せしめるもの、唾液、涙液を分泌せしめるもの、心動を鼓舞するもの、胸腹部では腸、胃、肝臓、脾臓及び泌尿生殖器等に分布して運動、分泌等を司るもの等がある。

問 ○ 淋巴腺及同液、同管に就て記せ。

答 一、淋巴腺は淋巴管の處々、即ち、頸部、腋窩、鼠蹊部等に大小不同の結節となつて存在し、淋巴液の濾過器であつて体内に侵入した異物を抑留して滅殺するの外、淋巴球を新生する作用がある。

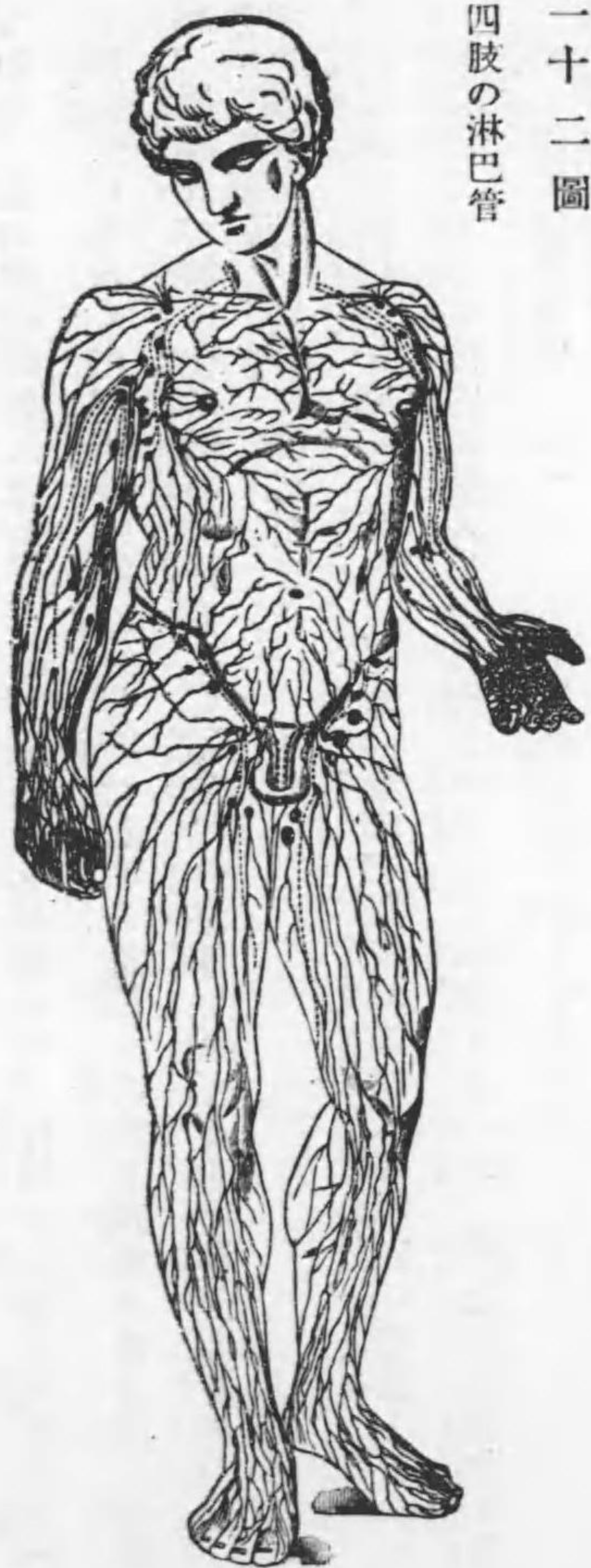
二、淋巴液は無色透明の液であつて中に淋巴球を含んでゐる。

淋巴液は血液成分の一部であつて、毛細血管壁を通じて組織外に出たものである故に淋巴液は組織に酸素、榮養物を與へ組織内から炭酸及び老廢物を取つて之を毛細血管の血液に送る。

三、淋巴管は全身、各處に存在して身体各部の組織間隙から起り淋巴道に出て次第に集合して胸管と成り静脈中に入る。

第二十二圖

四肢の淋巴管



問○血液とは如何。

答 血液は紅色不透明の液で、なまぐさい臭氣と鹹味がある、血液は血球と血漿とから成り、血球には赤血球と白血球とある。

問○動脈血と静脈血とを別けよ。

答 動脈血は鮮紅色を呈し、静脈血は暗赤色で不透明である。

問○血液の作用を略記せよ。
動脈血は酸素と榮養分に富み、静脈血は炭酸瓦斯と老廢物を多量に含んでゐる。

答 血液は肺臟から酸素を取り、又消化管から榮養分を取り、間斷なく血管系統内を循環して諸組織に榮養を與へ、又体内に生じた、炭酸と老廢物とを取つて肺臟及び腎臟から排出する作用がある。

問 血管に付て述よ。

答 血管は血液を循環せしめる、恰も樹の枝の様に分岐してゐる細長い脈管であつて、大きい方を大動脈及び大静脈と稱し、小さい管を小動脈管、小静脈管と言ひ、極小さく細い管を毛細血管と言ふ。

問 白血球とは如何。

答 白血球は無色有核の細胞で多くはアメーバ様の運動をなし、或は毛細血管の内外に出入して異物亦病原菌等を喰殺する作用がある。

問 赤血球とは如何。

答 赤血球は無核の圓板狀細胞で血色素を含み此の血色素は酸素を結合又は放出する特性がある。血液は酸素を得ると鮮紅色と成り、これを失へば暗紅色を呈す。

問○血液の循環状態を問ふ。

答 初め心臟より出た動脈血は大動脈管に入り、これから次第に樹枝狀に分れて、小動脈管に入つて身

四〇
 体各部に達し、毛細血管を通過して組織内に入つて營養を與へ、又組織内に生じた老廢物を吸収し、こゝで物質交換を行ひ、行つた血液は静脈血と成り毛細血管、小静脈管を通過して大静脈管に至りそれから心臟に歸る。

心臟に歸つた、静脈血は再び心臟を出て肺動脈を通過して肺臟に進み、毛細血管から肺組織に達し、こゝで血液は呼吸作用に依つて酸素を吸収し、呼氣によつて炭酸瓦斯を排出する、こうして瓦斯交換の行われた新鮮な血液は動脈血と成り、心臟に送られて心臟の收縮運動によつて再び送り出されて血液循環を営むものである。(第二十三圖参照)



問 大循環とは如何。
 答 大循環とは血液が心臟の左室を出て大動脈に入り、全身の毛細血管を通過して大静脈と成つて心臟の右房に歸るのを言ふ。

問 小循環とは如何。
 答 小循環とは血液が心臟の右室を出て

肺動脈に入り、肺毛細管を通過して肺静脈と成つて心臟の左房に歸るを言ふ。
 問 血圧とは如何。

答 血液が心臟の力によつて動脈に押入れらる、故にそこに壓力を生ずる、これを血圧と言ふ。

問 微生物とは如何に。
 答 微生物は地球上至る處に生存發育し、微生物には植物性微生物と動物性微生物の二種があつて、或る微生物は有機物の腐敗及び分解を營んで植物の營養に必要な物質を作り、又或る微生物は人体及び動物体内に於て醗酵分解作用を行ひ營養素を供給し其の同化作用を助け、又或る種のものは人体及び動物体に寄生して其の生理状態を害し疾病を起さしむ、この微生物が所謂病原菌である。

問 微生物を區別せよ。

答 (一)植物性微生物(糸状菌、芽生菌、分枝菌、分裂菌)
 (二)動物性微生物(原始動物、原虫)

問 細菌の分類及其の形態を記せ。

答 細菌を分類すると左の通りである。
 分裂菌、絲状菌、醗酵菌、分枝菌の四種であり、其の形態を分別すると。

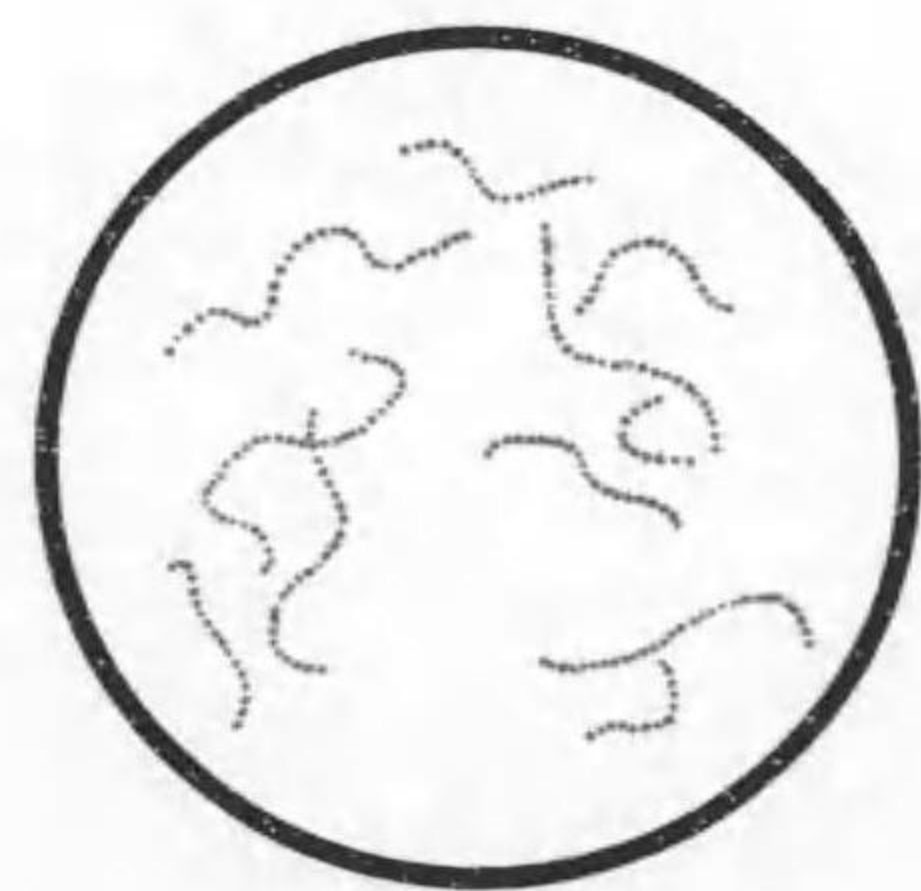
第二十五圖ノ一



菌一リテフヂ



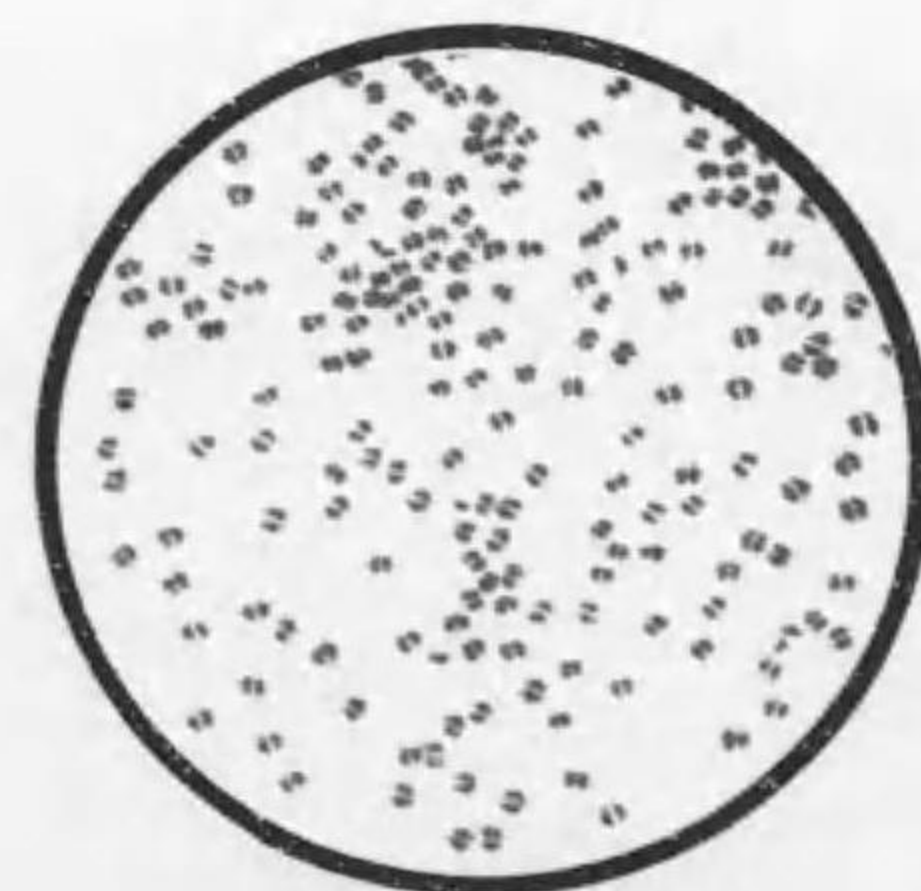
菌スブチ



菌毒丹



菌ラレコ



菌炎腐敗芽胞



菌炎芽胞

(一) 球状菌 (圓い形をした菌)
 單球菌、双球菌、連鎖状球菌、四連球菌、八連球菌、葡萄状球菌

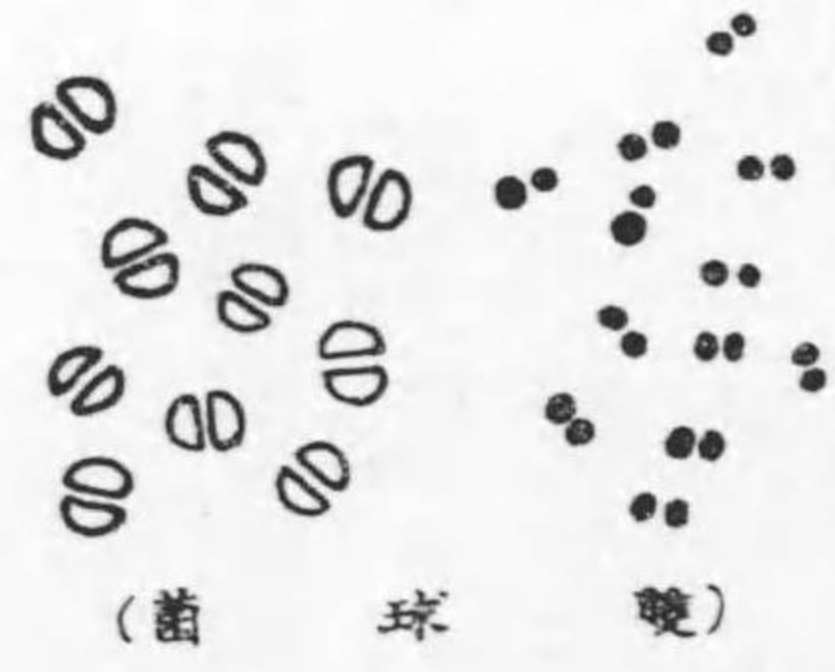
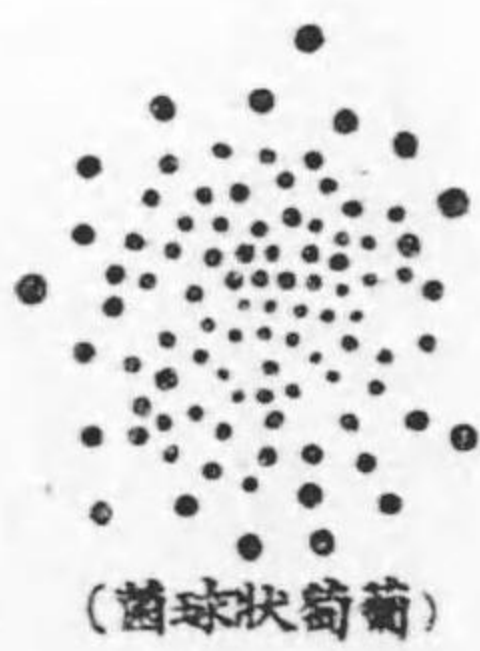
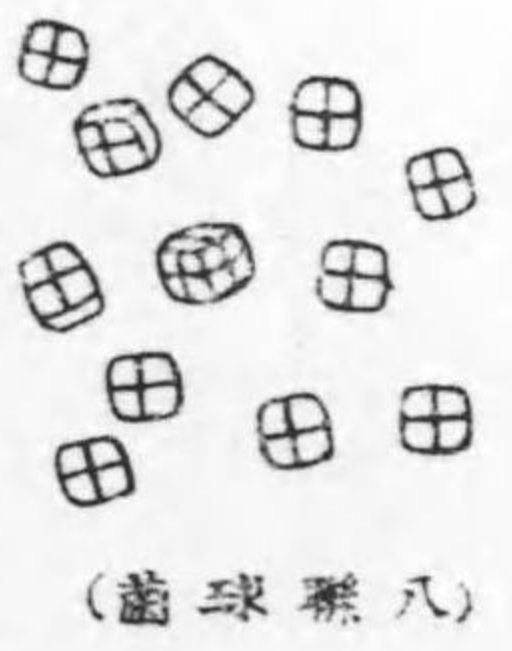
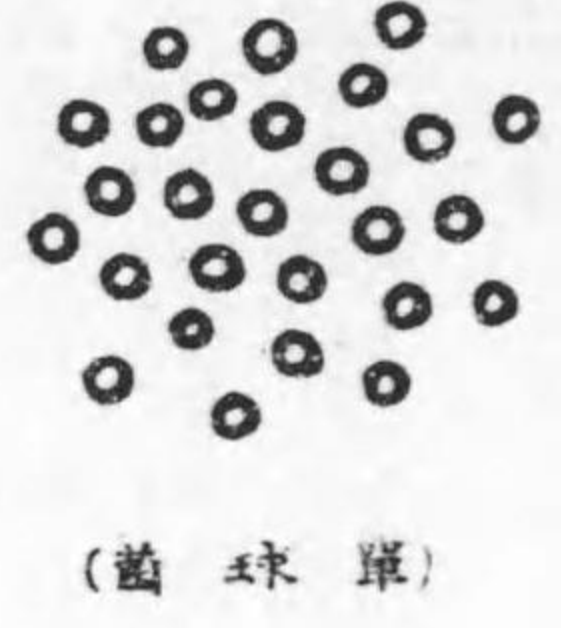
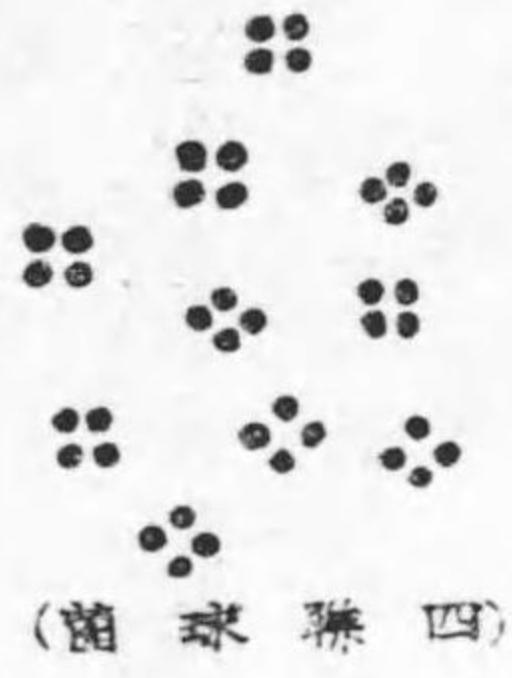
(二) 螺旋状菌 (ウネリ又は渦卷の形した菌)
 長螺旋状菌、短螺旋状菌、

(三) 桿状菌 (棒の如く細長い形した菌)
 長短、大小、銳端、鈍端、連鎖、

問 ○ 細菌は如何にして繁殖するか。
 答 吾人が生活するに種々の營養分が必要なのと同様に細菌も種々の營養素が必要である、故に一定の温度、濕氣、營養分等があれば盛んに増殖す。
 其の方法は分裂増殖と言つて先づ一個の細菌が發育すれば其の中央部に横裂を生じ遂に分離して二個の細菌と成り、二個が四個と倍數に繁殖して行くのである。

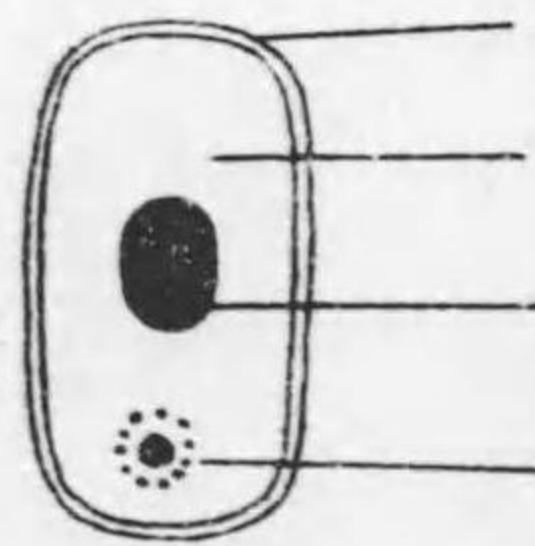
問 ○ 細菌の死滅要約。
 問 細菌は何らすれば死ぬか。
 答 細菌は温度、日光、營養素、濕氣、藥品等の如何に依つて死滅する。

菌 狀 珠



菌體構造

膜被
質形原
體樣核
體染異



鞭毛



芽胞



(一) 温度

細菌が繁殖するに適當な温度は攝氏三十六七度位であるが十度以下又は七十度以上の温度では繁殖しない、故に如何なる細菌でも百度以上の熱で三十分以上も熱すれば所謂煮沸消毒、蒸氣消毒に依つて死滅する。

(二) 日光

日光に對して細菌は抵抗力弱く、比較的短時間にて死滅するものである。結核菌の如きも外界の直射日光中の紫外線に會へば數十分にして死滅する。所謂日光消毒に依つて死滅する。

(三) 營養素

細菌も營養素が無ければ繁殖しない、細菌は汚物、塵埃及び動植物の死體に好んで發育繁殖する、即ち其等の物を食物として發育するから、汚物、塵埃等の無きよう清潔を保つて置けば營養分がなき爲め増殖しない譯である。

(四) 濕氣

細菌は多少の濕氣が無くては繁殖しない、一般に乾燥状態におかれた菌は抵抗力弱く、所謂乾燥消

毒に依つて容易に死滅する。

(五) 藥品

細菌は石炭酸、昇汞水、クレゾール、フォルマリン等の化學藥品の特種的作用によつて死滅するものである。

問 細菌の運動とは如何。

答 細菌には運動性菌と不運動性菌とあり。

一、運動性菌

運動性菌とは其の菌体にある鞭毛によつて活潑に運動するもので細菌は此の運動によつて位置を變ずるものである。

此の種の運動を固有運動と言ふ。

二、不運動性菌

本菌は運動せずして靜止してゐるものである、然し此の不運動性菌の一種であつて一定の位置に止まつて一見運動してゐる様なものがある、之は分子運動と言つて固有運動ではない。

問 傳染病とは如何。

答 傳染病とは病原菌が人体内に侵入し發育増殖するに因つて起る疾病を云ふのである、そうして其の疾病は細菌の有する毒素によつて中毒を起し、人体の健康状態が害された時、各々特異の症状のある傳染病が起るのである。

問 病原菌の傳染徑路を説明せよ。

答 病原菌は一定の徑路を辿つて身体内に侵入し傳染するもので其の傳染には直接傳染と間接傳染とあり、其の菌の入口を侵入門と言ふ。

肺炎菌、結核菌等は喉頭、扁桃腺から入り、腸チフス菌、赤痢菌、コレラ菌等は消化器の粘膜から入り丹毒菌、破傷風菌、ペスト菌、化膿菌等は皮膚創面から侵入するものである。

問 直接傳染と間接傳染との區別を説明せよ。

答 直接傳染とは患部に接觸して感染する事を言ふ。亦飛沫傳染も其の一つである。

例へば患者の咳嗽、クシヤミ、談話中痰又は唾液に依つて傳染する。

間接傳染とは食物傳染、空氣傳染等總て或る物品の媒介に依つて傳染する事を言ふ。

問 飛沫傳染、空氣傳染及食物傳染とを別けて説明せよ。

答 一、飛沫傳染

患者の咳嗽、嘔吐、談話等をなす際に痰又は唾液に交つて其の飛沫と共に散布され遂に健康体に侵入する。

二、空氣傳染

患者の咯痰が乾燥して塵埃と共に飛散し空氣を介して傳染する。

三、食物傳染

健康者が患者の痰又は唾液等に汚染された食物、食器を知らずして取つた爲に感染する。

問 媒介体とは如何なるものか。

答 媒介体とは間接傳染の場合に病原菌の附着するもので患者の使用した物件又は患者に接し汚染した物件等は皆媒介体である。

例へば衣服、寢具、飲食物、食器、器具、手拭、理髮器具、洗面器、醫師、看護婦、理髮師等である亦病毒に汚染した物件にとまつて來た蠅、ペスト流行時の鼠、又は病原菌を唾液中に有する蚊の如きは皆媒介体である。

問 病原菌の侵入門は何所なりや。

答 (一) 呼吸器：鼻腔、喉頭、氣管等から侵入する。

(二) 皮膚創面：皮膚、粘膜の小さい創口から侵入する。

(三) 消化器：口腔、咽頭、扁桃腺の粘膜から入る。

(四) 泌尿、生殖器：微毒、淋病の如きもの。

(五) 眼瞼結膜：トラホーム、風眼の如きもの。

(六) 耳：外聴道の粘膜から侵入する。

問○ 傳染性、皮膚病の名稱を述よ。

答 濕疹、膿疱性瘡瘡、癩風、疥癬、黃癬、白癬、單純性毛瘡、寄生性毛瘡。

問○ 傳染性眼病の名稱を記せ。

答 顆粒性結膜炎 (トラホーム)
淋毒性結膜炎 (風眼)

問○ 慢性傳染病とは如何及名稱を記せ。

答 慢性傳染病とは或る長い期間潜伏してゐて中々癒り難い傳染病で結核病、梅毒、癩病等がそれである。

問○ 決定傳染病の病名を記せ。

答 腸チフス、パラチフス、コレラ、ペスト、猩紅熱、デフテリヤ、痘瘡、赤痢、發疹チブス。

問○ 急性傳染病とは如何及其の病名。

答 急性傳染病とは突急に來る處の傳染病であつて丹毒、コレラ、ペスト、痘瘡、赤痢、腸チフス、バラチフス、破傷風等である。

問○ 毛髮傳染病の名稱を記せ。

答 頭虱、砂毛、結節裂毛症、鬼氈頭。

問○ 脫毛症の名稱を記せ。

答 鬼氈頭、枇糠性禿髮、老人性禿髮、症候的禿髮。

問○ 創傷傳染病とは如何及其の名稱。

答 創傷傳染病とは全身を包む皮膚の傷口から病原菌が侵入して起る傳染病であつて丹毒、癰、癰疽、脾脱疽、破傷風等である。

問○ 理髮營業に關係ある傳染性疾患の名稱。

答 白癬、黃癬、疥癬、癩風、天疱瘡、傳染性膿疱疹、丹毒、皮膚化膿症、濕疹、鬼氈頭、トラホーム、肺結核、百日咳、寄生性毛瘡、頭虱、砂毛、結節狀裂毛症、枇糠性禿髮、梅毒性禿髮。

問○理髪中傳染すべき皮膚疾患三ツを擧よ。

- (一) 濕疹、(二) 白癬、(三) 丹毒。

問○左記の病原体及び形態を問ふ。

- (イ) 淋病、(ロ) 梅毒、(ハ) 結核、(ニ) 癩病、(ホ) 白癬、(ヘ) 丹毒。

答 (イ) 淋病は(淋毒菌) 双球菌で、

形態は腎臓形をしてゐる。

(ロ) 梅毒は(梅毒菌) 螺旋状菌で、

形態はウネリ又は渦巻形をなしてゐる。

(ハ) 結核は(結核菌) 短桿状菌で、

形態は圓柱を短く切つた様な形をなしてゐる。

(ニ) 癩病は(癩菌) 長桿状菌で、

形態は桿の様に菌体の長さものである。

(ホ) 白癬は(白癬菌) 絲状菌で、

形態は糸の如き細長きものである。

豫防法

患部に接した櫛、雲脂取、ブラシ等を良く消毒し注意すること。

問 癩腫とは如何なるものか。

(ヘ) 丹毒は(丹毒菌) 連鎖状球菌で、
形態は菌体が一列に數個づゝ連続してゐるものである。

問○濕疹に付て記せ。

答 原因

此の病氣は(くさ) 又は胎毒とも言ひ主に小供に多く種々な物で擦つたり、石鹼其他の刺戟によつて
出来る事もあるが素質を持つて居ればそれだけ罹り易いものである。

症状

此には急性と慢性とある、急性は皮膚が紅く張れ上り小さいブツブツが出来て進んで水泡又は膿泡が
處々に出来、何時も汁が出て濕つてゐる、遂には痂皮が出来る。

慢性は癢つたかと思へば又出来て、癢り難く其の所の皮膚は厚く痂皮が出来て大變痒く、少しく温ま
ると一層痒いものである、主に頭部、顔面、頸部に出来る。

答 原因

此の種の病原体は患部に必ず葡萄球菌を發見する。但し此の腫物は俗に（ネプト）亦は疔とも呼ばれて各種の刺戟に因るとも云はれてゐる。

好發部

頸部、腋窩、背面、肛門の周圍、陰部、上腿等である、併し必ずしも以上の部分だけとは限られてゐない。

症 狀

最初、皮膚が赤く腫上つて硬くなつて、甚だしく疼痛を感じる、二、三日すると隆起して尖つた部分の表皮下に膿をもつ、之を切開するか、又は自然に破れて膿を出す時は、腐つた結締織栓（俗に根）が出る。

輕症の腫は其で治癒するものであるが人に依つては發熱して劇しい疼痛を感じる、本病は着物の刺戟又は疥癬や虱等の爲め搔く爲にそれが原因となる事がある。

豫防法

業者は施術の際其の刺戟に注意すると共に器具等に依つて媒介さぬ様注意をすること。

問 瘰癧に就て述よ。

答 原因

本病は一名ニキビとも云ふ、皮脂の分泌が盛な爲め皮脂が蓄積して炎症を起した故に起るもので本病に化膿菌が侵入して膿胞性瘰癧と成つて傳染する。

好發部

顔面殊に鼻、鼻唇溝、頬部、額部に發する、これは青年期に最も多いのである。

豫防法

之等の人の顔面剃の場合、剃刀の消毒を完全にして傷を付けぬ様注意すること。

問 ○ 癩風とは如何。

答 原因

本病は俗にナマズとも言ひ糸状菌に因つて出来るものである。

好發部

身体各處に發生するが殊に衣服に常に被はれてゐる處に多い、例へば胸、背、腋窩の附近、腹壁。

症 狀

初め小豆大から豌豆大位の種々な形の褐色の斑點が出来これが相集まつて大きくなる。之を爪で癢くと糠様のものが取れて其に跡は普通の皮膚とあまり變化がない、主に多汗症の人に来て汗の出た時少しく痒味がある。

問○疥癬に就て知る處を記せ。(ヒゼン)

答 原因

本病は疥癬虫が皮膚に侵入して起るものである。

傳染徑路

本病は接觸に依つて傳染する、但し患者に接觸しても体温を以て補けられれば感受しないもので患者と同衾したり、患者の温が残つてゐる座布団等に坐つたりすると忽ち感染する。

好發部

指間、手掌、腕、肘等の屈曲面及び腋窩、陰部等に多く出来る。

症狀

此の虫は健康者の腕、手指の股等の皮膚から侵入して其の所は水泡や膿胞が出来、虫は皮膚をだん／＼喰破つて進み、其の中へ卵を産み付けて、其が孵化して段々殖て行く、之に罹ると非常に痒く夜

問は殊に癢痒が烈しい。

豫防法

患者の使用した器具、布片類の消毒を嚴重に行ひ又、自分も感染しない様手指の消毒をすること。

問○黃癬に就て説明せよ。

答 原因

本病は黃癬菌に因つて起り主に少年期に出来る。

傳染徑路

接觸又は物品殊に理髮器具を介して傳染する。

症狀

毛囊の周圍に黄色の小体を形成して其の形は圓板の如くて中央は陷凹す、其の中心に毛髪が貫通してゐる、其の他毛髪は光澤を失ひ抜け易くて再生しない。黃癬は特有の臭氣がある。

問○頭癬の原因傳染徑路及症狀に付て説明せよ。

答 原因

病原體は白癬菌

傳染徑路

直接又は間接傳染。

大腿内側、陰囊、肛門附近に好發する。

症狀

赤褐色の丘疹又は水疱が出來て輪の形をして中央は漸く剝屑するに従つて次第に周圍に廣がり痒さが甚だしくなる。

問 白癬に就き知る所を記せ。

答 原因

本病は白癬菌の糸狀菌に因つて出來て頭部に出來ると頭部白癬又は顔面白癬、爪菌病、寄生性毛瘡等それ／＼名は異つてゐるが皆白癬菌の侵入に因つて起る傳染病である。

傳染徑路

接觸又は物品等を介して傳染して十五歳以下の小供に多いのである。

症狀

(一)、頭部白癬(シラクモ)

頭部の毛髮部に發生する。初め皮膚に五厘乃至二錢銅貨位の圓い形ちに白い雲脂の様な物が附着し其が集つて大きく成る、毛は光澤がなく折れ易く癢痒がある。

(二)、顔面白癬(ゼニタムシ)

顔面頸部に發生し 多くの場合、頭部白癬から擴がつて來るもので之が數個融合すれば地圖狀に線を畫き痒味が甚だしい。

(三)、爪菌病

爪は光澤を失い、色が變り質は脆くなつて破損し易くなる。

(四)、寄生性毛瘡

主に鬚髯に出來るもので毛の根本、深くまで侵され炎症を起して中々癒り難く毛は折れ易く圓い形に紅色の結節が出來て時には膿を持つ事が有る、非常に痒く時々痛む。

豫防法

日常使用する器具特に剃刀、手拭、鬚剃ブラシ等から傳染する事がない様注意する。

癬痘とは如何

答 本病は癬腫の集りであるが皮下結締織に廣大な、壞疽(くされ)部を作つて亦皮膚にも廣大な壞疽

を生じ、此の病氣の特徴として其の表面に多数の孔をつくる。
本病は健康を甚だしく害し、往々にして生命を失ふ事がある、殊に顔面に發すると最も危険である。
豫防法としては剃刀より起る事があるから使用の都度充分に消毒して又鬚剃の際には特に傷つけぬ様注意を要する。

問○狼瘡に就き説明せよ（皮膚結核）

答 原因

結核菌の侵入に因つて起る皮膚の局處結核である。

好發部

顔面に出來て幼年兒に多く經過は緩慢である。

症 状

初めは赤又は褐色の麻の實、或は小豆大の皮疹が出來、其等の皮疹が集まつて豌豆大の結節を作る、此の結節は一種の汚い色をしてゐる。

この狼瘡は癩瘡を作つて治癒するか又は潰瘍となつて、鼻や耳が潰れて落ちる事もある。

問○傳染性膿疱疹（トビヒ）

答 原因

葡萄狀球菌及び連鎖狀球菌に因つて出來小兒に多く、接觸によつて傳染する一種の皮膚病である。

症 状

先づ顔面、手に孤立した、水泡疹を生じ忽ち膿胞となるが癢痒がないのが特徴である、顔面の水泡は融合し易く、一面に擴がつて行く。

問○脾脱疽とは如何なる病か。

答 原因

本病は脾脱疽菌に因る發病で主に家畜類に起るが時によつては人間に傳染する事がある、皮膚の僅微な損傷部から感染する。

症 状

感染後數日間の潜伏期を経て皮膚に小さい紅斑が出來て痒さと痛さを覺え丘泡狀となつて水泡が出來てくる。

重症にあつては高熱を發し、衰弱甚だしく頭痛、眩暈、呼吸困難となり、嘔吐、血便等全身症候を呈して遂には死亡する。

豫防法

理髪店では客に創傷を付けぬ様に又業者自身でも傷を受ぬ様にして常に消毒を完全にして置くこと。

問○單純性毛瘡に就て記せ。(贅瘡とも云ふ)

答 原因

醗菌に因つて出來主に鬚髻に起る病氣である。

症 状

毛の根本を小さい膿疱が取巻いて出來中々癒り難いものである。

豫防法

不潔な手拭等から傳染する事があるから注意を要する。

問○丹毒とは如何及び注意事項を記せ。

答 原因

本病は創傷傳染病中、最も危険な病氣で皮膚、粘膜の創面から丹毒菌が侵入して起る。

症 状

本病は患者と直接に接觸するか又は物品を介して傳染し、頭部、顔面等に發すると腦膜炎等を惹起し

生命に關する重症である丹毒菌が侵入すると二、三日の潜伏期がたつて初め何等の前兆なく、惡寒戰慄し四十度内外の發熱し、皮膚に熱と同時に赤く腫脹り痛みが劇しく非常に苦しむ。特徴としては病的皮膚と健康皮膚との境は赤色の線状をなして明かに區別が出来る。

豫防法

業者の手指や理髪器具を介して丹毒が感染する事がある故剃刀、雲脂取、ブラツシ等をよく消毒し客の皮膚に傷を付けない様にし又、丹毒菌は鼻腔、耳腔等に潜んでゐるものであるから剃毛をしてはならない。

問○鬼舐頭につき明記せよ。

答 原因

本病は圓形禿髮とも言ふ。病原体は不明であるが主として寄生菌或は營養神經の障害に因るものと言はる。

症 状

本病は主に頭部に出來時には眉毛、鬚髻を侵す事がある。初め何んの痛み痒みも無く突然一、二錢銅貨大の圓形又は橢圓形に脱毛し之が數個集まつて大きな禿

と成り頭部全面に脱毛する事がある。
其の禿た部分の皮膚は滑澤で稍々陥凹し少しく光澤がある。
豫防法

本病は傳染性を持つてゐるものだから頭髮に使用する諸器具は嚴重に消毒する様注意を要する。

問○顆粒性結膜炎とは如何及び豫防法。

答 原因 (トラホーム)

病原体は不明であるが患者の眼脂、又は涙液の中に病毒が存在してゐる。
症 状

眼瞼結膜に黄白色の小さい顆粒が澤山出来て眼は充血し、羞明流涙を覺え眼脂の分泌を増し眼の中に異物の這入つた様な感じがし、時には疼痛を覺え視力は障害せられ遂には失明に至る。

豫防法

本病は患者の眼の分泌物によつて傳染するもの故手指、手拭、洗面器等を完全に消毒し又法令により手拭は禁じられてゐるが止むを得ない場合は消毒すみの物を貸し與へる事、又自身の手指等は必ず石鹼にて洗滌すること。

問○淋毒性結膜炎は如何及び豫防法。

答 原因 (風眼)

本病は風眼又は膿漏眼とも云ひ、淋毒菌に因つて起る傳染病である。
症 状

最初は普通の結膜炎の様であるが漸次症状が劇烈となり、眼瞼の腫脹甚だしく初めの薄い分泌物は忽ち膿性に變じ其の量頗る多くドロク、流出する。

其の流出液には無数の淋毒菌が含まれてゐる。

豫防法

本病は傳染性が猛烈なものですから患者の使用した洗面器、手拭等は充分に消毒すべきである。

問○微毒に付き知る處を記せ。

答 原因

本病はスピロヘータ、パリツダ (螺旋狀菌) の体内侵入に因つて起り、先天性微毒と後天性微毒との二種がある。

(一)、先天性微毒とは遺傳されたもので、即ち母の胎内にある時、父母の梅毒を受けてゐるもので、か

る小供は育ちが悪く又、大抵は流産する。

(二)、後天性梅毒とは遺傳でなく、生れ出てから特に感染したもので皮膚粘膜から侵入し主に男女の不潔な交接、又は接吻、授乳及び物品の媒介によつて傳染する。

症状

梅毒に感染してから、凡そ二、三週間の潜伏期があつて、初めて来るものを初期硬結（下疳）俗に（かんそう）が出来、之が進んで鼠蹠部のリンパ腺が腫て来る之を横痃と云ふ。さらに進んで第二期と成れば梅毒は全身に擴がり、軽い發熱と共に全身各所のリンパ腺は腫脹し、皮膚には紅色の蕁麻疹が出来咽喉炎、鼻加答兒等を惹き起し聲は啞れ、其他脱毛し、食慾は減退し、血色悪く身体は弱る。第三期ともなれば粘膜炎、骨、内臓等全身至る所に護膜腫が出来て鼻は潰れ、骨は腐つて顔の形が變はり遂には腦が侵され、精神病者に成り、みじめな運命に至る。

豫防法

梅毒の膿汁が盛んに病毒を傳染さすから患者の使用した物品は勿論、頭髮・顔・口等を充分注意し之等に接した時又は患者に使用した諸器具は充分な消毒を行ひ、他の客に傳染せしめぬ様注意を要する。

問○癩病とは如何及び豫防法。

答 原因

癩病は天刑病とも言い、レブラ菌に因つて起る慢性傳染病である。

其の傳染徑路は主に鼻腔粘膜、皮膚の創傷から健康体に入る、本病の潜伏期は甚だ長く數年乃至數十年に及ぶ事もある。

症状

本病には神經癩、結節癩、斑紋癩の三種に分つ。

(一)、神經癩とは：知覺神經、運動神經が痲痺し殊に痛覺を失ひ毛髮は脱毛し、肉は瘦手足は特異の變形をなし、又關節部から切斷するものもある。

(二)、結節癩とは：皮膚筋肉が肥厚して大豆、又饅頭大の結節が出来此の結節は褐色又は黒褐色の特異の光澤を放つ、眉毛は抜け鼻は小さい腫物の集まつた如く凹凸に腫れ上り、口唇齶り、耳も膨れ、甚だしき醜貌を呈する。

(三)、斑紋癩とは：發病と共に身体各所に硬い丘疹が出来、赤色、又は、赤褐色の斑紋の現はれ其の部分の知覺が鈍る。

豫防法

癩病は患者の分泌物、排泄物を直接に赤衣服等から間接に傳染するものであるから其等の物は總て嚴重に消毒を行ひ又、癩菌は鼻腔内に潜んで居るものですから鼻毛剃は絶対に行はぬこと。

問○結核に就て記せ。

答 本病は結核桿状菌に因つて起る慢性傳染病で身体至る處に病氣を起す、其の内でも肺結核が一番多く次は喉頭結核、皮膚結核、腎臟結核、骨結核、膀胱結核、腸結核、關節結核、腦脊髓膜炎、其他淋巴腺等の結核である。

問○結核菌の所在並に抵抗力に付て述よ。

答 この結核菌は鼻腔、咽喉、肺臟、口腔、食道、胃、腸、腎臟、骨、皮膚、腦脊髓等人体至る所に寄生し發病せしめる、其の抵抗力は。

- (一)、熱度五十五度に六時間、六十度に一時間九十度に二分間生存する。
 - (二)、咯痰中には乾燥しても三ヶ月餘生存する。
 - (三)、濕つてゐる處には數ヶ月、水中には數週間、水中には一ヶ年餘も生存すると言ふ。
- 頗る抵抗力の強い菌である。

問○肺結核に付き知る所を明記せよ。

答 原因

病原體は結核菌で肺結核患者の咯痰又は談話の際、結核菌は咳嗽や唾液が飛沫状となつて空氣中に飛散し之を吸入し其れが肺臟に侵入して發するものである。

症 狀

本病の初めは貧血、發熱し、盜汗をかき軽い咳嗽が出る、又時には咯血し身體は瘦削、体重は減少して衰弱加はり、倦怠と疲勞を覺へる。此の醫療が遅れると遂には死亡する。

豫防法

顔面作業中は(マスク)をかけ、攝生を守り、室内は塵埃の飛散せぬ様清潔にし、唾壺を設へ置く事そうして若し患者の客に接した時は餘り接近せぬ様亦談話を交へぬ様にし亦充分に消毒を行ひ、不幸にして業者が之に罹つた時は全治に至る迄業務を休まねばならぬ。

問○肺結核の侵入門及傳染徑路。

答(一)、侵入門は呼吸器：鼻腔、喉頭、氣管又は皮膚創傷面から侵入する。

(二)、傳染徑路は飛沫傳染：空氣と共に吸込まれる。肺患者の咳嗽、噴嚏又は談話を交す時に結核菌を

含んでゐる、咯痰は微細な水沫状と成つて塵埃と共に空氣中に飛び散る、これで傳染する。

(三) 接觸傳染：は口より口に傳染する、之は煙管の貸借、或は夫婦、親子の接吻の如き場合結核菌を含む咯痰から傳染する。

(四) 媒介傳染：衣服、寝具、及び飲食器の媒介によつて傳染する。

問 肺結核の第三期迄の症状を述べよ。

答 第一期：食欲が進まず、呼吸は短くなり力のない咳が出て、聲咽、痰が多く出る午後から發熱があり寝汗をかき神經過敏と成り何時しか瘦て行く。

第二期：衰弱加わり咯血を起す事がある此の期に至れば肺臓中の病竈が破れて病菌は盛に痰に交つて排出される。又本菌は咽喉を侵し、咽喉結核となり、腸管に入つては腸結核となり、慢性下痢を起す第三期：肺の實質は壞れ痰と共に流れ出て内部に空洞を生じ。菌は之に交つて、盛んに排出され、衰弱は益々加はり、又立つ事が出来ない様になり、四肢には浮腫が出来るのも此の時期で遂には絶命するに至るのである。

問 素因、免疫性に付て記せ。

答 人体又は動物体に病原菌が侵入したとて、ことごとく發病するものでない。即ち侵入した病原菌が

一定數以上に發育増殖し、初めて發病するものである、若し病原菌が侵入しても其を發育増殖せしめなければ發病し得ないものである。此の侵入した菌を發育増殖せしめる性質を素因と言ひ、發育増殖せしめない性質を免疫性と言ふ。

問 頭虱に就て記せ。

答 頭虱は毛髮に限つて寄生し、毛根に強く附着し非常に痒く濕疹を發生せしむる事が多い。

豫防法

頭髮に使用する器具特に櫛等に注意し消毒を行ふ事。

問 砂毛とは如何。

答 本病は主に婦人の長毛に發し頭髮の毛幹の處々に極めて微細な灰白色の小さい結節が點々として附着し一見粉末砂塵を蒙つた様であり、洗髮後初めて本病を知るのである。

豫防法

櫛、洗面器等から傳染する事があるから之等に注意を要する。

問 結節裂毛症に就き説明せよ。

答 本病は主に鬚髯に發し、又時には頭髮及び陰毛を侵す事がある。

症狀としては毛髪の處々に小さい球状の灰白色の結節を生じ、此の結節の部分の毛髪は縦に裂けて箆の様に容易に切斷する。

本病は原因不明であるが業者は傳染病の一つとして注意を要する。

問○消毒の目的に付き説明せよ。

答 消毒の目的は病原となる細菌や原蟲を滅殺して傳染病の病毒の傳播を防ぐ爲めである。

問 消毒に必要な條件を説明せよ。

答 (一) 出来るだけ早く且つ確實に目的を達するもの。

(二) 消毒する物品を損じたり又は之が爲めに其の價格を下げる事なきこと。

(三) 價格が安くて消毒する物品の價格以上に上らざるものなること。

(四) 何人にも容易く行ふ事の出来るもの。

(五) 消毒薬は水に容易に溶解するもの。

問○消毒法には如何なる種類ありや、其の名稱を列記せよ。

答 消毒法を大別すると器械的消毒法、理學的消毒法、化學的消毒法の三種がある。

(一) 器械的消毒 (洗滌法、塗布法、稀釋法、拭取法、濾過法)

(二) 理學的消毒 (日光消毒、燒却消毒、火焰消毒、乾熱消毒、煮沸消毒、蒸氣消毒、間歇消毒)

(三) 化學的消毒 (藥物消毒) (消毒液、消毒瓦斯)

問○化學的消毒薬品の種類を記せ。

答 石炭酸水、昇汞水、クレゾール石鹼水、フォルマリン水、燬製石灰、クロール (石灰) フォルム、アルデヒド、(瓦斯) 酒精

問○器械的消毒とは如何なるものか。

答 器械的消毒とは薬品を用ふることなく、又熱電氣の如きものをも用ひず洗滌、稀釋塗布等の (器械的)

手段によつて病毒を掃除するに過ぬ一種の清潔方法である。

問○理學的消毒とは如何なるものか。

答 理學的消毒法は薬品を用ひず、日光とか温熱の如き物理的方法に依つて消毒を行ふのである。

問○化學的消毒とは如何。

答 化學的消毒とは消毒力の有る薬品を用ひて細菌を撲殺する方法を言ふので之に用ひる薬品を消毒薬

と言ふ。

問○洗滌法とは如何に。

答 洗滌法とは如何に。

答 洗滌法とは手指を石鹼と刷毛で充分洗ふか、或は汚れ物を石鹼で洗つて清水で洗滌して、大部分の細菌を取り除き清潔にする方法であるが、全く細菌を絶無ならしむる事は出来ない。

問 稀釋法とは如何。

答 稀釋法とは汚染した空氣、又は水等に新鮮な空氣或は清淨な水を入れて空氣中や水中の細菌を多少すくなくする方法である。

問 濾過法に就て記せ。

答 濾過法とは空氣或は水を、或る濾過器にて濾して細菌を多少すくなくする方法である。

問 塗布法とは如何に。

答 塗布法とは、例へば壁の様な所に病毒の附着してゐる場合に新しく其の上からペンキとか其他のものを塗つて病毒をぬり込んで他へ感染せしめない様にする方法である。

問 拭取法に就き知る所を述よ。

答 拭取法は水や藥品にて洗ふ事の出来ない物を「ブラシ」又は布片で拭ひ去る方法であるが之は唯細菌を減少するに過ぎない。

問 理學的消毒を區別し其の方法を記せ。

答 (一)日光消毒、(二)焼却消毒、(三)乾熱消毒、(四)煮沸消毒、(五)蒸氣消毒、(六)火焰消毒、(七)間歇消毒

A、日光消毒は：直射日光の強い殺菌力を利用するものであるが、此の殺菌力は只、物品の表面ばかりで深部まで消毒する事は出来ない。

B、焼却消毒は：汚染の甚だしい物、又は再び實用の出来ない物、安價の物の場合、其の物品を焼き捨て細菌を殺す方法である。

C、乾熱消毒：此の方法は濕氣を含ませず鐵製の消毒箱の中の空氣を攝氏百五十度以上にて三十分間以上熱して消毒する。

D、煮沸消毒は：消毒を行ふ物品を煮沸してゐる熱湯中に浸して消毒する方法で總ての病原體は五分間の煮沸によつて完全に撲滅する事が出来るのである、けれども普通は沸騰の後十分間以上煮沸する。但し刃物類は凡そ五分間。

E、蒸氣消毒は：完全な器内で攝氏百度以上の蒸氣で四十五分以上熱を與へて消毒する。熱を用ひて消毒を行ふ諸法中甚だ有効で容易に使用し得るのは、此の蒸氣消毒法である。

F、火焰消毒は：直火法とも言つて「アルコールランプ」或は瓦斯の火焰中に「ピンセット」又は針等を焼いて消毒する方法であるが直火で熱しても變化の無いもの等を行ふ方法である。

G、間歇法は：毎日一回宛十分乃至十五分間程熱を與へ數日行ふて消毒する。

問 石炭酸の性状及び之を消毒薬として使用する場合何うしてするか。

答 石炭酸は白色の針の様な結晶性の薬品で、其の結晶の石炭酸の瓶を湯の中にて温め、溶融して石炭酸に對し一割の水を加へ流動石炭酸を造り其を約三十三倍の石炭酸水に溶解して使用する。

問 石炭酸水の消毒に適用すべき物品を述よ。

答 糞尿、吐物、痰、衣服、寝具、敷物、布片、家具、壘等に適用す。

問 稀酒精は如何にして作るか、及び消毒方法。

答 酒精七十分の水三十分を加へて稀酒精となし、其の消毒方法は覆蓋ある容器に十分間以上浸漬して消毒を行ふ。

問 酒精に就て知る所を記せ。

答 酒精は無色透明の揮發し易い液体で特異の香氣を有し點火すると青味を帯びた光りのない焰をあげて燃へる液である、其の百分中には凡そ八十六乃至八十七分の割合に純「アルコール」を含んでゐる

問 「クレゾール」石鹼水の製法並に消毒法。

答 「クレゾール」石鹼液三分に水九十七分を混じて三十三倍にし、其の消毒方法は、消毒する物品を



容器に入れ、十分以上浸漬し、後清水にて洗滌する。

問 「クレゾール」石鹼液にて消毒に應用すべき物品を記せ。

答 「クレゾール」水は石鹼が含まれてゐるから多少とも油氣の附着してゐる、理髪器具には最も適當してゐる。

其の適用物は手指、櫛、剃刀、鋏、「バリカン」雲脂取等である。

問 「フォルマリン」水の製法並に消毒法。

答 「フォルマリン」水の製法は「フォルマリン」一分に水三十四分を加へて三十五倍とし、消毒法は覆蓋ある容器に入れ之に浸漬する事十分間以上、後淨水を以て洗淨する事。

問 「フォルム、アルデヒド」瓦斯消毒は如何にするや。

答 消毒箱内一立方尺毎に一「グラム」のフォルマリンに同量以上の水を加へたものを噴霧發散せしめて一時間以上密閉し置く事。

問 「フォルマリン」水にて消毒に適用な物、又不適當な物を舉よ。

答 衣服、敷物、「セルロイド」製品、其他理髪用具等は多く適用する。不適當なる物は、糞尿、吐物、痰、手足、及び金屬類等である。

問○「フオルム、アルデヒド」瓦斯消毒に適用な物は何々か。

答 衣服、刷毛、革砥、雲脂取、剃刀、櫛、バリカン、鋏など其他理髪器具の多くは適用する。

問○蒸気消毒に就て注意すべき事項を記せ。

答 器内の熱は攝氏百度以上にして一時間以上密閉し置くこと。

器壁に検温器の装置あるものを用ひ温度と時間に注意す。

蒸気を被消毒物の隙間や、實質中に充分侵入せしめる必要上、各個の間に空気を保たしめること。

熱の爲め褪色し易い物、又革製「ゴム」製、「セルロイド」角等の製品は本法を避けること。

問○煮沸消毒に注意すべき事項を記せ。

答一、破損し易いものは初め冷水から徐々に加熱する事。

二、普通は煮沸器内の水を豫め煮沸してから器械を消毒器内に入れるのが好い。且つ蓋を常に密閉

する事を忘れてはいけな。

三、被消毒物は沸騰湯中に全部浸漬する事。

四、沸騰後十分以上煮沸する事。但し刃物類は凡そ五分間。

五、煮沸の爲めに微細な剃刀の刃を鈍くする惧れがあるから、豫めガーゼに包み、又は煮沸器内に

固定して動揺しない様にし且つ煮沸時間も十五分以下で満足しなければならぬ。

六、煮沸水として一プロセント曹達水を用ひる時は、消毒を容易ならしめるのみならず、金属器具に

錆を生ぜしめない便利がある。

七、染色された織物類、革砥、角、「ゴム」、「セルロイド」製品等は本法を避ける事。

問○理髪器具の消毒薬と適當物を擧よ。

答 理髪器具の消毒は化學消毒に依る「クレゾール」石鹼水、「フオルム、アルデヒド」瓦斯消毒を

適當とする。

(一)、「クレゾール」石鹼水の適當物は、バリカン、剃刀、櫛、鋏。

(二)、「アルデヒド」瓦斯消毒の適當物は、雲脂取、毛ブラッシ、刷毛、耳搔、革砥、毛拂、ブラッ

シ。

問○左の消毒法を記せ、

唾痰、紙、革砥、毛ブラシ、櫛、剃刀、白衣、毛除覆。

答(一)、唾痰は石炭酸消毒法。

(二)、紙類は焼却消毒法。

(三) 革砥、毛ブラシ等はフォルム、アルデヒド瓦斯消毒にて一時間以上密閉して行ふ。

(四) 櫛、剃刀等は三十三倍のクレゾール水で十分以上浸漬して行ふ。

(五) 白衣、毛除覆等は煮沸消毒、被消毒物件を水中に浸し沸騰後十分以上煮沸して行ふ。

問 洗面器の消毒は如何にするや。

答 洗面器は一客毎に石鹼で洗淨し、若し傳染性疾患者に使用した時はクレゾール石鹼水で消毒を行ふ

問 革砥の消毒法に就て記せ。

答 革砥は一客毎に消毒を行ふは困難な爲、使用の都度剃刀の消毒を行ひ時々「フォルマリン」瓦斯消毒を行ふ。

問 理髪器具の簡易消毒法を行ふ場合と其の方法を記せ。

答 簡易消毒を行ふ場合は、別に異状を認めない健康な客に使用した時、其の器具を一人毎に行ふ方法である。

其の方法としては規定の薬液の一ケに浸した布片又は刷毛の類を以て擦拭するか、或は百度以上の蒸氣に五分間以上觸しめるのである。

問 精密消毒は如何なる場合に行ふか。

答 精密消毒を行ふは毎日終業後行ひ、又從業中と雖も皮膚疾患者に接觸した場合はその都度、直ちに其の器具は精密消毒を行ふのである。

問 理髪業者に消毒知識の必要なる理由。

答 理髪営業所は毎日多数の人が出入する所であるから其の多くの人の内に如何なる傳染性疾患を持つてゐる人も有るかも知れず、其の患者に接する業者は諸理髪器具に依つて病毒の媒介をしない様又、個人衛生、公衆衛生の爲め充分な消毒が必要であると共に知識が必要である。

問 清潔と消毒との異なる點を記せ。

答 清潔は人体有害なる微菌、其他、有害物の繁殖を防ぐ爲めの清潔である、即ち消毒の必要が無い譯である。

消毒とは既に微菌其他有毒物が繁殖した爲め衛生上之を消毒するのである。即ち有毒物の繁生を防ぐのと有毒物が發生してから消毒するのと異なる譯である。

問 業務上病毒の傳染防止法。

答 (一)、消毒所を設け消毒する器具は必ず消毒所内で行ふ事。

(二)、貸手拭は消毒済の物を使用する事。

- (三) 洗面器は絶へず石鹼で洗浄し清潔を保たしめる事。
 - (四) 接客前に手指を洗浄する事。
 - (五) 顔面作業中は「マスク」を使用する事。
 - (六) 首巻、枕アテ、「タオル」等は一客毎に清潔な物を使用する事。
 - (七) 耳、鼻剃等は客の求めがないときには剃毛しない事。
- 若し強ひて求めのある場合は消毒済の物で鼓膜並に外聴道上皮、鼻粘膜に傷を付けぬ様に注意する事。

問 採光法とは如何。

答 我々が生きて行く上に最も日光が必要である、此の日光が充分であれば身体及び精神の健全を保つことが出来る。又日光は種々な病毒を殺す偉大な力があるから店内に日光の入りをよくする事が肝要である。その爲店の面積の少なくとも五分の一以上の採光窓を作らねばならぬ、かく光を採る方法を採光法といふ。

問 換氣法に就て記せ。

答 空氣が汚れてゐると空氣中には塵埃と共に種々の細菌が飛散してゐるから衛生上甚だ危険である。

故に天井又は高い窓などに適當な空氣窓を作り店内の不潔になつた空氣と外の新鮮な空氣とを交換する事を換氣法と言ふ。

問 日光が人體に必要な理由。

答 日光は人體健康上直接間接的にも最も必要なもので此の日光が充分であれば身体も精神も健全である、又日光中の紫外線は偉大な殺菌力を有するものである、即ち日光消毒する譯である。

此の日光の直射を受けなければ人體の色素層の働きが無くなり、且つ身體の新陳代謝がにぶり顔面青白となり衰弱し病氣に罹り易くなる。

▲前記の間接的にもと言ふのは植物界を通じての事である、即ち日光が不充分、或は無ければ植物は育たない。植物が育たなければ、それから人體に受ける害は甚大なるものである、遂には生き能はざる状態になる。

問 新鮮なる空氣の必要なる理由。

答 空氣が汚れてゐると衛生上良くないが新鮮な空氣なれば酸素も多く有り塵埃の飛散又、病原体の飛散も無い譯である、従つて健康を保つ上に於て新鮮な空氣が必要な譯である。

問 空氣の成分と炭酸瓦斯の衛生的關係。

答 空氣は体積で 1/5 の酸素と 4/5 の窒素と、少量の炭酸瓦斯等から出来てゐるが、酸素は自體生活上必要なものであるが炭酸瓦斯は身體衛生上有害のものである。
問 ○マスクの使用如何。

答 マスクは法規に定められた如く業者及び客の保健上用ひるものであつて理髪中、殊に顔面作業中は必ず使用すべきで日常客に極めて接近して仕事を行ふもの故、肺結核、其他呼吸器から傳染する疾病を防ぐ爲め、又は客に呼吸を吹掛けて不快の感を生ぜない爲めである。

問 ○スチーム、タオル、使用上の注意如何。

答 (一) 客毎に洗淨した清潔なタオルを用ふる事。

(二) 適度の温度を計つて使用すること。

(三) 百度以上の熱に三十分以上觸さずこと。

(四) 客に不快の感じを與へないこと。

問 ○スチーム、タオルの效果如何。

答 垢や汚物を除去して皮膚呼吸を良くし、皮膚を滑らかにして血色を良くす。
問 ○肺結核の豫防法。

答 顔面作業中は「マスク」を使用し攝生を守り室内は塵埃の飛散しない様に注意し、痰壺を設へ置き消毒を完全にし、患者に餘り接近しない様、呼吸交換をしない様注意を要する。

問 ○理髪室の消毒と清潔に就て記せ。

答 理髪室は毎日多數の客が出入し其の客の待合所であるから室内の消毒と清潔を完全に行はねばならない。

其の方法は左の通り

- (一) 毛屑は飛散しない様に一定の容器に入れて置くこと。
- (二) 塵埃、雲脂等が蓄積しない様、清潔にし器具を整理して置くこと。
- (三) 採光換氣を充分にすること。
- (四) 常に使用する器具は嚴重に消毒を行ふこと。
- (五) 一定の場所に痰壺を設へて置くこと。
- (六) 定休日には店内の大掃除をすること。

問 理髪師自身の衛生上注意すべき事項を記せ。

答 (一) 接客前後に手指を洗淨すること。

- (二) 常に使用する器具は消毒済の物を用ふること。
- (三) 首巻、枕當、タオル等は一客毎に清潔な物を用ふること。
- (四) 顔面作業中は「マスク」を使用すること。
- (五) 就業中は白地の作業服を着用すること。

問 脳貧血とは如何。

答 本病は名の如く脳に血液が少なくなる爲に起る病氣で胃腸の悪い時、非常な驚きを感じた際に起り易いもので、其の症状は顔面蒼白となり、冷汗、脈搏は弱り、瞳孔は散大し遂には卒倒し人事不省となり感覚を失ふ。

問 急性脳貧血の處置。

- 答(一) 新鮮な空気を呼吸させる爲め、室内なら窓を開け換氣をよくし、或は戸外に移し、胸部の衣類を寛かにして呼吸を自由ならしめ靜かに横臥せしめる。
 - (二) 此の際、枕は使はず頭部を低くする様にする。
 - (三) 若し脈搏の悪い時、血色恢復の遅い時は醫師の來診を求めること。
- 問 〇 腦溢血の應急手當。

答(一) 衣服や帯を解いて身体を樂にさせる。

- (二) 枕を高くさせる。
- (三) 頭部と心臓に氷嚢を當る。
- (四) 便通を良くする事。
- (五) 興奮薬は與へない事。
- (六) 恢復の遅れた時は早速醫師を迎へる事。

問 腦充血の誘因、及び症状を述よ。

答 腦充血は多く多血性の肥満した老人に發生し易く其他、心配事、飲酒家、過度の勉強、頭部の熱射等が誘因となる。

症状は腦貧血とは反對に顔は赤く瞳孔は縮少し、眩暈、痙攣、人事不省となり覺醒後頭痛を來す。

問 腦充血の處置。

- 答一、衣服や帯を解いて身体を樂にさせる。
- 二、枕を高くさせる。
- 三、頭と心臓部に氷嚢を當る。

四、便通をよくする。

五、興奮劑は與へぬがよい。

六、恢復の遅れたるときは醫師を迎へる。

問 癲癇とは如何並に手當法。

答 此病は遺傳により、或は大脳皮質の炎症又、精神過勞等によつて起るものである。癲癇の持病あるものは平常暴飲暴食を慎しみ、前兆ある時は食鹽水を多量に服用すると發作を豫防する事がある。

若し發作した時は舌を咬まざる様に齒の間に手巾を含ませる、大抵は數分にして覺醒するものである
問 日射病の手當法。

答一、患者を直ちに樹蔭か又は涼しい室内に入れる事。

二、衣服を脱がし冷水に浸したタオルで全身を包んでやるか或は水を全身に注いでやる事。

三、多量の水を飲ませる事。

四、尙覺醒せぬ時は人工呼吸を行ふ。

五、ホフマン氏液吸入 或はアンモニアを吸入させる之を要するに水分の缺乏から起る病氣であるか

ら飲料水さへ十分あれば豫防する事が出来る譯である。

問 剃刀による小創傷の應急處置。

答 創傷を付けた時は早速傷口を酒精で拭いて、彈力「コロヂウム」を塗つて置くか、又は「オキシソル」で消毒し脱脂綿、或はガアゼをあて其の上から伴創膏で留めて置く。

若し出血多量の場合は醫師の手當を受ける。

問 痰壺に就き知る所を記せ。

答 理髮店舖には必ず二つ乃至三つの痰壺を備へて置かなければならぬ、其の痰壺の中には防疫用石炭酸五「グラム」鹽酸一「グラム」水九十四立方センチメートルを混合溶解したものをに入れて置くこと

問 仕事衣に就き衛生上注意すべき所を記せ。

答 仕事衣は手指と同様に病毒を付けて傳染の媒介をなす虞があるから常に清潔なものを着用し客に不愉快な感じを起させない様に注意し、若し傳染性の病氣でもありさうな客に接した場合には後で他の清潔な仕事着と着換へること。

後仕事衣は「クレゾール」水で充分に消毒するか、或は煮沸消毒を行はなければならぬ。

問 貸手拭に就て衛生上注意すべき所を記せ。

答 貸手拭は傳染病殊にトラホームの媒介をなす虞があるから必ず一客毎に洗濯した清潔なものを用ひ
なるべく客自身のもを使用する事。

問 蒸タオルが皮膚の各部に及ぼす作用と其の消毒法。

答 蒸タオルが皮膚に及ぼす作用は、冬季であれば収縮した皮膚を和げ、毳髯を軟くして剃る者も剃り
易く、剃られる方も痛みを感じず事が少なく、従つて皮膚を傷付ける事も少なく、尙皮膚を滑らかに
して血色を良くす。

其の消毒法は客毎に洗濯し、一ヶ〜清潔なものと取換へ百度以上の蒸氣中に三十分以上觸れさす事

問 ○飲料水により媒介せられる傳染病の種類如何。

答 腸室扶斯、バラ室扶斯、赤痢、疫痢、虎列刺、(亞細亞虎列刺)

問 善良なる飲料水とは如何。

答 左の條件に叶つてゐる飲料水が善良なるものである。

(一)、無色で澄明でなければならぬ。

(二)、無臭であること。

(三)、適當な温度と清涼な佳味とを有すること。

(四) 『カルシウム』『マグネシウム』等の鹽類を餘り多く含まないこと。

(五) 有害瓦斯(硫化水素、『メタン』の様な)有害化合物(鉛、銅、砒素化合物)を含まないこと

(六) 病原菌、寄生蟲卵、幼蟲、を含まないこと。

(七) 異物、例へば食物の殘片、毛、切屑、等を含まないこと。

愛知縣理髮營業取締規則

愛知縣理髮營業取締規則

第一條 本則ニ於テ理髮營業ト稱スルハ左ノ各號ノ一ヲ爲スヲ業トスルモノヲ謂フ

一、理髮（顔剃ヲ含ム）

二、結髮

三、染毛（美顔術ノ類）

○第二條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ警察署長ニ届出テ認可ヲ受クヘシ支店又ハ出張店ヲ設ケ若ハ營業所ノ構造ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

營業者カ未成年者、準禁治産者ナルトキハ法定代理人又ハ補佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス

一、本籍、住所、氏名、生年月日（法人ノ場合ハ其名稱、事務所所在地、代表者ノ住所氏名及定款）

二、營業ノ種別

三、營業場ノ位置、構造、及平面圖竝工事落成豫定期日

四、消毒装置及消毒方法

五、本則第四條ニ規定スル疾患ノナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書

六、營業ニ従事スル家族、雇人、徒弟等ノ本籍、住所、氏名、生年月日及之等ノモノニ對スル前號ノ診斷書

七、理髮試験合格證書寫又ハ指定シタル理髮學校講習所等ノ卒業書寫、營業場ノ工事落成シタルトキハ警察署長ニ

届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

○第二條ノ二 營業者自ら營業ニ從事セス又ハ二箇以上ノ營業所ヲ設ケムトスルトキハ理髮試驗合格ノ資格ヲ有スル管理人ヲ置クヘシ

○第二條ノ三 管理人ヲ置カムトスル者ハ其ノ管理人ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シタル届書ニ前條規定ノ資格書寫及第四條ニ規定スル醫師ノ診斷書ヲ添ヘ十日以内ニ所轄警察署長ヘ提出スヘシ
管理人ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

○第三條 營業場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ警察署長ハ營業ノ種別又ハ土地ノ狀況ニ依リ本條ノ制限ヲ斟酌スルコトヲ得

- 一、面積ハ三坪以上トシ採光、換氣ノ設備ヲ十分ナラシムルコト
- 二、地盤ハコンクリート其他不浸透質ノ材料ヲ以テ（漆喰敲ヲ除ク）築造スルコト
- 三、適當ノ場所ニ洗面場又ハ手洗場ヲ設クルコト
- 四、適當ナル汚水排除ノ設備ヲナスコト

○第四條 結核、癩病、花柳病、トラホーム、其他傳染性疾患ニ罹リ傳染ノ虞アル者又ハ精神ニ異常アル者ハ營業ニ從事スルコトヲ得ス

警察署長必要アリト認ムルトキハ營業者及家族、雇人、徒弟其他ノ從業者ニ對シ健康診斷ヲ行フコトアルヘシ

○第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ十日以内ニ警察署長ニ届出ツヘシ但第六號ノ場合

ハ家族同居者又ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ之ヲ爲スヘシ

- 一、營業者ノ本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ
- 二、廢業シタルトキ
- 三、支店又ハ出張店ヲ廢止シタルトキ
- 四、相續ニヨリ營業ヲ繼承シ又ハ營業ヲ讓渡シタルトキ
- 五、營業ニ從事スル家族、雇人、徒弟ニ異動ヲ生シタルトキ
- 六、營業者死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキ

○第六條 營業者ハ營業場内見易キ箇所ニ料金ヲ揭示スヘシ

○第七條 營業者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、營業場ハ常ニ清潔ヲ保持シ毛髮等ハ一定ノ容器ニ容レ散亂セシメサルコト
- 二、營業中ハ清潔ナル白衣ヲ着用シ適當ナル「マスク」ヲ用フルコト
- 三、常ニ指爪ヲ短クシテ從業ニ先チ客毎ニ手指ヲ洗淨スルコト
- 四、枕ニハ清潔ナル白布ヲ覆ヒ枕當ハ白紙ヲ用ヒ客毎ニ取換フルコト
- 五、頸卷ハ白紙ヲ用ヒ客毎ニ取換ヘ毛除覆ハ清潔ナル白布ヲ用フルコト
- 六、櫛、剪刀、剃刀、ジャツキ、フケ取、刷毛其他皮膚ニ接觸シタルモノハ本則第八條ニ規定スル消毒方法ニ依リ客毎ニ消毒スルコト
- 七、洗面器、手洗器等ハ常ニ清潔ナラシムルコト

- 八、營業場以外ニ於テ從業スルトキハ消毒用器具ヲ携帯スルコト
- 九、鼻腔、耳孔ハ特ニ客ノ求メアルニ非レハ剃毛セサルコト
- 十、手拭ノ類ハ本則第八條ノ規定ニ依ル消毒ヲ爲シタルモノ、外客ニ貸與セサルコト
- 十一、酒氣ヲ帶ヒテ從業セサルコト

◎第八條 消毒方法ハ蒸氣消毒、煮沸消毒、藥物消毒ノ三種トス

一、蒸氣消毒

攝氏百度以上ノ流通蒸氣中ニ三十分以上入置クコト

二、煮沸消毒

消毒スヘキ物件ヲ水中ニ浸シ沸騰後十分間以上煮沸スルコト

三、藥物消毒

藥物消毒ニ用ウヘキ藥品及製造法並用法左ノ如シ

(イ) フォルムアルデヒド

消毒箱内一立方尺毎ニ一グラムノ「フォルマリン」(日本藥局方)ニ同量以上ノ水ヲ加ヘタルモノヲ噴霧發散セシメ一時間以上密閉シ置クコト

(ロ) フォルマリン水

フォルマリン(日本藥局方)一、水三十四ヲ混シ覆蓋アル容器ニ容レ之ニ浸漬スルコト十分間以上ノ後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

(ハ) クレゾール水

クレゾール石鹼液(日本藥局方)三、水九十七ヲ混和シ之ニ浸漬スルコト十分間以上ノ後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

(ニ) 酒精

酒精(日本藥局方)ヲ覆蓋アル容器ニ入レ十分間以上浸漬スルコト

前項以外ノ消毒方法ヲ行ハントスルトキハ警察署長ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 營業者ハ店頭ニ看板ヲ掲出スヘシ但シ第一條第一號ノ營業者ノ看板ニハ「理髮」洋字ヲ併記スルコトヲ得

ノ二字及氏名屋號ノ外記載スルコトヲ得ス

○第十條 警察官吏又ハ當該衛生技術員ハ隨時營業場ニ臨檢スルコトアルヘシ

○第十一條 警察署長必要アリト認ムルトキハ營業場ノ構造設備ニ對シ改造修繕又ハ變更ヲ命スルコト

アルヘシ

第十二條ノ二 理髮試験(結髮、染毛、美顏術ノ類ヲ除ク)ハ毎年春秋二回之ヲ行フ

試験ノ期日場所及願書提出期間等ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第十一條ノ三 理髮試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ但シ他ノ府縣ニ於テ指定シタル學校若クハ講習所ヲ卒業シタルモノハ其ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルヘシ

一、解剖生理ノ大意

二、衛生及傳染病ノ大意

三、消毒法ノ大意

四、理髮ニ關スル法令ノ大意
五、實地

第十一條ノ四 理髮試験ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ記シタル願書ニ左ノ各號ノ書類ヲ添ヘ知事ニ提出スヘシ

- 一、履歷書
- 二、三箇年以上理髮ニ關シ修業シタルコトアル證明書
- 三、戸籍抄本
- 四、理髮試験手数料領收書

○第十一條ノ五 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ理髮試験ヲ受クルコトヲ得ス

- 一、十五年未滿ノ者
 - 二、理髮ニ關シ修業三箇年ニ達セサル者
 - 第十一條ノ六 手数料ハ所轄警察署長ノ發シタル納額告知書ニ依リ縣金庫又ハ縣支金庫ニ納付スヘシ他ノ府縣ノ在住者ニシテ受験スル場合ハ郵便爲替ヲ以テ前項ノ手数料ヲ納付スルコトヲ得
 - 第十一條ノ七 理髮試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス
 - 第十一條ノ八 試験ニ關スル規定ニ違反シ又ハ不正ノ行爲アリタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 前項ノ行爲試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス
- 第十二條 營業者ハ警察署ノ管轄區域ニ從ヒ組合ヲ設ケ規約ヲ定メテ警察署長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスル

トキ亦同シ

土地ノ狀況又ハ營業ノ種別ニ依リ前項ノ區域内ニ於テ二以上ノ組合ヲ設クルコトヲ得

營業者ハ總テ組合ニ加入スヘシ

第十三條 前條ノ組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一、組合ノ名稱、區域、事務所所在地
- 二、役員ノ員數及其選舉並任期ニ關スル事項
- 三、組合會議ニ關スル事項
- 四、組合員ノ加入及脱退ニ關スル事項
- 五、組合費ノ收入及支出ニ關スル事項
- 六、營業料金ニ關スル事項
- 七、組合規約違反者ノ制裁ニ關スル事項
- 八、組合ノ解散ニ關スル事項

警察署長必要アリト認ムルトキハ組合ニ對シ營業ニ關スル報告又ハ調査ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 警察署長ハ公益上必要アリト認ムルトキハ組合規約ノ變更ヲ命シ又ハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 組合ニ於テ役員ヲ定メタルトキハ五日以内ニ警察署長ニ届出ツヘシ

第十六條 組合ハ聯合會ヲ組織スルコトヲ得

聯合會ヲ組織セムトスルトキハ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ

知事公益上必要アリト認ムルトキハ聯合會規約ノ變更ヲ命シ又ハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ

○第十七條 警察署長ハ本則又ハ本則ニ依リテ爲ス處分ニ違反シ若クハ公安風俗上必要アリト認ムルトキハ營業ヲ停止シ又ハ營業ノ認可ヲ取消シ若クハ從業者ノ從業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

○第十八條 營業ノ認可ヲ受ケタル後正當ノ事由ナクシテ五箇月以上開業セス又ハ六箇月以上休業シタルトキハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十八條ノ二 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

○第十九條 營業者ハ其管理人、戸主、家族、同居者、徒弟其他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十條 本則第二條第四條第一項第五條乃至第九條ニ違反シ又ハ第十條ノ臨檢ヲ拒ミ若クハ第四條第二項及第十一條ノ命令ヲ背セサルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

營業者未成年者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

法人ノ代表者又ハ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其代表者ヲ以テ被告人トス

理髮營業上の注意事項 (附則)

一、營業主が自から營業に従事せず、又は二個所以上の營業所を設けんとする場合は管理人を置き十日以内に管理人の本籍、住所、氏名、生年月日と醫師の診斷書を添へて届出をせねばなりません、又異動を生じたるときも同様届出を要します、中には他人が認可を受けた營業所を借り受けて管理人と言ふ名義で營業をして居るものがある、之れは認可を受けずして營業する規則第二條の違反となり拘留科料に處せられます。

又營業を休業又は廢業したるときは十日以内に届出をせねばなりません、之れに違反するときは規則第五條の反則となり第二十條に依り拘留又は科料に處せられます。

往々にして他人に營業所を譲り渡して手續をせぬものがありますが之れは譲り渡したるものが十日以内に廢業届をせねば前同様の違反となります、又譲り受けたるものは認可を受けねば營業することは出来ません、認可を受けずして他人の名義で營業すれば規則第二條の違反となり拘留又は科料に處せられます。

一、營業者にして本籍又は住所に異動を生じても届出を怠つて居るものがあり又營業に従事する家族、雇人、徒弟の異動の届出を怠るものが多く、家族、雇人、徒弟等を營業に従事せしむるには必ず十日以内に届出をせねばなりません、此の違反も拘留又は科料に處せられます。

一、肺結核、喉頭結核、癩、花柳病、トラホーム、其他傳染病に罹つて居る者や精神に異常ある者が營業に従事したりさせたりすると罰せられます。

一、理髮の營業に従事するものは營業主は勿論家族、雇人、徒弟に至るまで日常規則第七條の各項は遵守せねばなりません

ん、此の各項中一項たりとも等閑にして居ると罰せられます、又消毒と云ふ事が一番に大切なものでありますから最初届出た際の消毒装置、消毒方法を勵行しないと罰せられます。

一、各營業者は店先きの見易い處へ看板を出さねばならぬ、看板には上の方に理髮、下の方には屋號(屋號なくば書かぬ事)と營業者の姓名とを記載するのであります。

一、營業者は自分の營業場内の見易い處へ料金表を出して置かぬと罰せられます。

猶注意せねばならぬ事は管理人とか使用人とか家族等が此規則に違反したときには營業者が罰せらるゝ事になつて居ります。

一、正規の消毒方法は蒸氣消毒、煮沸消毒、藥物消毒の三種であつて其の内藥物消毒の

(イ) フォルムアルデヒドの消毒方法

條文中に噴霧發散せしめとあるも此の意義を誤解して消毒函内にて火力を用ゐず「フォルマリン」を皿の中に容れて其儘發散せしむれば良いと思つて行なつて居る者がありますが之れは其人の誤解であつて本消毒法は「フォルマリン」を容れた器物の下部より「アルコホル、ランプ」か炭火等の火力にて加熱して消毒函を密閉して一時間以上置きますれば消毒の効果を收むることが出来るのであります。

然るに右の方法は火力を要するが故に消毒函の構造に依つては使用上困難の場合がありますから火力を用ゐずして化學的方法に依り同一の効果を收むべき簡便の方法を擧ぐれば左の通りであります。

消毒函容積一立方尺に付「過マンガン酸カリウム」一グラム半に水約四グラムを混じ之を適當の容器に容れて消毒函内に收め消毒すべき器物を夫れ／＼適當の位置に配列したる後「フォルマリン」一グラム半を加へ直に密閉するのであり

ます、然るときは火力を用ゐずして一二分間で猛烈に沸騰して瓦斯と水蒸氣とを發生して完全に消毒の効果を收め得るものであります。

尙、消毒時間は一時間を要するを以て消毒した器具とまだ消毒してない器具とを區別する爲に二個の消毒函を設備することが便宜であります。

(ロ) フォルマリン水に依る消毒方法

「フォルマリン」(日本藥局方)一、に水三十四(三十三倍)を混和して覆蓋ある容器に容れ之れに消毒せむとする器具を十分間以上浸漬した後清水を以て洗淨して使用すること、又刷毛或は布類を以て擦拭する方法もあります。

(ハ) クレゾール水に依る消毒方法

クレゾール石鹼液(日本藥局方)三分に水九十七(三十三倍強)を加へ溶解しますと恰度黄い水飴色を呈します其の中へ消毒せむとする器具を浸漬して十分間以上置いた後淨水にて洗淨しますと完全に消毒の効果を收むることが出来ます尙クレゾール石鹼液は石鹼分を含んでゐますから油氣や垢の附着して居る物を消毒するに最も適した消毒薬です。

(ニ) 酒精に依る消毒方法

酒精(日本藥局方)を覆蓋ある容器に容れ消毒せむとする器具を容れ十分間以上浸漬すれば完全に消毒の効果を收め得られます、又刷毛或は布類にて嚴重に擦拭して消毒する方法もあります。

一、蒸氣消毒の方法

蒸氣消毒法は水蒸氣の熱に依て消毒する方法であるから完全の器内へ消毒せむとする器具を容れて攝氏百度以上の蒸氣に三十分以上熱を與へて細菌を殺すのです。

一、煮沸消毒の方法

消毒すべき物件を鍋又は釜に入れて水に浸し沸騰後十分間以上煮沸するのです。

「手拭の類は右の蒸氣消毒か煮沸消毒の何れかをした後清潔に洗つて日光に乾して用ふること」

一、営業場内には必ず二個乃至三個の唾壺を設備し適當に液體を入れて見易き所へ配置せねばなりません。

唾壺内の唾痰は塩酸加石炭酸水（防疫用石炭酸五分塩酸一分）水九十四分を容れて消毒したる後に便所に投棄すること

静岡縣理髮營業取締規則

静岡縣理髮營業取締規則

第一章 通 則

第一條 本令ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髮、鬚髯ヲ剪剃シ又ハ頭髮ヲ結束シ若ハ染毛、癖毛直シ其他美顏術ヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二章 營 業

○第三條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、本籍、住所、氏名、生年月日

法人ニアリテハ事務所々在地名稱定款及代表者ノ氏名生年月日

二、營業ノ種別

三、業務ニ關スル資格ヲ証明スヘキ書類ノ寫シ若ハ履歷書

四、營業場ノ位置並ニ其ノ構造、仕様書及平面圖

五、本令第十條ノ疾患有無ノ醫師診斷書

六、工事落成期日

第四條 營業場工事落成シタル時ハ其ノ使用前所轄警察署ノ検査ヲ受クヘシ

改築變更ヲナシタルトキ亦同シ

第五條 滿拾八歳以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有シ素行善良ノ者ニアラサレハ理髮營業ヲ許可セス

一、本縣ニ於テ施行スル理髮試驗ニ合格シタルモノ

二、他府縣ニ於テ施行シタル理髮試驗ニ合格シタルモノ

○第六條 營業場ノ構造ヘ左ノ制限ニ從フヘシ但シ頭髮鬚髯ノ剪剃ヲ業トスル以外ノ營業者ニアリテハ此限ニ在ラス

一、床面積ハ六六平方メートル(約二坪)以上トシ椅子二脚以上ハ一脚ヲ増ス毎ニ三、三平方メートルヲ加フルコト

二、天井ハ床上ヨリ二百五十「センチメートル」以上タルコト

三、窓ハ總テ硝子戸トナシ其ノ面積ハ可成床面積ノ三分ノ一以上トシ二方面ニ設ケ採光換氣ヲ充分ナラシムルコト

四、床面ハ「リノリウム」「コンクリート」其他清潔保持ニ支障ナキ構造トナスコト

五、洗面所ハ石金屬煉瓦「コンクリート」ノ類ニテ築造シ汚水排除ノ設備ヲナスコト

六、壁ハ白又ハ淡キ色トナスコト

營業場ノ設備不完全ト認ムルトキハ所轄警察署長ニ於テ改造ヲ命スルコトアルヘシ

○第七條 營業者自ラ從事セスニケ所以上ノ營業所ヲ設ケムルトキハ第五條ニ該當スル管理人ヲ定メ管理人ノ本籍、住

所、氏名、生年月日、管理人ヲ置ク事由ヲ記載シ健康診斷書ヲ添付シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 營業者ニシテ家族、徒弟、傭人ヲシテ理髮業務ニ從事セシムル時ハ五日以内ニ本籍、氏名、生年月日ヲ記シタル

届書ニ第三條第一項第五號ノ診斷書ヲ添付シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

○第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

一、營業者又ハ管理人廢業、死亡シタルトキ

二、營業者又ハ管理人ノ本籍住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

三、從業者ニ異動ヲ生シタルトキ

四、引續キ一ヶ月以上休業セムトスルトキ

○第十條 左ノ疾患アルモノハ理髮業務ニ從事スヘカラス

一、精神病者、白痴、癩癧

二、結核、癩、トラホーム

三、傳染ノ虞アル皮膚病

警察署長ハ必要ト認ムルトキハ日時及醫師ヲ指定シテ營業者管理人又ハ從業者ノ健康診斷書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

○第十一條 營業者管理人及從業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、營業場ハ常ニ清潔ヲ保チ毛髮、紙屑等ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ收容スルコト

二、就業中ハ常ニ身体被服ヲ清潔ニシ白衣ヲ着用スルコト

三、客ニ接スル毎ニ石鹼ニテ手指ヲ清洗スルコト

四、客ノ求メナクシテ鼻腔耳内ヲ剃リ又ハ掃除ヲ爲サ、ルコト

五、客用被布ハ清潔ナル白布ヲ使用スルコト

六、椅子枕ハ白布ヲ以テ覆ヒ客毎ニ清潔ナル紙片ヲ以テ被包スルコト

七、石鹼ハ可成粉末又ハ液体トナシタルモノヲ用ヒ客毎ニ更新スルコト

八、洗面場並ニ洗面器ハ客毎ニ洗滌スルコト
九、貸手拭ヲ爲サ、ルコト

但シ客毎ニ消毒シタルモノヲ貸與スルハ此限ニ在ラス
十、顔面作業中ハ呼吸保護器ヲ使用スルコト

◎第十二條 理髮用器具（「バリカン」鋏、剃刀、垢取、刷子、耳搔、櫛）其ノ他毛髮皮膚ニ接觸スル物品ハ左ノ方法ニ依リ客毎ニ消毒スヘシ

一、石炭酸水（防疫用石炭酸三分水九十七分）

一、クレゾール水（クレゾール石鹼液三分水九十七分）

一、フォルマリン水（「フォルマリン」一分水三十四分）

一、稀酒精（藥局方所定）

（以上メ中何レカニ貳時間以上浸漬スルコト）

一、蒸氣消毒ノ場合ハ流通蒸氣ヲ用ヒ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムルコト

一、煮沸消毒ノ場合ハ五十倍炭酸ナトリウム水ヲ以テ沸騰後三十分以上煮沸スルコト

前各號以外ノ方法ニヨリ消毒セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 傳染性疾患アリト認ムル客ニ接シタル時ハ前條各號ノ一ニヨリ手指及手拭首卷ノ類ハ特ニ消毒スヘシ

第十四條 營業場内客ノ見易キ場所ニ本則第十一條ノ遵守事項及理髮料金ヲ掲出スヘシ

第十五條 該當吏員ハ隨時營業場ニ臨檢スルコトアルヘシ

◎第十六條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ許可ヲ取消シ又ハ管理人ノ變更從業者ノ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

トアルヘシ

一、公安ヲ害シ風俗ヲ紊スノ虞レアルトキ

二、第三條ノ許可ヲ得テ三ヶ月以内ニ業務ヲ開始セサルトキ

三、他人ニ名義ヲ貸スト認メタルトキ

四、營業場ノ設備又ハ管理ニ付キ指示ヲ受クルモ之ヲ實行セサルトキ

五、六ヶ月以上休業シ又ハ所在不明トナリタルトキ

六、組合ヲ設立シタル区域内ニ於テ其ノ組合ニ加入セス又ハ組合ヲ紊亂スル行爲アリタルトキ

七、第十條ノ疾患ニ罹リ衛生上必要アルトキ

本令ニ依リ發スル命令ニ從ハサルトキ

第三章 試驗

第十七條 理髮試驗ハ當廳ニ於テ之ヲ行フ

試驗期日及場所ハ其ノ都度之ヲ告示ス

試驗ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

一、生理解剖學ノ大要

二、衛生學及傳染病學ノ大要

三、消毒方法ノ大要

四、理髮關係法令
五、實地

二年以上就業シタルモノニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

頭髮鬚ヲ剪剃スル以外ノ業務ニ従事スルモノニ對シテハ試験科目ノ一部ヲ省略スルコトアルヘシ

第十八條 前條ノ試験ニ合格シタルモノハ合格證書ヲ交付ス

第十九條 理髮試験ヲ受ケムトスルモノハ左ノ各號ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、業務ノ種別

三、二年以上就業シタル師ノ証明書

四、履歷書

五、戶籍抄本

六、出願前三ヶ月以内ニ撮影シタル名刺形寫眞二葉

第四章 組合並聯合組合

第二十條 營業者又ハ管理人ハ警察署ノ管轄區域ニ從ヒ組合ヲ設クヘシ

特別ノ事情アルモノハ所轄警察署長ノ認可ヲ得テ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

組合區域内ニ於ケル營業者及管理人ハ其ノ組合ニ加入スヘシ

第二十一條 前條ノ組合ハ左記各號ニヨリ規約ヲ定メ所轄警察署長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、組合ノ區域

二、組合ノ名稱組織並ニ其ノ事務所所在地

三、組合ノ事業ニ關スル事項

四、組合役員ニ關スル事項

五、經費豫算及之カ徴收並ニ財産管理ニ關スル事項

六、其ノ他組合ニ必要ナル事項

前項ノ規約ハ所轄警察署長ニ於テ必要ト認ムル時ハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 本令第二十條ニヨリ組合ニシテ縣ヲ區域トスル聯合會ヲ設ケムトスルトキハ前條ニ準シ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

縣聯合會ヲ設ケタルトキハ縣下各組合ハ之ニ加入スヘシ

聯合會規約ハ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ之カ變更ヲ命シ又ハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十三條 組合及縣聯合會ニ於テ役員ヲ定メタルトキハ其ノ住所氏名ヲ五日以内ニ縣聯合會ニアリテハ知事ニ其ノ他ノ

組合ニアリテハ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

第二十四條 組合及縣聯合會ニ於テ決議シタル事項ハ五日以内ニ前條ニ準シ届出ツヘシ

第二十五條 知事ハ組合及縣聯合會ノ決議役員ノ決定方法其他ノ事項ニシテ法令若ハ規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノ

ト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 組合及縣聯合會ハ監督官廳ヨリ諮問アリタルトキハ之ニ答申スヘシ

第五章 罰則

第二十七條 左記各號ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、許可ヲ受ケスシテ營業ヲナシタルモノ

二、第四條第七條乃至第十四條ニ違反シタルモノ

三、第十六條ノ營業禁止停止中就業シタルモノ

第二十八條 營業者又ハ其ノ代理人ハ家族徒弟其ノ他ノ從業者ニシテ業務上本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ理由ヲ以テ處罰ヲ免カルル事ヲ得ス

營業者カ未成年者禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

法人代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第二十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 本令公布ノ際現ニ營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ營業者ハ本令施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ所轄警察署ニ願出証明ヲ受クヘシ

第六條ノ構造ニ抵觸スルモノハ昭和六年十二月二十四日迄ニ改造シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第三十一條 本令施行ノ際現ニ警察署ノ區域ニ依ル既設組合ハ本令ニヨリ設置シタルモノト看做ス

但シ組合規約ニシテ本令ニ抵觸スルモノハ本令施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ變更又ハ改訂ノ手續ヲナスヘシ

第三十二條 營業者ノ遺族其他特別ノ事情アルモノニ對シテハ履歷書ヲ審査シ當分ノ内特ニ許可スルコトアルヘシ

岐阜縣理髮營業取締規則

岐阜縣理髮營業取締規則

第一條 本則ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髮、鬚髯ヲ剪剃シ又ハ結髮ノ業ヲ營ムヲ謂フ

○第二條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ但シ結髮業ニ限り第六號ヲ適用セ
ス

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、營業種別

三、營業所々在地名地番

四、營業所ノ構造並平面圖及落成期日

五、第十一條ニ掲クル疾病ノ有無ニ關スル診斷書

六、理髮試験合格證書又ハ知事ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書

支店出張店ヲ設ケ又ハ前項第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ、但シ支店、出張店ヲ設クル場合ハ

前項第六號ノ資格ヲ有スル管理人ヲ置クヘシ

營業場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

○第三條 營業ヲ開始シタルトキハ五日以内ニ左ノ事項ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

一、營業ニ従事スル家族及同居者ノ氏名、生年月日

二、營業ニ従事セシムル徒弟、傭人ノ本籍、氏名、生年月日

三、前各號ニ對スル第十一條ニ掲クル疾病ノ有無ニ關スル診斷書

○第四條 營業場ハ換氣採光ノ設備ヲ爲シ地盤ハ理髮場ニ在リテハ「コンクリート」其他不滲透質ノ材料(漆喰敲ヲ除ク)ヲ以テシ結髮場ニ在リテハ板張りトシ適當ノ場所ニ手指其ノ他ノ洗場ヲ設ケ且汚水排除ノ設備ヲ爲スヘシ但シ理髮場ハ地盤又ハ其ノ地方ノ狀況ニ依リ本條ノ規定ニ據リ難キトキハ板張りト爲スコトヲ得

○第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ事實ノ生シタルトキヨリ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

一、營業者ノ本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二、廢業シタルトキ

三、營業場ヲ相續又ハ讓渡シタルトキ但シ双方連署

四、營業者三十日以上所在不明トナリタルトキ

五、營業者死亡シタルトキ

六、營業者精神病ニ罹リタルトキ

前項第一號乃至第三號ノ場合營業者ヨリ第四號ノ場合ハ家族又ハ同居者ヨリ第五號ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ第六號ノ場合ハ監護義務者ヨリ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 理髮ハ特ニ招致セラレタル場合ノ外營業場外ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

○第七條 前條ノ規定ニ依リ營業場外ニ於テ理髮ニ從事セムトスルトキハ消毒藥及石鹼ヲ携帯スヘシ

○第八條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守シ且從業者ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ

一、理髮料金ハ營業場客ノ見易キ所ニ掲示スヘシ

二、營業場ハ常ニ清潔ニシ毛髮ヲ散亂セシメサル様一定ノ容器ニ收容スルコト

三、作業中ハ清潔ナル白衣ヲ着用シ且顔面作業ノ際ハ呼吸器ヲ使用スルコト

四、常ニ指爪ヲ短クシ從業ニ先タチ客毎ニ石鹼ヲ以テ手指ヲ洗淨スルコト

五、枕ニハ清潔ナル白布ヲ覆ヒ枕當ハ白紙ヲ用ヒ客毎ニ取換フルコト

六、頸卷、毛除等ハ清潔ナル白布ヲ以テシ且頸卷ノ下ニハ白紙ヲ用ヒ客毎ニ取換フルコト

七、營業用器具及附屬品ノ類ニシテ客ノ身体ニ觸接シタルモノハ本則第十條ニ定ムル消毒方法ニ依リ客毎ニ消毒スルコト

八、消毒藥ハ時々取換無効ノモノヲ使用セサルコト

九、鼻腔、耳孔ハ剃毛セサルコト但シ客ノ要求アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

十、營業用ニ供スル湯水ハ常ニ清潔ナルモノヲ使用スルコト

十一、剃毛用ニハ粉末石鹼頭髪洗用ニハ練石鹼若ハ液体石鹼ヲ使用シ湯又ハ水共ニ客毎ニ新ニスルコト

十二、手拭、顔拭等ヲ客ニ貸與セサルコト但シ清潔ニシテ消毒シアルモノハ此ノ限ニアラス

十三、酒氣ヲ帶ヒテ就業セサルコト

○第九條 傳染性疾患又ハ其ノ疑アル者ノ作業ヲ終リタルトキハ就業者ハ其ノ手指ヲ直ニ消毒シ白衣、頸卷、毛除覆其ノ他病毒汚染ノ疑アルモノハ完全ニ消毒スルニアラサレハ他ノ客ニ使用スルコトヲ得ス

○第十條 消毒方法ハ左ノ六種トス

一、フォルマリン消毒

フォルマリン（フォルマリン一分水三十四分混和液）ヲ覆蓋アル容器ニ入レ之ニ浸漬スルコト十分間以上ノ後淨水ヲ以テ洗滌スルコト

二、石炭酸消毒

石炭酸水（石炭酸三分水九十七分混和液）中ニ浸漬スルコト十分間以上ノ後淨水ヲ以テ洗滌スルコト

三、グレゾール消毒

グレゾール水（グレゾール石鹼液三分水九十七分混和液）中ニ浸漬スルコト十分間以上ノ後淨水ヲ以テ洗滌スルコト

四、アルコール消毒

アルコール液（アルコール七十分水三十分混和液）ヲ覆蓋アル容器ニ入レ十分間以上浸漬スルコト

五、蒸氣消毒

攝氏百度以上ノ流通蒸氣中ニ一時間以上入レ置ケコト

六、煮沸消毒

消毒スヘキ物件全部ヲ水ニ浸シ沸騰後三十分以上煮沸スルコト

前各號以外ノ消毒方法ヲ行ハムトスルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ

○第十一條 肺、喉頭及其他ノ開放性結核、癩、花柳病、トラホーム、傳染性皮膚病等ニ罹リ傳染ノ虞アルモノ若ハ精神異常、癩癩其ノ他作業上危険ナル者ハ從業ニ從事シ又ハ從事セシムルコトヲ得ス

第十二條 警察官吏又ハ衛生技術員ハ臨時營業場ニ臨檢スルコトアルヘシ

○第十三條 警察官署ハ必要アリト認ムルトキハ營業場又ハ其ノ設備ニ對シ之カ改善修繕ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 營業者組合ヲ設ケタルトキハ組合規約ヲ添ヘ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十五條 組合ニ於テ役員ヲ選舉シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十六條 警察官署ハ本則又ハ本則ニ依リテ發スル命令ニ違反シ又ハ公安風俗ヲ害スル處アリト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止シ又ハ從業者ノ就業ヲ差止ムルコトアルヘシ

第十七條 本則第二條、第三條、第五條乃至第九條、第十一條ニ違反シタル者若ハ第十六條ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 營業者カ未成年又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、徒弟、傭人其ノ他ノ從業者ニシテ業務上本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

第十九條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 大正八年三月岐阜縣令第五號理髮營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

理髮營業場構造設備ノ件（大正十二年七月二十日指示第三號）

一、理髮營業場ノ構造設備ハ左ノ標準ニ據ラシムヘシ

理髮場

イ、三坪以上トナサシムルコト

ロ、天井ヲ設ケシメ其高サハ地盤ヨリ七尺以上トナサシムルコト

ハ、地盤ハ「コンクリート」ヲ以テスルモノハ其厚サヲ二寸以上トナシ且地盤其他ヲ洗滌シタル汚水ノ場外へ容易ニ排除シ得ル様構造セシムルコト

ニ、理髮營業取締規則第四條但書ノ場合ハ敷地ノ状態若クハ氣候等ノ關係上地盤ヲ構造スルコト能ハスト認ムルモノ又ハ村落ニシテ多數ノ客ヲ取扱ハスト認ムルモノニ限ルコト

ホ、營業場壁ノ内側ハ成ルヘク地盤ヨリ一尺五寸以上ヲ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造セシムルコト

ヘ、換氣装置ノ位置ハ成ルヘク天井ニ近キ箇所ニ於テ適當ニ設ケシムルコト

ト、採光ハ營業ノ前面平方面積三分ノ一以上硝子ヲ用ヒシメ尙必要ト認ムル場合ハ適當ナル採光装置ヲナサシムルコト

チ、手指其他ノ洗場ハ流水装置トナシ不滲透質ノ材料可良ナル水流場ヲ設ケシムルコト

リ、毛髮等ノ容器ハ覆蓋アルモノヲ用ヒシムルコト

結髮場

イ、一坪半以上トナサシムルコト

ロ、床ハ地盤ヨリ一尺以上床上ヨリ天井マテハ六尺五寸以上トナサシムルコト但シ時宜ニ依リ天井ヲ設ケシムルコトヲ得

床上ニ一リノリユウム一等ヲ敷キ詰メシムルハ妨ナシ

ハ、換氣採光ノ装置ハ理髮場ニ準セシムルコト但シ採光装置ハ硝子ヲ用ヒサルモ妨ケナシ

ニ、手指其他ノ洗場ハ理髮場ニ準セシムルコト但シ採光装置ハ硝子ヲ用ヒサルモ妨ケス

ホ、毛髮等ノ容器ハ理髮場ノモノニ準セシムルコト

二、警察官署ハ第一號式ノ理髮營業者名簿ヲ備ヘ整理スヘシ但シ從來ノ理髮營業者同從業者ニ關シテハ此際速ニ調査ヲ遂ケ名簿ニ登載スヘシ

三、理髮營業組合規約ヲ認可シタルトキハ其ノ關係書類ヲ別冊トナシ第三號式ノ索引ヲ附シ整理スヘシ

四、理髮營業ニ關スル醫證ニハ理髮營業取締規則第十一條規定ニ係ル各病ノ内現ニ罹病セルモノニ付必要ナル事項ヲ記載セシムルニ止ムルコト

五、結髮營業者ニシテ結髮スルニ當リ作業上困難ナル場合ニ限り呼吸器ヲ用ヒシメサルモ妨ナシ

六、警察官署ハ理髮營業者及同從業者ヲ第四號式ニ據リ毎年一月二十四日マテニ警察部ヘ報告スヘシ

理髮試驗規則

(大正十三年五月八日岐阜縣告示第九十號)

第一條 理髮試驗ハ毎年一回以上施行シ其ノ期日及場所ハ豫メ之ヲ告示ス

第二條 試驗科目ハ左ノ如シ

筆記(口述ヲ含ム)

一、解剖學及生理學ノ大意

二、細菌學大意及消毒法

三、理髮ニ關スル傳染性疾患

四、理髮營業ニ關スル諸法規

以上各科目ノ試験ハ理髮業者ニ必要ト認ムル範圍ニ止ム

實地

一、實地試験
但實地試験ハ必要ト認メタル場合ニ限り之ヲ施行ス

第三條 理髮試験ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出ツヘシ

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、三年以上理髮營業者ニ就テ其ノ業ヲ修得シタル經歷證明書

前項ノ願出ヲ爲ス者ハ手數料金壹圓ヲ住所地警察官署ヘ納付スヘシ

既ニ納付シタル手數料ハ願入ノ都合ニヨリ受験セサルコトアルモ之ヲ還付セス

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ左記様式ノ合格證書ヲ交付ス

第五條 受験人ハ總テ試験委員ノ指揮ヲ受ケヘシ

第六條 試験當日ハ指定時刻三十分前迄ニ試験場ニ出頭スヘシ

第七條 受験人ハ毛筆、墨、硯又ハ萬年筆ヲ用意スヘシ

第八條 書籍及書類ヲ携帯シテ試験場ニ入ルコトヲ許サス

第九條 受験人ハ試験場ニ於テ互ニ談話シ又ハ物品ヲ授受スルコトヲ得ス

第十條 試験場ニ於テ不都合ノ行爲アリタルトキハ退場ヲ命シ又ハ其ノ試験ヲ無効トスルコトアルヘシ

第十一條 試験當日出願セサル者ハ願出ヲ取消シタルモノト看做ス

附則

第十二條 本則施行ノ際理髮營業ヲナス者ハ本試験ニ合格シタルモノト看做ス

三重縣理髮營業取締規則

三重縣理髮業取締規則

第一條 本則ニ於テ理髮業ト稱スルハ左ノ各號ノ一ヲ爲ス者ヲ謂フ

一、頭髮、鬚髯ノ剪剃

二、結髮

三、染毛、癖毛直、髮洗、其ノ他美顏術ノ類

○第二條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察署長ノ認可ヲ受クヘシ支店又ハ出張所ヲ設ケントスルトキ若ハ第二號及第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、營業ノ種別

三、營業所ノ位置、構造

四、理髮試験合格證書又ハ營業資格證明書ノ寫

五、第四條ノ疾患ニ對スル醫師ノ診斷書

○支店、出張所ニハ本條第一項第四號ノ資格ヲ有スル管理人ヲ定ムヘシ
營業者未成年者ナルトキハ法定代理人、進禁治產者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス

○第三條 理髮營業者其ノ家族、雇人、徒弟等ヲシテ營業ニ從事セシメムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ第四條ノ疾患ニ對スル醫師ノ診斷書ヲ添付シ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

前項ノ從業ヲ廢シタルトキハ七日以内ニ所轄警察署長ニ之ヲ届出ツヘシ

◎第四條 結核、癩、花柳病「トラホーム」皮膚病其ノ他傳染性疾患アル者又ハ精神病者ハ理髮營業又ハ其ノ從業者タルコトヲ得ス

○第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ營業地所轄警察署長ニ届出ツヘシ但シ第五號ノ場合ニハ家族、同居者又ハ戸籍法ノ届出義務者ヨリ之ヲ爲スヘシ

一、營業者ノ本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二、廢業又ハ休業一ヶ月以上ニ及フトキ

三、支店又ハ出張所ノ管理人ヲ變更シタルトキ

四、支店又ハ出張所ヲ廢止シタルトキ

五、營業者死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ

第六條 營業者ハ營業所ノ見易キ場所ニ理髮料金ヲ掲示スヘシ

○第六條ノ二 營業者死亡シ又ハ入營シタルトキ同居ノ戸主又ハ家族中營業ニ從事シ居タル者ニテ引續キ營業ヲ爲サムトスル者十日以内ニ第二條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テタルトキハ同條第一項第四號ノ資格ナキ者ト雖期限ヲ附シ營業ヲ認可スルコトアルヘシ

◎第七條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、營業所ハ常ニ清潔ヲ保持シ毛髮等ハ一定ノ容器ニ收メ散亂セシメサルコト

二、從業中ハ清潔ナル白衣ヲ著スルコト

但シ女結髮ハ白色ノ長前掛(エブロン)型ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

三、從業者ハ一客毎ニ石鹼ヲ以テ手指ヲ洗滌スルコト

但皮膚病其ノ他傳染性疾患アルモノニ對シテハ第八條第一項第三號ノ藥物ヲ以テ手指ヲ消毒スルコト

四、椅子ニハ清潔ナル白布ヲ覆フコト

五、手拭、頸卷、被布類ハ常ニ清潔ナラシムルコト

六、剃刀、剪刀「ジャツキ」櫛、刷毛、フケ取、癖直用布片、其ノ他皮膚ニ接觸シタルモノハ一客毎ニ第八條第一項ノ規定ニ依リ消毒スルコト

七、皮膚病其ノ他傳染性疾患アル者ニ對シ使用シタル手拭、頸卷、被布ノ類ハ第八條第一項第一號又ハ第二號ニ依リ消毒スルコト

八、洗面器手洗器等ハ常ニ清潔ナラシムルコト

九、耳孔、及鼻腔内ハ剃毛セサルコト但シ特ニ客ノ要求アリタル場合ハ此ノ限ニアラス

十、營業所以外ニ於テ從業スルトキハ消毒用材料ヲ携帯スルコト

十一、酒氣ヲ帶ヒテ從業セサルコト

十二、鬚髯ノ剃毛中ハ「マスク」ヲ用フルコト

◎第八條 消毒方法ハ左ノ方法ニ據ルヘシ

一、蒸氣消毒ハ攝氏百度以上ノ流通蒸氣中ニ二十分以上納置スルコト

二、煮沸消毒、熱湯中ニテ十分間以上煮沸スルコト

三、藥物消毒

イ、石炭酸水、防疫用石炭酸（日本藥局方）三分水九七分ヲ混和シ十分間以上浸漬シタル後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

ロ、「グレンゾール」水「グレンゾール」石鹼液（日本藥局方）三分、水九七分ヲ混和シ十分間以上浸漬シタル後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

ハ、「フォルマリン」水「フォルマリン」（日本藥局方）一分、水三四分ヲ混和シ覆蓋アル容器ニ入レ十分間以上浸漬シタル後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

前項以外ノ方法ニヨリ消毒セムトスル者ハ其ノ方法ヲ詳記シ所轄警察署ヲ經テ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 理髮試験ハ左ノ科目ニ就キ毎年一回以上之ヲ行フ但シ時宜ニヨリ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

一、解剖及生理ノ大要

二、理髮ニ關スル衛生及傳染病ノ大要

三、消毒方法

四、實地試験

前項試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ附與ス

第十條 試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定メ其ノ日時場所ハ其ノ都度告示ス

第十一條 滿三年以上理髮ノ實地ヲ修業シタル者又ハ修業年限ニケ年以上ノ學校若ハ講習所ヲ卒業シタル者ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 試験ヲ受ケムトスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具シ住所地所轄警察署ヲ經テ知事ニ願出ツヘシ但シ他府縣在住者ハ警察署ヲ經由スルニ及ハス

一、本籍、住所、氏名及生年月日

二、營業ノ種別

三、實地修業又ハ學校、講習所ヲ卒業シタル證明書

四、履歷書

五、戶籍抄本

六、寫眞（願出前六箇月内ニ撮影シタル名刺型、無帽、半身、無臺紙ニシテ其ノ裏面ニ住所、氏名、生年月日ヲ記シタルモノ）壹葉

第十三條 理髮學校又ハ講習所ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出ツヘシ

一、經營者又ハ代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日、法人ニアリテハ定款又ハ寄附行爲

二、學則及生徒定員

三、名稱及設立年月日

四、敷地、建物ノ位置及其ノ圖面教室ノ數、其ノ坪數

五、實習方法及實習用器具、器械、標本等ノ目錄

六、教師、擔當科目及其ノ履歷

七、現在生徒ノ學年別人員及卒業者數並其成績

八、一ケ年度ノ經費豫算

九、資産ノ種類金額又ハ見積價格並維持方法

前項第三號及第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ニ願出テ認可ヲ受ケ代表者教師ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十四條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ卒業者ノ族籍、氏名、生年月日ヲ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十五條 指定セラレタル學校又ハ講習所ニシテ管理人及維持方法不適當又ハ成績不良ト認ムルトキハ其ノ指定ヲ取消スコトアルヘシ

第十六條 營業者ハ所轄警察署ノ管轄區域ニ從ヒ組合ヲ設クヘシ但シ土地ノ狀況又ハ營業ノ種別ニヨリ同一警察署管轄區域内ニ二以上ノ組合ヲ設クルコトヲ得

營業者ハ營業所々屬ノ組合ニ加入シ且ツ其ノ規約ヲ遵守スヘシ

第十七條 組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ代表者ニ於テ左記事項ヲ具備スル規約ヲ定メ所轄警察署長ノ認可ヲ受クヘシ

一、組合ノ名稱、區域、事務所々在地

二、目的及事業

三、役員ノ名稱、員數、職務權限及其ノ選舉並任期ニ關スル事項

四、組合會議ニ關スル事項

五、組合員ノ加入及脱退ニ關スル事項

六、組合費ノ分担及收支ニ關スル事項

七、理髮料金ニ關スル事項

八、定休日及就業時間ニ關スル事項

第十八條 組合ニシテ聯合組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ代表者ニ於テ組合規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ但シ組合規約ハ前條ノ規定ヲ準用ス聯合組合ヲ設ケムトスルトキハ各組合ハ之ニ加入シ且ツ其ノ規約ヲ遵守スヘシ

第十九條 組合規約ヲ變更セムトスルトキハ組合ニ在リテハ所轄警察署長、聯合組合ニ在リテハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 組合又ハ聯合組合ニ於テ左ノ各號ノ場合ニハ十日以内ニ組合ニアリテハ所轄警察署長、聯合組合ニアリテハ知事ニ届出ツヘシ

一、役員ノ選任及改選ヲ爲シタルトキ

二、組合ノ收支決算ヲナシタルトキ

三、組合ニ於テ重要ナル議決又ハ施設事業ヲ爲シタルトキ

第二十一條 知事又ハ所轄警察署長ニ於テ組合ノ役員又ハ組合規約ニシテ不適當ト認メタルトキハ役員ノ改選又ハ規約ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 本則ニ依リ當廳ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十三條 警察署長又ハ衛生技術員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ營業者其ノ他ノ從業者ニ對シ其ノ健康診斷ヲ行フコトヲ得

第二十四條 警察官吏又ハ衛生技術員ハ隨時學校、講習所、其ノ他營業所ヲ臨檢スルコトヲ得

第二十五條 警察署長ニ於テ衛生上又ハ風俗上必要アリト認ムルトキハ營業所ノ構造設備ニ改造修繕又ハ變更ヲ命スルコトヲ得

下ヲ得

第二十六條 理髮營業者ハ所轄警察署長ヨリ取締上ニ關シ別段ノ命令アリタルトキハ之ヲ遵守スヘシ

第二十七條 理髮營業者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ警察署長ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ認可ヲ取消シ若ハ從業者ノ從業ヲ停止スルコトヲ得

一、本則ニ依リ處罰ヲ受ケ尙改悛ノ情ナキトキ

二、第四條ニ該當スルニ至リタルトキ

三、正當ノ事由ナクシテ六ヶ月以上休業シタルトキ

四、其ノ他營業ヲ繼續セシムルニ不適當ト認ムルトキ

第二十八條 第二條乃至第六條、第七條、第八條、第十三條第二項、第十四條ニ違反シ又ハ第二十四條ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ

第二十五條、第二十六條ノ命令ニ遵ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十九條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前條ニ準シ之ヲ處罰ス但シ狀況ニ依リ其ノ刑ヲ免除

スルコトアルヘシ

第三十條 營業者未成年者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一

ノ能力ヲ有スル未成年者ニアリテハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ代理人、家族、同居者、徒弟、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮

ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十一條 法人ノ代表者又ハ代理人雇人法人ノ業務ニ關シ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ罰則ハ之ヲ法人代表者ニ適用

ス

附 則

第三十二條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 大正十五年七月以降施行セル短期理髮講習ヲ了ヘタル者又ハ他ノ廳府縣ニ於テ試験ニ合格シ若ハ之ト同一ノ

資格ヲ有スル者ハ考査ノ上營業資格證明書ヲ附與スルコトヲ得

前項ノ資格證明書ハ本則ニ依リ試験ニ合格シタル者ト看做ス

第三十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ資格證明書ノ附與ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日、營業ノ種別ヲ

具シ履歷書及講習修得ヲ證スル書類又ハ合格證書寫ヲ添付シ知事ニ願出ツヘシ

第三十五條 名義ノ何タルヲ問ハス共同ノ出資ニ依リ理髮營業所ヲ設ケ又ハ從業者ヲ置キ加入者ノ理髮ヲナシ若ハ理髮營

業所ヲ設ケ公衆ノ需ニ應シ無料ニテ理髮ヲ爲サムトスル者ハ本則ハ準用ス

理髮試驗規程

第一條 理髮試驗施行ノ日時及場所ハ期日三十日前ニ之ヲ告示ス

第二條 試験出願者ハ別ニ定メタル規程ニ依リ試験手数料ヲ願書ニ添付シテ納付スヘシ

第三條 受験人ハ試験期日及場所ノ告示アリタルトキハ當日午前八時迄ニ指定ノ場所ニ出頭シ係員ニ其ノ旨届出ツヘシ

第四條 試験ハ午前九時ヨリ午後四時迄ノ間ニ於テ施行ス但シ臨時終始ノ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第五條 試験委員ハ受験人名簿ヲ作製シ各受験人ノ番號ヲ定メ之ヲ受験人ニ告知スヘシ

- 第六條 受験人ハ試験委員ノ指示ニ從ヒ各自ノ番號順ニ著席スヘシ
- 第七條 受験人ハ墨、硯又ハ萬年筆ヲ携帯スヘシ
- 第八條 受験人ハ書籍、參考品ヲ携帯シテ試験場ニ入ルヘカラス
- 第九條 受験人ハ試験場ニ於テ五ニ談話シ又ハ物品ヲ授受スルコトヲ得ス
- 第十條 試験場ニ於テハ止ムヲ得サル場合ノ外受験人ノ番號ヲ用ヒ其氏名ヲ稱スヘカラス
- 第十一條 受験人ハ試験委員ノ許可ナクシテ試験中其ノ席ヲ離ルヘカラス
- 第十二條 試験ニ關シ不正又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ其ノ試験ヲ無効トス
- 前項ノ事實試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トシ合格證書ハ之ヲ返納セシム
- 第十三條 受験願書及履歷書ハ左ノ様式ニ依ル

理髮試驗願

本籍 住所

氏名 生年月日

一、營業ノ種別 何々

私儀本年何月何日施行ノ理髮試驗相受度別紙履歷書、戶籍抄本、受験資格證明書、寫真相添へ此段相願候也

年 月 日

右氏名 印

知事宛

履歷書

本籍 住所

氏名 生年月日

一、何年何月ヨリ何年何月迄何學修業

一、何年何月ヨリ何年何月迄何學校又ハ何講習所ニ於テ何學修業

一、何年何月ヨリ何年何月迄何某ニ就キ何學及實地修業

一、賞罰ノ有無

年 月 日

右氏名 印

右之通相違無之此段證明候也

住所

師又ハ學校講習所長 氏

名 印

既出

愛知縣理髮試驗問題集
靜岡縣理髮試驗問題集
岐阜縣理髮試驗問題集
三重縣理髮試驗問題集

愛知縣理髮試驗問題集
靜岡縣理髮試驗問題集
岐阜縣理髮試驗問題集
三重縣理髮試驗問題集

既出 愛知縣理髮試驗問題集

○昭和三年度 第一回試驗問題

昭和三年十月五日施行

第一問 傳染病學

丹毒、結核、白癬、頑癬、圓形禿髮、梅毒、癩病、淋毒性結膜炎ノ原因ヲ記セ。

第二問 細菌學

如何ナル外圍ノ狀況ニヨリ細菌ハ死滅スルカ。

第三問 生理學

皮膚ノ作用ヲ細記シ之ヲ説明セヨ。

第四問 解剖學

額面ヲ圖解セヨ。

第五問 消毒學

- 一、爪ニ關シテ注意スベキ點ヲ記セ。
- 二、蒸氣消毒ニ付テ知ル處ヲ記セ。

第六問 法規學

理髮營業者ノ遵守スベキ事項ヲ列記セヨ。

○昭和四年度 第一回試驗問題

昭和四年四月十九日施行

第一問 細菌學

細菌ハ如何ニシテ生活スルヤ。

第二問 傳染病學

白癬ノ原因及ビ傳染經路ヲ問フ。

第三問 解剖學

皮膚ノ構造ヲ圖解セヨ。

第四問 生理學

呼吸式ノ種類ヲ問フ。

第五問 消毒法

理學的消毒方法トハ如何ナル事ヲ言フヤ例ヲ舉ゲテ説明セヨ。

第六問 法規學

左ノ場合ニ於ケル責任ヲ問フ。

イ、營業者行方不明トナリタル時届出ヲ爲サザリシ場合。

ロ、營業家族（從業者）ガ酒氣ヲ帶ビテ從事シタル場合。

ハ、營業者ノ徒弟ガ營業場以外ニ於テ從事スル時、消毒器具ヲ携帯セザリシ場合。

○昭和四年度 第二回試驗問題

昭和四年十月三日施行

第一問 傳染病學

丹毒ニ付テ記セ。

第二問 細菌學

傳染性細菌ノ侵入門戶。

第三問 生理學

血液ニ付テ記セ。

第四問 解剖學

身體各部ニ於ケル毛髮ノ名稱ヲ記セ。

第五問 消毒法

藥物消毒ノ種類及其調製法ヲ問フ。

第六問 法規學

左ノ語ニ假名ヲ附シ其意義ヲ簡單ニ記セ。

(イ) 管理人 (ロ) 採光換氣 (ハ) 不滲透質 (ニ) 洗淨 (ホ) 剪刀

○昭和五年度 第一回試験問題

昭和四年四月四日施行

第一問 傳染病學

トラホーム及核結ト營業場トノ關係ヲ記セ。

第二問 消毒法

剪刀、バリカン、櫛、竹丸、刷毛、剃刀ノ消毒法ヲ問フ。

第三問 法現學

理髮營業者ガ營業停止又ハ營業認可取消處分ニ附セラルル場合ト營業認可失効ノ場合ヲ説明セヨ。

第四問 生理學

耳鼻ノ役目ヲ問フ。

第五問 細菌學

傳染病ノ媒介体トハ如何ナルモノナリヤ。

第六問 解剖學

人体組織ノ九系統ヲ記セ。

○昭和五年度 第二回試験問題

昭和五年十月十四日施行

第一問 解剖學

左ノ位置ヲ記セ。

人中、内眦、鼻、唇構、口角、耳朵、頤部、眉間、睫毛、鼻翼、項部。

第二問 生理學

蒸タオルが皮膚ノ各部ニ及ボス作用ヲ列記シ理髪上其利スル所ヲ記セ。

第三問 細菌學

細菌ハ如何ニシテ死スルカ。

第四問 傳染病學

肺結核、梅毒、癩病ノ原因及之ガ傳染ノ動機ヲ記セ。

第五問 消毒法

縣令規定上ノ消毒藥ノ種類ヲ舉ゲ

併セテ其消毒藥ノ調製法ヲ記セ。

第六問 法規學

右ノ各場合ハ如何ナル手續ヲ要ス可キカ簡單ニ説明セヨ。

(イ) 理髪營業者甲山一郎ハ來客ノ利便ヲ圖リシガ爲メ營業場内ノ東側ニ備付ケアル五個ノ客用鏡ノ中一個ヲ西側ニ位置ヲ變更セントスル場合。

(ロ) 理髪營業者乙野二郎ハ營業場内ノ採光換氣ヲ良クスル爲メ道路ニ面スル壁塗リトナリ居レル箇所ヲ硝子窓装置ニ變更セントスル場合。

(ハ) 理髪營業者丙川三郎ハ營業場内ニ理髪用器具、消毒蒸一個ノミニテハ不便ナルヲ感ジ二個増加セントスル場合。

昭和六年度 第一回試驗問題

昭和六年四月十六日施行

第二問 細菌學

細菌ハ如何ナル場合ニ死滅スルカ。

第二問 解剖、生理學

毛髮ノ構造及其ノ効用。

第三問 傳染病學

丹毒ノ原因症狀

第四問 消毒法

左記器具類ニ就テ最モ適當ト認ムル消毒方法ヲ記セ。

(イ) 剃刀 手指

(ロ) 刷毛、櫛、バリカン。
(ハ) 椅子覆ヒ、仕事着。

第五問 法規學

理髮營業者ガ遵守スベキ事項ヲ五項學ゲヨ。

○昭和六年度 第二回試験問題

昭和六年十月十三日施行

第一問 生理學

皮膚保護作用ヲ記セ。

第二問 解剖學

顔面ノ名稱ヲ列記セヨ。

第三問 細菌學

細菌ノ形態ヲ記セ。

第四問 傳染病學

狼瘡ノ原因發病部位ヲ記セ。

第五問 消毒法

化學的消毒法(藥物消毒法)ノ種類ト其作り方ヲ記セ。

第六問 法規學

理髮營業者ガ營業ニ關シ異動ヲ生ジタル場合、所轄警察署長ニ届出ヲ要スル事項ヲ學ゲヨ。

○昭和七年度 第一回試験問題

昭和七年四月十四日施行

第一問 解剖學

皮膚ノ構造ヲ述ベヨ。

第二問 生理學

呼吸式ノ種類ヲ問フ。

第三問 細菌學

細菌ノ形ヲ問フ。

第四問 傳染病學

圓形禿髮症ノ原因。

第五問 消毒學

左ノモノ、消毒法ヲ問フ。

- (イ) 刷毛
- (ロ) 剃刀
- (ハ) 櫛
- (ニ) 仕事着
- (ホ) 革砥。

第六問 法規學

理髮營業者ノ遵守スベキ事項五ツヲ舉ゲヨ。

○昭和七年度 第二回試驗問題

昭和七年十月十五日施行

第一問 解剖學

顔面ノ名稱ヲ問フ。

第二問 生理學

皮膚ノ呼吸作用ヲ記セ。

第三問 細菌學

細菌ノ種類。

第四問 傳染病學

皮膚毛髮ノ傳染病ノ種類ヲ舉ゲヨ。

第五問 消毒法

左ノ物品ノ消毒方法ヲ示セ。

櫛、ジャツキ、フケ取、

剪刀、剃刀。

第六問 法規學

本縣理髮營業取締規則第七條ニヨル理髮營業者ノ遵守スベキ事項ヲ列記セヨ。

昭和八年度 第一回試驗問題

昭和八年四月廿二日施行

第一問 解剖學

皮膚ヲ構成スル三層及附屬物ノ名稱ヲ列舉シ、特ニ毛髮ト皮膚トノ相互關係ヲ附記セヨ。

第二問 生理學

各所ノ毛髮ノ作用ヲ述ベヨ。

第三問 細菌學

細菌ノ死滅要件。

第四問 傳染病學

丹毒ノ原因及理髮所トノ關係ヲ記セ。

第五問 消毒法

左記ノ器具ノ消毒方法ヲ示セ。

櫛、鋏、バリカン、フケ取り、刷毛、剃刀。

第六問 法規學

本縣理髮營業取締規則第四條ニ依ル理髮營業ニ従事スルコトヲ得ザル者ヲ列記セヨ。

昭和八年度 第二回試驗問題

昭和八年十月廿三日施行

第一問 解剖學

呼吸ヲ營ム器官ノ名稱ヲ舉ゲテ略說セヨ。

第二問 生理學

蒸タオルガ皮膚ノ各部ニ及ボス作用ヲ列記シ理髮上其ノ利スル所ヲ記セ。

第三問 細菌學

細菌ハ如何ナル状態ニ於テ死滅スルヤ。

第四問 傳染病學

梅毒ノ原因及理髮店ニ於ケル注意スベキ点ヲ記セ。

第五問 消毒學

左ノ物品ノ理想的消毒方法ヲ記セ。

角製櫛、刷毛、

剃刀、セルロイド製フケトリ。

第六問 法規學

本縣理髮營業取締規則第四條ニ依ル理髮營業ニ従事スルコトヲ得ザル者ヲ列舉セヨ。

既出 静岡縣理髮試驗問題

昭和八年度 第一回試驗問題

學說

- 一問 五官器ノ名稱ヲ記セ。
- 二問 理髮師ノ衛生上注意ヲ要スヘキ事項ヲ記セ。
- 三問 「トラホーム」ニツキ理髮師ハ如何ナル注意ヲ要スルヤ、
- 四問 唾壺ノ消毒方法ヲ記セ。
- 五問 煮沸消毒ノ方法ヲ記シ之ニ適スル理髮器具三種以上ヲ舉ゲヨ。
- 六問 理髮營業者タル資格ヲ問フ。

實地

斬髮ノ部

- 一問 左ノ理髮器具ノ消毒方法ヲ問フ。
1、鋏、2、「バリカン」3、耳搔、4、垢取、5、洗面器。

二問 斬髮毛ノ處置。

昭和八年度 第二回試驗問題

學說

- 一問 呼吸器ノ名稱ヲ問フ。
- 二問 皮膚ノ養生法ニ就テ記セ。
- 三問 理髮店舖ニツキテ衛生上注意スベキ事項ヲ記セ。
- 四問 圓形禿頭アル客ニ對シテハ如何ナル注意ヲナスヘキカ。
- 五問 石炭酸水ノ調製方法ヲ記シ之ニ適スル理髮器具三種以上ヲ舉ゲヨ。
- 六問 如何ナル疾患者ガ營業ニ從事シ得ザルヤ。

實地

斬髮ノ部

- 一問 頭部又ハ顔面ニ皮膚化膿症ヲ有スル客アリタルトキ理髮師ハ如何ナル處置ヲトルヤ。
附之レノ侵入門ヲ質問ス。
- 二問 理髮器具五種ニツキ其ノ消毒法ヲ問フ。

既出 岐阜縣理髮試驗問題

大正十四年十一月施行

- 一問 皮膚ノ構造及其ノ作用ヲ問フ。
- 二問 細菌ノ生活要素ヲ問フ。
- 三問 白癬ニ就テ知ル所ヲ記セ。
- 四問 滅菌ト消毒ト異ル點ヲ舉ゲヨ。
- 五問 「バリカン」ヲ使用スル場合毛髮ヲ引クハ如何ナル場合ニ生ズルヤ列記セヨ。
- 六問 法規ニ依ル消毒法ヲ列記シ且藥液消毒ニ關スルモノハ其ノ濃度ヲ記セ。

大正十五年十月施行

- 一問 顛頂骨ノ位置及之ニ隣接スル骨ノ名稱ヲ記セ。
- 二問 唾液腺ニ就テ知ル所ヲ記セ。
- 三問 理髮業者トシテ皮膚徵毒ノ豫防法ヲ問フ。

四問 左ノ事項ニ就テ記セ。

- (イ) 細菌ノ毒素、(ロ) 素因。
- 五問 消毒用「フォルマリン」水ノ製法、貯藏法竝ニ使用者ノ注意スベキ點ヲ問フ。
- 六問 剃刀ヲ研グニ硬質砥石ト軟質砥石トノ優劣ヲ問フ。
- 七問 理髮從業者ニ對シテハ如何ナル制限ヲ附セラレヲルヤ。

○昭和二年十一月施行

- 一問 次ノ各項ニ就キ知ル所ヲ記セ。
(イ) 後頭骨、(ロ) 毛髮。
- 二問 顔面ニ表在セル動脈ノ名稱。
- 三問 病原菌ノ侵入門戸ヲ記セ。
- 四問 疥癬ノ症狀及其ノ豫防法ヲ問フ。
- 五問 理髮營業者ノ遵守スベキ事項ヲ列記セヨ。
- 六問 蛋白質ヲ含有スル物件ヲ消毒スル場合石炭酸水ト「クセロール水」ノ優劣ニ就テ理由ヲ詳記セヨ。

七問 顔面剃毛ノ場合剃刀使用上ニ於ケル技術上注意スベキ點ヲ列記セヨ。

○昭和三年十二月施行

- 一問 顔面各部ノ名稱ヲ圖示セヨ。
- 二問 身体ノ血液ハ如何ニシテ清淨ヲ保ツヤ。
- 三問 各種病原菌ハ如何ナル門戸ヨリ侵入スルヤ。
- 四問 赤毛ノ豫防法ニ就テ記セ。
- 五問 消毒藥ハ總テ水ニ溶解スルモノニアラザレバ效果少ナシト云フ其ノ理由如何。
- 六問 冬期顔面剃毛ノ場合「蒸タアル」ヲ使用スル目的ヲ記シ衛生上注意スベキ點ヲ舉ゲヨ。
- 七問 左記各項ニ就テ簡單ニ答ヘヨ。
 - (1) 特ニ招致セラレ營業場外ニ於テ理髮ニ従事スル場合ニ携帯スベキ物品名。
 - (2) 客ノ要求ニ應ジ鼻腔耳孔ノ剃毛ヲナスハ違法ナリヤ。
 - (3) 剃毛ト頭髮洗用ニハ如何ナル石鹼ヲ使用セザルベカラザルヤ。
 - (4) 家族ヲシテ理髮營業ニ従事セシムルトキハ警察官署ニ届出ヲ要スルヤ。

昭和四年十一月施行

- 一問 左ノ骨ニ就テ知ルトコロヲ記セ。
 - (イ) 後頭骨、(ロ) 顳顬骨、(ハ) 上顎骨。
- 二問 毛髮ニ就テ記セ。
- 三問 免疫性、傳染系路トハ如何ナルコトカ詳記セヨ。
- 四問 鬚瘡ノ症狀及豫防法。
- 五問 理髮器具消毒用クレゾール水ノ製法及貯藏法竝ニ本縣令規定ノ蒸氣消毒方法ヲ記セ。
- 六問 剃毛ノ場合石鹼ヲ使用スルノ目的ヲ問フ。
- 七問 理髮營業者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ依リ作業ニ従事シ又ハ従事セシムルコトヲ得ザル場合ヲ舉ゲヨ

昭和五年十一月施行

- 一問 左記事項ニ就テ記セ。
 - (イ) 下顎骨、(ロ) 眼球。
- 二問 皮膚ノ効用ヲ記セ。

- 三問 芽胞トハ如何ナルモノカ詳記セヨ。
- 四問 毛髮傳染病ノ名稱ヲ舉ゲヨ。
- 五問 岐阜縣ニ於ケル理髮營業者ノ遵守スベキ事項ヲ列記セヨ。
- 六問 攝氏百度ニ於ケル乾熱消毒ト濕熱消毒ノ優劣ヲ説明セヨ。
- 七問 日本剃刀ト西洋剃刀トノ異ナル點ヲ舉ゲ且研砥上注意スベキ點ヲ舉ゲヨ。

昭和六年十一月施行

- 一問 左ニ就テ記セ。
 - (イ) 頭部筋肉ノ名稱、(ロ) 頭蓋骨ノ名稱、(ハ) 五官器ノ名稱。
- 二問 血液ノ循環作用ハ如何ニシテ行ハル、ヤ。
- 三問 細菌ノ生存ニ必要ナル條件ヲ舉ゲヨ。
- 四問 癩ノ豫防法ヲ記セ。
- 五問 消毒ニ使用スル藥品ハ水ニ溶解性ナルヲ必要トスル理由ヲ説明シ併テ「クレゾール」水ノ製法ヲ記セ。

- 六問 剃刀ヲ硬質砥石ニテ磨研シタル場合ト軟質砥石ニテ磨研シタル場合ト剃刀ニ及ボス各長所トヲ明記セヨ。

- 七問 理髮營業者及ビ從業者ニシテ作業ニ從事スルコトヲ得ザル疾病ノ種類ヲ記セ。

昭和七年十一月施行

- 一問 聽器ニ付テ知ル所ヲ記セ。
- 二問 皮膚ノ生理的作用ヲ記セ。
- 三問 左ノ事項ニ就テ記セ。
 - (イ) 病後免疫、(ロ) 保菌者、(ハ) 潛伏期。
- 四問 白癬ノ傳染系路ト共ノ豫防法ヲ問フ。
- 五問 (イ) 五倍ノ「クレゾール」石鹼液ト五%ノ「クレゾール」石鹼液トハ何レガ濃厚ナルヤ。
(ロ) 本縣規定ノ理髮器具消毒液ノ名稱ト各濃度及藥液ノ貯藏法ヲ記セ。
- 六問 鬚剃後顔面仕上ゲニ使用スル化粧料ハ如何ナルモノヲ適當トスルヤ。
- 七問 左ノ場合ニツキ規則上爲スベキ事項ヲ問フ。
 - (イ) 營業者ガ始メテ妻女ヲ營業ニ從事セシメントスルトキ。

- (ロ) 營業者死亡シタルトキ。
(ハ) 營業所外ニ招致セラレ理髮ヲ爲ス場合。

昭和八年十月施行

- 一問 皮膚ノ構造ヲ記セ。
二問 呼吸器ニ就テ知ル所ヲ記セ。
三問 細菌ノ理學的死因ニ就テ述ベヨ。
四問 赤毛ヲ生ズル原因ヲ述ベ且其ノ豫防法ヲ記セ。
五問 左ノ事項ヲ説明セヨ。
(イ) 蒸氣消毒、
(ロ) 本縣規定ノ理髮消毒用石炭酸水ノ稀釋法。
六問 顔面仕上ノ順序及使用スル化粧品ノ選定。
七問 左ノ事項ニ付規則上定ムル所ヲ記セ。
(イ) 理髮營業者ノ意義。
(ロ) 傳染病性疾患患者ヲ取扱ヒシ後ノ處置。

既出 三重縣理髮科試驗問題

昭和八年六月廿七日

午前ノ部

- 一問 頭毛ハ何ニ役立つカ。
二問 傳染病トハ如何ナルモノナルカ。
三問 「耳そうじ」ノ害アル理由。
四問 手ノ消毒ノ仕方。

午後ノ部

- 五問 如何ナル場合ニ「かみそり」「はさみ」「くし」ヲ消毒スベキカ。
六問 左ノ事項ニツキ知レル所ヲ記セ。
(イ) 營業所ノ位置、構造ヲ變更セムトスルトキハ如何ナル手續ヲ要スルヤ。
(ロ) 雇人ヲシテ營業ニ従事セシメムトスルトキハ如何ナル手續ヲ要スルヤ。

結髮科試験問題

昭和八年六月廿七日

午前ノ部

- 一問 「まつげ」ノ作用。
- 二問 如何ナル際ニ「マスク」ヲ用フルカ。
- 三問 慢性傳染病名二種ヲ舉ゲ説明セヨ。
- 四問 消毒藥ノ名稱二種ヲ舉ゲヨ。

午後ノ部

- 五問 煮沸消毒ノ仕方ヲ説明セヨ。
- 六問 營業者住所ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ結髮營業所ヲ變更シタルトキノ手續如何。

左ハ他府縣ニ於テ既出シタ問題ノ一部デアリマスガ便宜上、生理解剖、衛生傳染病、消毒、法令ニ分類シマシタ、尙、分類中、分類ノ位置ヲ誤ツタモノ又ハ重複シタモノガアル筈デスガ豫メ御承知願マス。

(生理・解剖)

- 一、頭部ノ解剖的名稱ヲ記セ。
- 二、腦ノ機能ヲ記セ。
- 三、肺ノ解剖的位置ト作用ヲ説明セヨ。
- 四、耳ノ解剖學的名稱ヲ列記シ其ノ生理的作用ヲ問フ。
- 五、頸部ノ重要器官ノ名稱及其位置的關係。
- 六、鼻毛ノ作用ヲ問フ。
- 七、顔面骨ノ名稱ヲ舉ゲヨ。
- 八、皮脂ノ効用ヲ記セ。
- 九、毛髮ノ發生ニ就テ。
- 一〇、鼻腔ノ効用ヲ問フ。
- 二、筋肉ニ就テ知レル處ヲ記セ。

三、左ノ事項ヲ簡單ニ説明セヨ。

血管 五管器

一三、頭蓋骨ノ名稱ヲ記セ。

一四、毛髮ノ生理的作用。

一五、顔面ヲ形成セル骨ノ名稱ヲ問フ。

一六、鼓膜ノ位置及其ノ作用。

一七、脫毛ハ如何ナル場合ニスルカ。

一八、頭蓋骨ノ名稱、位置及生理作用。

一九、皮膚ニ存在スル分泌腺ノ名稱及其ノ生理的作用ヲ記セ。

二〇、血液ノ性分及生理的作用。

二一、心臟ノ位置、形狀及構造。

二二、淋巴腺及淋巴管ニ就テ記セ。

二三、毛髮ノ構造及作用ヲ問フ。

二四、左ノ事項ニ就テ記セ。

後頭骨、毛髮、

二五、顔面ニ表在セル動脈ノ名稱。

二六、顔面各部ノ名稱ヲ舉ゲヨ。

二七、皮膚ノ生理的作用ヲ記セ。

二八、腹腔内ノ諸臓器ノ名稱ヲ舉ゲヨ。

二九、呼吸ハ何ンノ爲ニスルヤ説明セヨ。

三〇、下顎骨ニ联接セル骨名ヲ記セ。

三一、顔面筋ノ名稱ヲ記セ。

三二、消化器ノ生理的作用ヲ問フ。

三三、呼吸作用ヲ説明セヨ。

三四、五臓器及其ノ解剖的部位。

三五、頭部外表髮部ノ名稱。

三六、異常毛髮ノ種類ヲ舉ゲヨ。

三七、頭蓋骨ノ區別、名稱、個數ヲ問フ。

- 三六、髮際各部ノ名稱ヲ舉ゲヨ。
- 三九、人体ノ軟組織ハ如何ナルモノヨリナルカ。
- 四〇、皮膚及筋肉ノ構造。
- 四一、心臟ノ機能及血液作用。
- 四二、唾液ノ分泌作用ヲ示セ。
- 四三、マイボーム氏腺及耑腺ニ就テ記セ。
- 四四、爪ノ構造及作用。
- 四五、胡蝶骨ニ就テ記セ。
- 四六、消化器ノ生理的作用ヲ記セ。
- 四七、外聽道ニ於ケル聽器ノ保護裝置ニ付テ記セ。
- 四八、胸腔内諸臟器ノ名稱。
- 四九、肝臟ノ位置並ニ其ノ生理的作用ヲ問フ。
- 五〇、呼吸器ノ名稱及機能ニ就テ知ル所ヲ記セ。

(衛生)

- 一、室内換氣ノ必要ナル理由。
- 二、作業場内ノ空氣汚染ノ原因及其ノ裝置ヲ記セ。
- 三、皮膚ノ衛生ニ就テ。
- 四、日光ガ人体ニ必要ナル理由ヲ述ベヨ。
- 五、衣服ノ人ニ必要ナル理由。
- 六、日光ノ衛生上ノ効能ヲ記セ。
- 七、室内ノ消毒ニ付テ記セ。
- 八、空氣ノ性分ト炭酸瓦斯ノ衛生的關係。
- 九、皮膚ノ養生法。
- 一〇、換氣並ニ換氣法ノ必要ナル理由。
- 一一、清潔ト消毒トノ異ナル點ヲ記セ。
- 一二、新鮮ナ空氣ノ必要ナル理由。
- 一三、空氣中ノ塵埃ト人体トノ關係。
- 一四、「マスク」ハ何故使用スルカ。

- 一五、營業所ノ清潔方法ト毛層ノ處置ニ就テ記セ。
- 一六、採光法トハ如何。

(傳染病)

- 一、化膿性疾患ノ原因及症狀。
- 二、頭部顔面ノ丹毒ニ就テ記セ。
- 三、第二期梅毒ハ如何其ノ傳染經路。
- 四、細菌ノ形態及分類ニ付テ記セ。
- 五、膿漏眼ニツイテ記セ。
- 六、顔面ニ發スル傳染性皮膚病ノ名稱ヲ問フ。
- 七、肺結核ノ傳染經路。
- 八、丹毒ニ就キ知ル處ヲ記セ。
- 九、理髮營業ニ於テ感染シ易キ傳染病ノ種類ヲ記セ。
- 一〇、黃癬ノ原因及症狀。

- 一一、鼓膜ヨリ侵入スル傳染病ノ病原体ヲ問フ。
- 一二、白癬ハ如何ニシテ傳染スルカ。
- 一三、疥癬ノ原因及症狀豫防法ニ就キ記セ。
- 一四、傳染病ノ侵入門戸ニ就テ記セ。
- 一五、癩病トハ如何ナル疾病ナリヤ。
- 一六、「トラホーム」ニ就テ記セ。
- 一七、細菌ノ發育増症ニ就テ記セ。
- 一八、結核ニ付テ述ベヨ。
- 一九、直接傳染ト間接傳染トノ區別ヲ説明セヨ。
- 二〇、傳染病毒ハ如何ナル時死滅スルヤ。
- 二一、眼ノ分泌物ニヨル傳染病ヲ記セ。
- 二二、傷口ヨリ侵入スル傳染病。
- 二三、淋病、梅毒、結核、癩病、白癬、各々ノ病原体ノ形態ヲ記セ。
- 二四、圓形禿髮ノ特長及傳染經路。

- 二五、細菌ノ分類發育條件。
- 二六、丹毒ノ原因豫防法。
- 二七、免疫性トハ如何ナル事カ。
- 二八、業務上病毒ノ傳染防止法。
- 二九、白癬ノ原因ト症狀其ノ豫防法。
- 三〇、肺結核ノ主ナル症狀ト其豫防法ヲ記セ。
- 三一、左記ノ事項ニ付知ル事ヲ記セ。
 - (イ) 病原体ノ侵入門及排出路。
 - (ロ) 丹毒ト「トラホーム」ノ病原体ノ所在。
- 三二、砂毛ニ就テ知ル所ヲ記セ。
- 三三、寄生性毛瘡ニ就テ記セ。
- 三四、濕疹トハ如何ナル病ナリヤ。
- 三五、「トラホーム」患者作用後ノ注意。
- 三六、肺結核、癩病ノ傳染經路。
- 三七、禿頭ノ種類及ビ本病ハ如何ニシテ起ルヤ。

- 三八、「トラホーム」ノ原因及症狀豫防法。
- 三九、飲料水ニヨリ媒介セラレル傳染病ノ種類如何。
- 四〇、左記ノ病原体ヲ問フ。
 - (イ) 結核 (ロ) 丹毒 (ハ) 白癬 (ニ) 膿漏眼 (ホ) トラホーム。
- 四一、理髮中傳染スベキ皮膚疾患三ツヲ舉ゲヨ。
- 四二、形体上ヨリ見タル細菌ノ分類並ニ消毒方法ノ種類ヲ舉ゲヨ。
- 四三、結核菌ニ就テ記セ。
- 四四、癩病トハ如何ナル疾病ナリヤ其病狀ノ大要ヲ記セ。
- 四五、鬚瘡ノ症狀及豫防法。
- 四六、細菌ノ運動トハ如何。
- 四七、媒介体トハ如何ナルモノカ。
- 四八、微生物ニ付テ。
- 四九、脾脫疽ニ付テ知ルダケ記セ。
- 五〇、結節裂毛症トハ如何。

五、頑癬ニ就テ述ベヨ。

(消毒)

- 一、理髪ニ要スル消毒薬三種ヲ舉ゲヨ。
- 二、頭垢取リ剃刀ノ消毒方法。
- 三、消毒ノ必要ナル理由如何。
- 四、消毒ニ適スル左記薬品ノ調製法ヲ記セ。
(イ)クレゾール液 (ロ)フォルマリン水 (ハ)石炭酸水。
- 五、理學的消毒法ニ就テ記セ。
- 六、消毒用酒精ノ製法如何。
- 七、日光消毒ニ就テ記セ。
- 八、消毒法ヲ選ブニ如何ナル要件ヲ具備スルヤ。
- 九、石炭酸ノ性狀及應用ヲ記セ。
- 一〇、皮膚傳染病及其ノ疑アル者ヲ理髪シタル場合ノ處置如何。

- 二、消毒ノ目的、種類、方法。
- 三、銹及櫛ノ消毒法。
- 三、蒸氣消毒トハ如何ナルモノカ且ツ之ニ適當ナルモノト不適當ナルモノトヲ記セ。
- 四、業務上病毒傳播ノ防止法如何。
- 五、左ノ消毒法ヲ記セ。
(イ)痰壺、(ロ)櫛、(ハ)床、(ニ)椅子、(ホ)紙。
- 六、乾熱ト濕熱トハイヅレガ消毒力有効ナルヤ且ツ其ノ理由ヲ簡單ニ答ヘヨ。
- 七、消毒方法ノ種類。
- 八、消毒ノ目的トハ如何。
- 九、「フォルムアルデヒド」瓦斯消毒方法ヲ問フ。
- 一〇、消毒薬ニ必ラズ水ヲ必要トスル理由如何。
- 二、煮沸消毒ニ就テ記セ。
- 三、消毒薬ノ種類及濃度。
- 三、左ノ各々ノ消毒ハ如何ニスルヤ。